

第V編 通牒・通達編

第V編 通牒・通達編



## V1部 一般労務・職業指導関係

昭和二〇年八月二一日

〔五―一―一〕 厚生省勤労局長より各地方長官宛

### 大東亜戦争終結ニ伴ウ国民勤労員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件

- (一) 解雇退職ノ制限ニ関シテハ近ク通牒相成可キ「工場事業場従業者ノ戦後応急措置ニ関スル件」ニ依リ措置スベキコト
- (二) 男子就業ノ禁止又ハ制限ハ之ヲ廃止スルコト
- (三) 土建等日雇統制ヲ除キ雇人就職ニ関スル規制ハ之ヲ廃止スルコト
- (四) 理科系学校卒業者雇人制限ハ之ヲ廃止スルト共ニ従来ノ雇人割当ハ之ヲ取消スコト
- (五) 労務供給業者ニ依ル従業者ノ使用又ハ之ヲ事実上停止スルコト

『行政二』

昭和二〇年八月二一日

〔五―一―二〕 厚生次官より各地方長官宛

### 戦争終結ニ伴ウ工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件

(応急措置の方針として)

戦争終結ニ伴フ労務ノ再配置ニ付テハ産業転換ノ進展ニ即応シ逐次為サルベキモ差当リ緊要ナル民需産業ニ必要ノ労務ヲ確保スルト共ニ特ニ軍需産業ノ従業者ニ付急激ナル混乱ヲ防止併セテ離職従業者ニ対スル給与ノ基準ヲ定ムルハ現下喫緊ノ要務ナリ因テ左ノ要領ニ依リ応急暫定的措置ヲ講ゼントス

(要領として)

- (1) 緊要な民需産業については雇用主の一方的意志による解雇を制限すること
- (2) その他の産業で事業の休廃止による整理については輸送、住宅事情に応じて順次解雇すること
- (3) 徴用者は前職が、㊦農林水産業、㊧大工、左官・とび職、屋根職、板金、土工、㊨女子では家庭に復帰するもの、㊩民需産業または商業に従事していたもので原

職復帰できるもの、㊪自営できるものの順序にしたがつて解除すること。

(4) 学徒、女子身体障害者については学校、家庭に復帰させること。 『行政二』

昭和二〇年九月七日

〔五―一―三〕 厚生省勤労局長より庁府県長官・地方総監あて (厚生省発勤第一九九号)

### 联合国軍進駐ニ伴フ労務確保ノ準備措置ニ関スル件

(準備を要する労務者の範囲)

宿舍、電気、ガス、上下水道、暖房等联合国軍進駐に伴い必要な設営および道路、鉄道、埠頭その他の施設の修理ならびに各種荷役、運搬作業に要する ㊱一般労務 ㊲技術的労働および半熟練労働 ㊳荷役および仲仕 ㊴道路、鉄道、埠頭その他の修理 ㊵联合国占領軍用の住居およびその関連施設の建造であり、労務供出については、土建、荷役、輸送労務者については労務報国会等を督励し当該労務者の登録整備に努めさせ、常にその現況を明らかにしておくこと、特に荷役、輸送労務者については日通、港運、自動車統制会社その他関係組合の積極的な協力を求めること

『行政二』

昭和二〇年九月二八日

〔五―一―四〕 厚生・内務次官、各地方長官・警視総監・地方鉱山局長宛 (厚生

省発勤第二〇八号・内務省発警第一〇四号)

### 終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件

今般終戦ニ伴フ新事態ニ対処スル為大日本産業報国会ハ九月末日ヲ以テ之ヲ解散スルコトト相成候ニ付テハ都道府県産業報国会及大日本産業報国会鉱山部会モ同様可及的速ニ之ヲ解散セシムル様可然御措置相成度追而右ハ工場事業場ニ於ケル単位産業報国会ヲモ直ニ解散セシメントノ趣旨ニテハ無之其ノ存廢改組等ハ各其ノ成立ノ経緯運営ノ事情等ニ即シ自主的ニ決定セシムル様致度為念

### 厚生省勤労局長から地方長官あての内翰

拝啓 時下御清勝之段奉賀陳者本日別途厚生、内務次官ヨリ産業報国会ノ解散ニ付通牒相成候処今後ノ勤労諸情勢ヲ察スルニ工場事業場ノ勤労者ニ付可及的厚生施設ヲ充

実シ其ノ福祉ノ増進、教養文化ノ向上ヲ図リ以テ産業平和ノ維持、民需生産ノ増強ニ資スルノ要極メテ緊切ナルモノ有之、中央ニ於テモ之ガ実施推進体設立ノ氣運モ有リ当省トシテモ之ニ関シ考慮研究致居次第第二御座候ニ付テハ貴地方ニ於テモ右趣旨ノ団体結成ノ計画アルトキハ中央団体設立ノ際ニハ其ノ支部トナシ得ル如ク可然御配慮相煩度都道府県産業報国会（鉱山部会）ノ精算ニ当リテハ此ノ辺御含ミノ上御指導相成度此段得貴意候 敬具 『行政二』

昭和二〇年一月一〇日

〔五―一―五〕厚生省労政局長・勤労局長、各地方長官宛通牒（労発第三二号）

### 地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件

#### 第一 行政機構ニ関スル事項

##### 一 庁府県

(一) 地方庁ノ勤労並ニ労政主務課ハ之ヲ警察部ヨリ内政部ニ移管スルコト（警視庁ニ在リテハ勤労部ヲ廃シ東京都民生局ニ移シ労政、勤労ニ課設置ノ見込大阪府ニ在リテハ勤労部ヲ廃シ内政部ニ移管スルコト）

(二) 従来警視ヲ以テ充当スル労政主務課長並ニ警視庁及大阪府警察局勤労部ノ警視課長定員ハ之ヲ事務官ニ改メラルルモノナルコト

右ニ伴ヒ労政主務課ニ専属スル警部以下ノ警察官ノ定員ハ之ヲ属ニ改メラルルモノナルコト、此ノ振替職員定員ハ貴庁名ノ予定ニシテ本職員ハ全額国庫支弁ノ予定ナルコト

(三) 従来労政主務課ノ所管事項中、汽罐取締事務ハ内政部ニ移シ瓦斯取締事務ハ警察部ニ残置スルコト

(四) 勤労署職員ノ人事、予算、経理等庶務ニ関スル事務ハ勤労主務課ニ於テ処理セシムルコト

##### 二 勤労署

(一) 労政行政ノ第一線事務ハ従来警察署ニ於テ所掌シ来レル処今般之ヲ勤労署ニ移管スルコトトナリタルコト

従ツテ関係官制中勤労署ノ所管事項中ニ労政行政ヲ所掌シ得ル如ク所要ノ改正ヲ加フルト共ニ勤労署ニ新ニ労政課（係）制ヲ設ケシムルコト（本件ニ関シテハ迫テ指示アルベキコト）

(二) 右ニ伴ヒ警察署ノ定員中労政主務係ニ属シ居ル警察官ノ定員ヲ属ニ振替へ勤

労署ニ配置スルコトトナリ其ノ数ノ貴庁振替ハ左表（略）ノ通りニ付各勤労署別配属定員数ヲ定メ十二月二十日迄ニ必着スル様報告セラレタキコト

(三) 勤労署ニ於ケル労政行政関係職員ヲ配置スルニ当リテハ其ノ業務内容ニ鑑ミ多数ノ工場事業場ヲ所管スル署ニ重点ヲ置キ他ノ勤労署ニ在リテハ極ク少数ノ人員ヲ配置スル如ク配意スルコト

尚右属設置ノ経費ト併セ雇員其ノ他事務補助員ノ設置費ニ付テモ各庁府県ニ於テ可然配意アリタキコト

三 前各号ノ職員ニ関シテハ国及地方費ニ付行政整理ニ依リ夫々相当範囲縮減セララル見込ナルヲ以テ予メ考慮シ置カレ度キコト

#### 第二 行政運営ニ関スル事項

##### 一 地方庁

(一) 労政行政ノ内政部門移管後ニ於テモ警察部門ハ関係法令違反ニ対スル司法処分、労働争議ニ際シテノ刑事犯ノ取締等緊密ナル関聯ヲ有スル事項多カルベキニ付常時不即不離ノ連繫ヲ保持スルコト

##### 二 勤労署

(一) 勤労署ニ担当セシムベキ労務行政ハ

1 工場法、商店法、其ノ他労働保護法令施行上ノ指導監督

2 労働情勢ノ把握、情報ノ蒐集及報告

3 関係諸法令ニ基ク諸種ノ申請、届出等ノ受理及示達並ニ上級官庁ヨリ委任セラレタル許、認可ノ施行等ノ予定ナルコト

(二) 然レ共移管早々多量ノ事務ヲ勤労署ニ負荷スルハ勤労署事務ノ運営上支障ヲ来ス虞レアルニ付差当リハ出来得ル限り本庁ニ於テ行フヲ主眼トシ勤労署ニ於ケル労政行政関係職員ノ充実、事務ノ習熟等ヲ考慮シ逐次勤労署ヲシテ事務ヲ執行セシムル様配意セララルコト 『行政二』

昭和二〇年一月一五日

〔五―一―六〕厚生次官より東京都長官、北海道庁長官、府県知事宛（発労第八号）

### 地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件依命通牒

一 庁府県及勤労署等関係職員ノ人事ノ刷新ニ意ヲ用ヒ優秀職員ノ確保ヲ期スルト共ニ民間有能者ノ積極的登用ヲ図ラレタキコト

二 今後ニ於ケル行政就中勤労行政ニ在リテハ失業対策、労働者保護等社会的施策ヲ中心ト為スベキニ付此ノ際官権の気風ノ一掃ヲ期シ関係職員ノ資質ノ向上ヲ図ラレタキコト

三 労政行政ノ第一線機関ハ勤労署トナリタルモ当分ノ間労働組合、労働争議等ノ重要事項ハ努メテ庁府県自ラ之ヲ行フコトトシ工場監督ニ付テモ勤労署ニ於テ所掌セシムル事項ハ必要最少限度ニ止メ事務慣熟後逐次委譲スル如ク配意セラレタキコト

四 庁府県及勤労署ニ於ケル労政関係職員ハ今回ノ移管ニ伴ヒ其ノ陣容弱体化ノ虞アルヲ以テ国費配当職員ノ外地方賞ヲ以テ之が充実ヲ図ラレタキコト

『行政二』

昭和二〇年二月二七日

〔五―一―七〕 厚生省勤労局長から各庁府県長官宛通牒（勤発第一、一八一号）

### 日雇労働二関スル事務処理二関スル件

(一) 関係日雇労働者ノ登録整備ヲ為シ常ニ其ノ所在、技能及就労状況等ヲ明確ニシテ置クモノトス

(二) 日雇労働者ノ就労斡旋ニ当リテハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルモノトス

1 事業ノ緊要度ニ従イ其ノ配分ヲ為スコト

2 特殊ノ技能、経験ヲ有スル者ニ付テハ之が活用ヲ図ル如ク措置スルコト

3 事業主ト特殊ノ関係ヲ有スル者ニ付テハ之ヲ充分尊重スル如ク配意スルコト

(三) 勤労配置規則第六条ノ規定ニ依ル紹介又ハ承認ニ付テハ其ノ内容ヲ表示スル紹介票又ハ承認票ヲ交付スルモノトス

(四) 集合日雇労働者が需要数ニ不足シ又ハ超過シタル場合ハ他ノ日雇勤労署又ハ一般勤労署ト聯絡シ之ガ需給ノ調整ヲ図ルモノトス

(五) 進駐軍労働ノ取扱ニ付テハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルモノトス

1 常ニ要求数ニ対スル完全充足ヲ目途トシ労働者ノ積極的開拓、隣組、部落会ノ活用等ニ依リ之が責任供出ヲ為スモノトス

2 労働者ノ引率、作業現場ノ監督、作業終了引上等ニ付テハ可及的速カニ凡テ職員ヲシテ之ニ当ラシムル如ク措置スルモノトス

3 賃金支払、物資配給ニ付テハ特ニ之ガ適正ヲ期スル如ク留意スルモノトス

『行政二』

昭和二一年二月（日付け不詳）

〔五―一―八〕 勤労局長通牒

### 定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱

(1) 引揚者の職業相談に際しては内地の職業事情に周知徹底

(2) 積極的な求人開拓

(3) 雇用勧奨

(4) 職業補導施設・授産施設・救護施設との連絡

(五) 上陸地への職員の派遣

『行政二』

昭和二一年三月二日

〔五―一―九〕 厚生省勤労局長より各地方長官宛（厚生省発動第八号）

### 緊急就業対策ノ実施二関スル件

経済危機緊急対策ノ一環トシテ曩ニ別紙ノ通「緊急就業対策要綱」閣議決定相成候処之ガ実施ノ具体的施策ニ関シテハ目下鋭意準備取進メ中ニ有之候処取り敢ヘズ要就業者ノ就業斡旋措置ニ付テハ別紙要領ニ依リ実施スルコトト相成候条左記御了知ノ上之ガ運営ニ付万遺漏ナキヲ期セラレ度

記

一、失業調査ノ実施期日及実施ニ関スル詳細ハ近ク通牒スベキモ調査票（様式ハ示ス）

ノ用紙ノ入手其ノ他ノ作成ハ速急ニ困難ナルヲ以テ今回ニ限り各都道府県ニ於テ調整スル如ク予メ所要ノ手配ヲ講ジ置クコト

予算ニ付テハ別途考慮中ナルコト

二、就業対策実施ニ関スル連絡機関（委員会）ハ直チニ設置シ積極的ニ之ヲ活用シ実施ノ円滑ヲ期スルコト

三、適正ナル就業斡旋ノ成否ハ職業開拓ニアリ極メテ重要ナルニ付単ニ勤労署ノミニ委ネルコトナク都道府県、勤労署一体トナリ積極果敢ニ之ガ開拓ニ努ムルコト

四、授産、内職施設、社会救護事業施設等ノ内容所在地等ハ必ズ勤労署ニ熟知セシメ置クト共ニ常ニ緊密ナル連絡ヲ保持セシメ此ノ方面ニ対スル斡旋ニ齟齬ナキヲ期セシムルコト

## 緊急就業対策要綱（編注・略）

### 就業斡旋実施要領

#### 第一 緊 急

就業対策ノ実施ハ一ニ計画的且綜合的ニ要就業者ヲ判定シ、之ガ各種計画事業其ノ他一般事業ニ斡旋シ以テ健全ニシテ且適性ナル職業ヲ附与スルニ在ルヲ以テ左ニ依リ円滑迅速ナル斡旋措置ヲ講ズルモノトス

#### 第二 措 置

##### 一、失業者ノ把握

常時失業者（就職ノ意志ト能力ヲ有シ就職ノ機会ヲ得ザルモノ）ノ数ヲ明ニスルト共ニ其ノ生活状況其ノ他之ガ実態ヲ把握シ緊急就業対策遂行上ノ基礎資料タラシムル為定期又ハ臨時ニ失業者ノ調査ヲ実施ス

##### (一) 定期調査、年二回全国一斉ニ施行ス

(イ) 調査時期 三月十五日及九月末現在トス

(ロ) 調査対象 年令満十二年以上満六十年迄ノ男子及年令満十二年以上満四十年迄ノ女子ニシテ現ニ失業中ノモノトス但シ国民学校在学中ノ

児童並ニ学生生徒ヲ除ク

(ハ) 調査事項 住所、氏名、年令、性別、配偶者ノ有無、學歷、家族ノ状況、

特技、前職、失業ノ期間、希望職業、希望産業、就職希望地

(ニ) 調査ノ方法 所定ノ調査票ヲ市町村ヲ通ジ町内会（部落会）ニ配布、該当者本人ニ所要事項ヲ記入セシメ町内会（部落会）ニ蒐集ノ上市

町村ヲ通ジ勤労署ニ提出ス

##### (二) 臨時調査

(イ) 都道府県ハ定期調査実施後次回調査実施ニ至ル迄ノ間ニ於ケル失業者ノ

異動状況ヲ明確且具体的ニ把握スル為必要ニ応ジ勤労署ヲシテ市町村協力ノ下ニ臨時所要ノ調査ヲ実施セシムルモノトス

(ロ) 調査ハ市町村別ニ時期ヲ定メ各町内会、部落会ニ付失業者ノ連名表ヲ作成セシメ、新タニ失業者トナリタルモノニ付テハ所定ノ調査票ニ依リ記入セシメ夫々調査ス

##### (三) 本調査実施ノ為左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 市（町内会）ノ町村ニ調査指導職員ヲ配属スルモノトス

(ロ) 隣組長ニ調査手当ヲ支給スルモノトス

#### 二、調査票ノ分類保存並ニ統計

勤労署ニ集括セル調査票ハ前項調査ニ依ル以外ノ失業者ニシテ別途勤労署ニ求職申込ヲ為シタルモノノ求職票ト併セテ左ノ通りニ分類保存シ個々人ノ具体的調査並ニ就業判定、斡旋ノ資料トシテ利用セラルル外中央ニ於ケル失業救済需給計画大綱策定ノ基礎統計トシテ報告セラルモノトス

##### (一) 分類

第一 分 類 知識階級並ニ一般勞務者別

第二 同 性別

第三 同 希望産業別

第四 同 希望職業別

##### (二) 整理

調査票ハ右分類ニ整理セラルルモ臨時調査又ハ就業斡旋ニ依リ訂正、除去等ノ整理ヲ為スモノトス

##### (三) 統計

調査票ハ左ノ事項別ニ集計セラレ、地方庁經由厚生省ニ報告スルモノトス

集計項目

1 知識階級失業者統計

性別、年令別、前職別、失業期間別、希望産業別、希望職業別

2 一般失業者統計

性別、年令別、前職別、失業期間別、希望産業別、希望職業別

##### 三、関係機関ノ連絡

本施策ノ綜合關連性ニ鑑ミ関係機関ハ常ニ密接不離ノ連絡ヲ保持スルノ要アルヲ以テ左ノ如ク連絡ヲ維持スルモノトス

##### (一) 中央機関

(イ) 關係各省ハ厚生省ヲ中心トシテソノ所管事業ノ計画、施行場所、施行時期、終了時期、所要勞務者数、就業条件等具体的連絡ヲ為スモノトス

右ノ為ニ厚生省ニ設置セル失業対策各省連絡本部ヲ改組シ新タニ官制ニ依リ臨時就業対策本部ヲ設ケ之ガ機能ヲ活用スルモノトス

(ロ) 關係各省ハソノ所管事業遂行上必要ナル勞務ハ原則トシテ勤労署ノ斡旋ニ依リ受入レルモノトシ出先機関ニ対シ此ノ旨指示スルモノトス

##### (二) 地方機関

地方庁ハ關係各省ノ系統部課間ニ常時緊密ナル連絡ヲ保持スル為職業行政主

管部課ヲ中心トシ必要ナル委員会等ノ組織ヲ確立スルコト

(三) 現地機関

勤労署ハ各勤労署相互間ノ連絡ヲ密接ニ保持スルノ外事業場及各省出先機関ト常ニ連絡シ就業、賃金、給与等ノ調整ヲ図ルモノトス  
四、労務需給計画ノ策定

本施策ノ実施ハ計画的且総合的ニ行フノ要アルニ鑑ミ之ガ実施ニ当リテハ労務需給ニ関シ必要ナル計画ヲ樹立スルモノトス

(一) 厚生省ハ関係各省所管事業ノ計画、実施、進捗ヲ綜合勘案シ失業救済需給計画ノ大綱ヲ策定スルト共ニ地方庁ニ対シ関係各省所管事業ノ計画ヲ通報スルモノトス

(二) 地方庁ハ厚生省ヨリ通報セラレタル関係各省所管事業ヲ始メ地方庁自体ニ於テ起興スル各種事業其ノ他民需産業ニ於ケル労務ノ需要ヲ綜合的ニ勘案シ之ガ労務需給計画ヲ策定実施スルモノトス

右計画ハ差当リ四月以降六ヶ月間ニ付之ヲ行フモノトシ至急之ガ樹立ヲナシ之ヲ厚生省ニ報告スルモノトス

(三) 厚生省ハ前項ノ報告ニ基キ必要アル場合ハ之ガ全国的需給調整ヲ行フモノトス  
五、就業相談、指導、判定

勤労署ハ保管セル失業調査票ニ基キ管内地区別ニ巡回相談班ヲ組織シテ要就業者ト面談シ又ハ勤労署若ハ市町村職業相談機関ニ出頭ヲ求ムル等ノ措置ヲ講ジテ相談、指導ヲ為シ其ノ者ノ就業ニ付左ノ如キ判定ヲ為スモノトス

判定ノ区分

- ① 勤労能力ノ有無
- ② 知識階級者及一般労務者別
- ③ 知能程度
- ④ 技能程度
- ⑤ 適 職
- ⑥ 職業補導ノ要否
- ⑦ 救護ノ要否

六、職業開拓

都道府県、勤労署ハ常ニ管内ニ於ケル産業ノ振興、各種事業ノ実施状況等ヲ的確ニ把握スルト共ニ左ニ依リ職業開拓ノ計画ヲ樹テ積極的ニ之ヲ実施スルモノトス

(一) 都道府県ハ各委員会ヲ利用スルノ外随時官公署各種産業団体及主要事業主ヲ網

羅セル懇談会協議会ヲ開催シ就業対策ノ趣旨徹底及職業開拓ニ資スルモノトス

(二) 勤労署ハ職業開拓班ヲ実施シ開拓ニ当リテハ必ず要就業者ノ特技希望条件等ノ内容ヲ携行シ出来得ル限り具体的ナル結果ヲ収ムルニ努ムルモノトス

(三) 勤労配置規則ニヨル事業主ノ事前雇人届出制並ニ事前解雇報告制ヲ励行セシムルト共ニ本規定ニ該当セザルモノト雖モ原則トシテ勤労署ト常時緊密ナル連絡ヲ保持セシムル如ク指導スルモノトス

七、幹 旋

就業幹旋ハ計画的且総合的ニ之ヲ為スノ要アルニ鑑ミ各種計画事業及一般事業場ニ於ケル労務者ノ雇入ニ付テハ勤労署ト緊密ナル連絡ノ上之ヲ為サシムル如ク指導スルモノトス

(一) 勤労署ハ要就業者ノ判定ニ基キ其ノ適性ヲ考慮シ就業幹旋シ得ルモノニ付テハ直ニ之ガ就職ヲ幹旋シ然ラザルモノニ付テハ夫々左ニ依リ適当ナル部門ニ幹旋スルモノトス

① 職業補導施設へ幹旋

② 授産内職施設へ幹旋

③ 社会救護事業施設へ幹旋

(二) 幹旋ニ当リテハ要就業者ノ扶養家族生計状況等ヲ斟酌シ生活ノ逼迫セル事情ニアルモノヨリ順次就業セシムルモノトス

(三) 他ノ管内ニ於テ就業幹旋スルヲ適当ト認ムル者ニ付他ニ連絡ノ必要アルモノハ其ノ者ノ失業調査票及判定ノ結果ヲ添へ之ヲ為スモノトス

八、就業後ノ補導

勤労署ハ就業者ノ就業、給与、生活、環境等ノ改善ニ付受入事業場ト密接ニ協力シ之ガ補導ニ努ムルモノトス

備 考

付言(略)

『失対一』

昭和二年八月一七日

(五十一一〇) 厚生省勤労局長、各地方長官宛(勤発第四三八号)

勤労署業務運営に関する件通牒

終戦後に於ける職業行政は国民の完全就職を目的として大いなる転換を見た次第であるが、逐次増加の一途を辿りつゝある、尨大な失業者を有する今日におい

ては、失業問題の解決が職業行政における最緊要事と言はねばならないのである。而して失業問題解決の第一線現場機関である勤労署においては、失業者の実態把握をなすと共に管内の産業、経済事情につき精密なる知識を保有する必要があることは申す迄もないことであつて、かゝる状況把握の下に広く全国的労働市場の趨勢を洞察し、克くこれが負荷の重責に任せねばならない。

今回別紙の通り勤労署業務運営要綱が策定せられたのも全くかゝる趣旨によるものであつて左記御留意の上勤労署業務の合理的且効率的運営につき万全の努力を致されるやう格段の御配慮を願ひたい。

## 記

一、勤労署業務運営要綱については近く本省主催をもつて打合会を開催し細目に亘り指示する予定なるも不取敢勤労署長研究会その他適當の方法により内容並びに効果的なる実施方法の研究検討を行ひ来る九月より貴管下主要勤労署より逐次着手し得るやう留意すること。

二、調査統計表は常に最新の資料により作製する如く順次訂正補遺を加へ労働市場の現況把握に遺憾なきやう留意すること。

三、調査統計表は労働市場に関する基本調査資料として別綴すると共に必要に応じてこれをグラフ図表として加工作製し調査のための調査に終らざるやう常に業務運営の基本的資料として活用するやう留意すること。

四、調査統計表中※印あるものは作製又は訂正補遺の都度これを勤労署より庁府県へ提出せしむると同時に当局（企画課）宛勤労署より直送せしむること。

五、労働市場における労務需要の趨勢を把握することは単に労務の需給調整上の基本的資料であるばかりでなく勤労署における業務の重点的所在を明にする所以にして刻下喫緊の要務なるをもつて調査統計表中※印あるものを提出するにあつては、本表を中心とする管下労働市場の構成動向労務需給調整上の諸問題勤労署の業務の重点的所在其他につき概説したる報告書を添附提出せしむること。尚調査統計表中第二十号及第二十一号の作成に当つては本年度は差当り一〇、一一、一二月及一、二、三月の二期報と前期分については速かに当局に到着せしむるやう留意すること。

（別紙）

## 勤労署業務運営要綱

第一、署員の服務並びに指導教養に関する事項

一、署員には戦時と戦後における職業行政の轉換せる所以を徹底的に了得せしめ且つ職業紹介事業の本旨に鑑み設備その他につき充分なる改善を加へると共に特にその第一線業務に従事する現業員たるの心構へを充分体得せしめ求職者に対する応接求人者に対する連絡その他事務の執行にあたりては飽怠懇切、公正、迅速を第一とし求職者の最後の一人に至る迄健全なる職業を斡旋して産業再開の促進、民生の安定に寄与することに留意し強権的、官僚的態度の如きは完全にこれを払拭せしめること。

二、現業官庁たる勤労署の使命は所謂窓口における職業紹介事務の懇切公正迅速なる遂行にあるのであるから、窓口の求人、求職の受付、相談等の係にこそ有能にして熟練せる職員を出来得る限り多数配置し、窓口事務の刷新充実を図ると共に署長自ら陣頭に立つてこれを指導監督すること。尚ほ窓口設備は窓口来訪者の流れを円滑ならしむる如く改善を加へること。

三、労働人口と、職業との配分結合の調整を主なる内容とする職業行政の対象は人口と職業の両面に亘りその背景は広く政治、経済、社会、教育等の総合国策と密接に関連するのであるから之が施策の運営に際しては常に其の総合性格を銘記してこれと関連する諸般の事項の動向に留意すると共に広く高き見識の養成に努むること。

四、管内諸事情殊に労務の需給状態、地方産業及び労働事情の調査研究に習熟せしめるやう指導訓練すること。

五、定期的に実務に関する講習会、研究、打合、懇談の会合を催す等の方法を講じて事務の連絡、改善に資し常に新規の工夫に努むること。

六、訓示通牒等趣旨の徹底滲透に努めると共に一定の方針を樹て計画的合理的に業務を遂行せしむる様に指導督励すること

## 第二、労働市場の実態把握に関する事項

一、終戦後における職業紹介は原則として労働の自主性を尊重する自由なる労働市場における求職（労務供給）と求人（労務需要）との結合を仲介斡旋してこれを促進し又は便宜を与へ全国的又は一定地域内における労働市場の組織的形成を促進することを本務とするのであるから、管内における労働市場の実態、即ち可働人口と職業の実態を実証的且つ総合的に把握することが、職業紹介業務を適正に運営するための基本要件であるので常時これが調査研究に努めその結果を分類整備すること。之が為三〇人以上の職員を有する勤労署に在つては労働市場の調査を専掌する調査課を設けること。



二、労働市場の実態把握にあたりては、必ずしもその管轄区域に拘束されることなく、特定の産業（労務需要）区域を中心としてこれに対する労務供給の給源、交通運輸等の実態を究明し、その需給の状況、特に主要作業における労務需要の現状とその将来における見透し、及び労務給源の有無、失業労務ある場合はその需要の可能性等を検討しその時々における勤労者業務の重点の所在を明確ならしむると共に必要に応じてはその合理的基礎に基いて産業起興、失業救済公共事業の起興又は職業補導の必要の有無を判断し必要な情報と共に都道府県並びに厚生省に申報すること。

三、前項の労働市場実態把握の目的は署長以下全署員に徹底的に了得せしめその一貫せる思想の下に上下左右緊密一体の連絡を保持してこれが実態把握に努むること、そのためには可働人口及び主要産業の両面に且り三ヶ月乃至は四ヶ月毎に調査を実施するものとする。

四、労働市場実態把握は左の事項を中心として行ふこと。

(一)可働人口の実態を把握すること。

(イ)職業行政の対象は単に勤労署に出入する求職者、或いは雇用関係に在る者ばかりのみではなく凡そ労働可能の年齢に達している者はすべてこれを含みこの点に於て雇用関係に在る者のみを対象とする労政行政とは著しくその範囲を異にするから、常にその視野を広くし可働人口の全体に亘りこれが実態の把握に努むること。

(ロ)失業人口については現在の深刻なる失業問題に対応してこれが体策を実施せねばならないので、特にその実態を詳細且つ的確に把握する必要がある。これがためにはある一定時期における調査統計を基礎として(例へば失業調査)その静態を把握すると共にその後における変動、特に復員軍人、引揚者の帰還及び新規学校卒業業者等による失業人口の増加並びに石炭、繊維等重要産業或ひは公共土木事業等に吸収される失業人口の減少等により失業指数調査を実施する地域においてはこれを活用しその動態を把握し、両者の総合修正に努むること。

(ハ)可働人口の実態把握の分類及び調査方法

可働人口	調査項目及び分類	調査方法
就	1就職人口の総数及地域的分布状況	1内閣統計局の人口調査

職 人 口	失 業 人 口	未 就 職 人 口
2 性別 3 年齢別 4 産業別 5 職業別 6 就業上の地位別	1 失業人口の総数及地域的分布状況 2 性別 3 年齢別 4 前職別 5 失業原因別 6 失業又は離職期間別 7 希望産業別 8 希望職業別 9 知識技能者と一般労務者別 10 就業希望地別	1 国民学校数及児童数 2 中等学校数及生徒数 3 大学高等専門学校数及学生数 4 各学校卒業修業者数 5 進学者、修業者その他の別 別表第十一号参照
2 失業指数調査 3 その他	1 失業調査 2 失業指数調査 3 実地調査 4 その他	1 文部省学事統計 2 その他

備考

1 調査にあたりては上記各種調査統計を活用するの外都道府県統計資料を利用すること。

2 市町村其の他官公衝と緊密なる連絡を保ち調査資料の蒐集に努むること。

3 その他常時積極的に実地探訪調査研究に務めこれが実態を把握すること。

4 調査研究の結果は各別表により整理分類し管内労働人口の状況を明瞭ならしめ置くこと。

(二)産業の実態を把握すること。

(イ)職業行政の対象としての職業は凡そ職業といはれるものゝすべてを含むのであるから、管内における職業の総数及びその地域的分布並びに職業の分化と構成について詳細且つ的確に把握すること。

(ロ)職業は政治、経済等の変動に伴って常に変動するからその動向に留意し管内における各職業部門の消長に伴う労働需要の増減を的確に把握すること。

(ハ)特に一般産業の振興及び各種公共事業の実施等による新規の労働需要の動向に留意すること、これがため三ヶ月毎主要なる工場事業場の新規労働需要につき調査すること。

(ニ)産業の実態把握の分類及び調査方法

調査項目及分類	調査方法
1 農林業	1 労働調査統計
2 水産業	2 農業調査統計
2 農業調査統計	3 商工省の各種調査統計
3 鉱山業	4 人口調査統計
3 商工省の各種調査統計	5 実地調査
4 工業	
5 商業	
4 人口調査統計	
6 交通運輸業	
5 実地調査 7 公務自由業	
8 家事用人その他	
9 重要工場の従業状況並に需要状況	
別表第十二—第二十二参照	

備考 可働人口の実態把握における各項目に留意すること。

(ホ)その他

管内主要工場又は事業場に関しては、特に次に掲げる労働市場要素の実態を把握しその労働市場の形成に与へる影響を具体的に検討し、労働需給調整上の資料たらしむること。

(1) 生計費

(2) 賃金

(3) 工場給食

(4) 寄宿制度その他厚生福利施設

(5) 生産の障碍又は隘路

(三)労働の移動の実態を把握すること

(イ)管内における季節労働者の流出入状況の把握に努むること

(ロ)管内における従業者の移動状況の把握に努むること

(ハ)労働移動の実態把握の分類及び調整方法

調査項目	調査方法
1 労働者流出入状況	1 人口調査
2 従業員の移動状況	2 労働調査
別表第二十四—第二十五参照 (略)	3 その他各種調査
	4 実地調査
	5 職業紹介成績

### 第三 職業紹介業務運営に関する事項

一、職業紹介業務の重点職業と稼働人口との結合を仲介斡旋する職業紹介は勤労者における業務の中核であつてこれが運営の適否は職業行政全般の成否を決するものであるからこれが業務の運営については、周到なる計画、積極的実行と細心の注意を必要とするが、現下の我国の急迫せる国情に照らして特に次の四点に重点を置くと共に左記各項に留意して業務の適切な運営を図ること。

(イ)進駐軍労働の完全充足

進駐軍の要求に係る労働供出は日本政府の責任において完全充足をなすべき最も重要な事項であるから、地元市町村その他関係団体と緊密なる連絡を保ち、実情に即応せる有効適切な施策工夫を凝らしその完全なる充足に萬遺憾なきを期すること。尚労働供給業者に依る労働供出については今後においては絶対にこれを使用せざることに留意し、現に実施している向においては速かにこれを廃止して日雇労働者をして直接これに当らしむ

るやうに指導すること。

(ロ)重要産業労務の充足

急迫せる経済危機を克服し民生安定の基礎を築くためには基礎的必需物資特に食料、住宅、石炭、繊維、肥料等の生産、配給、を増加又は促進することが根本であるから、これ等重要産業の所要労務については全力を傾注して完全充足すること。

(ハ)公共事業の労務充足

国又は地方公共団体においては実施する各種公共事業の所要労務は原則として勤労署を通じてこれを紹介斡旋することとし、失業者中要救済者及び社会救済の対象者として労働能力を有する者は優先的にこれを斡旋すること。

(ニ)全国的労務募集計画の完全なる実施

石炭、繊維又は住宅建設の所要労務の如き、厚生省の一元的計画の下に全国的規模において実施する労務の募集は、その時々における最も重要な部門における労務の充足であるから、これが計画の完全なる実施に努むること。

(ホ)カード交換の計画的実施

求人、求職の連絡、交換を計画的に実施して、求人又は休職の地域的偏在を解消し、全国に亘る労働市場の組織的形成を促進し、国营職業紹介所の真面目を発揮すること。

二、その他留意すべき事項

(一)求人開拓

(イ)官公署、各種産業団体及び主要事業主等と定期又は臨時に懇談会協議会を開催する外常時緊密なる連絡を保持すること。

(ロ)求人開拓班を組織し各官公署別、産業別、地域別等に計画を樹て定期又は臨時に巡回求人開拓を実施すること。

(二)求職開拓

(イ)学校その他各種団体との連絡提携並びにラジオ、文書、ビラ、ポスター、隣組回覧板等を利用し求人口の所在、労働条件及び福利施設等を周知せしめると共に併せて経済産業事情、勤労意欲高揚等の啓蒙宣伝を実施すること。

(ロ)求職開拓班を組織し定期又は臨時に巡回求職開拓を実施し出来得れば

現地銓衡を行ふこと。

(ハ)前号の場合は必ず予め準備し置きたる求人内容を携行し市区町村長

(担当吏員)、国民学校長、青年学校長、連絡委員その他関係者等と連絡協議を為すこと。

(三)職業指導

(イ)国民学校に対し

(1)巡回職業相談を行ひ職業選択に関する指導啓蒙を行ふこと。

(2)学校担当職員の指導並びに研究協議会を開催すること。

(3)父兄会、就職指導懇談会を開催すること。

(4)職業指導に必要な資料を供給すること。

(ロ)職業相談に際しては求職者の特性、健康、家庭状況等個人的特殊事情を勘案し併せて生活相談、家庭相談にも応ずる如くこれが適切なる指導に努むると共に、職業補導、授産施設等との連絡を緊密にし、これが活用を図ること。

(四)求人票、求職票及職業紹介成績表の整理

署長は毎週少く共一回査閲指導を行ひ紹介事務の渋滞を防止しこれが進捗を図ること。

(五)就職後の補導

就職斡旋したる者に対しては通信補導又は面接訪問補導を行ひこれが定着指導に激励に努むる。

別表(編注…略)

労働市場実態把握上の資料作製整備に関する注意(編注…略)

『失対二』

昭和二十一年九月一三日

〔五一―一一〕厚生省勤労局長、各地方長官宛(勤発第四七三号)

**知識階級失業応急救済事業実施に関する件**

今次公共事業の一環として知識階級失業者を吸収活用し食糧増産のための開墾技術指導作業並びに公衆衛生のための飲食物監視、伝染病等防疫作業に従事せしめることとなったので五月四日勤発第二八三号通牒「知識階級失業応急救済事業実施要領」によるの外左記事項御留意の上これが事業の実施に万遺憾なきを期せられたい。

一、貴県に対する配当人員は別表の通りであつてこれに対する補助額は就業手当一人一日八円一ヶ月二十五日稼働月二〇〇円及び事務費としてその一割の各七ヶ月分なること。

二、本事業に採用する知識階級失業者は左の事務に従事せしめるものなること。

1. 食糧増産のための開墾技術指導事務

右は別途九府県において実施する簡易なる公共事業中食糧増産のための戦災地整理開墾及び緑地帯開墾の技術指導に当らしめるものなること。

2. 公衆衛生のための

(イ) 飲食物衛生監視事務

右は府県における飲食物衛生その他清掃衛生監視事務に当たらしめるものとし、その実施細目については別途通牒によること。

(ロ) 伝染病等防疫事務

右は府県の保健所事務に当たらしめるものとしその実施細目については別途通牒によること。

三、本事業の実施主体は都道府県とし市町村をしてこれが実施に協力せしめること。

四、国庫補助申請（本年九月分より計算し年度内七ヶ月分）は遅くも本月末日までに当省必着を期し提出すること。

五、本事業は九月より実施するものなるにつき職業行政主務課をして関係部課と緊密なる連絡をなさしめ速かに所要の措置を講ずること。

別表

都道府県	食料増産		公衆衛生		合計
	開墾技術指導	飲食物衛生監視事務	伝染病等貿易事務	計	
北海道	一	二六七	六〇〇	八六七	八六七
東京都	五八〇	五八四	七八〇	一、七六四	二、三四四
京都府	一六〇	二七〇	二六〇	五三〇	六九〇
大阪府	三七〇	四七四	六〇〇	一、〇七四	一、四四四
奈良県	七〇	三三二	二六〇	五九二	六六二
兵庫県	一〇〇	二五四	四二〇	六七四	七七四

香川	徳島	和歌山	山口	広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎
一	一	一	一	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	二二	六五	一七九	一一九	六一	三五	二七	六一	八三	一九	三九	六三	五三	四二	五二	八四	八六	六八	四四	二四	一三五	二八四	一〇五	一九	六二	三六	一一三	七九	〇二	九〇	一七
一八〇	一四〇	一六〇	三二〇	三八〇	二八〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二八〇	二八〇	一六〇	二〇〇	一四〇	二八〇	二八〇	三〇〇	二二〇	二二〇	二〇〇	一四〇	二四〇	四二〇	二〇〇	一六〇	二二〇	二二〇	三〇〇	一六〇	二四〇	三四〇	二二〇
二一八	一六二	二二五	四九九	四九九	三四一	二三五	一二七	二六一	三六二	二九九	一九九	二六三	一九三	三二二	三三二	三〇四	三八六	二八八	二四四	一六四	三七五	七〇四	三〇五	一七九	二八二	二五六	四一三	二三九	三四二	四三〇	三三七
二一八	一六二	二二五	四九九	五三九	三四一	二三五	一二七	二六一	三六二	二九九	一九九	二六三	一九三	三二二	三三二	三〇四	三八六	二八八	二四四	一六四	四一五	八〇四	三〇五	一七九	二八二	二五六	四一三	二三九	三四二	四三〇	三三七

愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	合計
八六	三〇	四〇	七〇	二六	八二	四九	四九	一、五〇〇
三〇〇	一〇〇	三〇二	二八〇	一〇〇	二四〇	一四〇	二六〇	五、六八〇
三八六	一三〇	八〇二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一、二二二〇
三八六	一三〇	八四二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一七、九〇〇
三八六	一三〇	八四二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一九、四〇〇

『失対二』

昭和二十一年一月十五日

〔五―一―一二〕 経済安定本部第四部長関係各省次官宛（経四第三三号）

**公共事業に失業者を優先雇用する件**

公共事業については目下それぞれ実施を進めておられることと思うが、これが実施に当って主として工事の受益者たる地元農民および農閑期の労務を使用するためややもすれば失業者が就職の機会を得られない場合が相当多いように見受けられる。

いまでもなく今回の公共事業は、日本再建計画の一部として生産的かつ緊要なる公共事業を実施し、生産の増強経済の安定に寄与するとともに、これが実施に当ってはでき得る限り多くの失業者を活用し、もって現下の深刻なる失業問題にこたえ、民心の安定を期せんとするものであるのに鑑み、今般別紙の通り閣議決定となったので、左記事項御留意の上すみやかにこの趣旨を各事業実施主体に普及せしめられて失業者の雇用活用に遺憾なきを期せられたい。

**記**

- (一) 失業者にして公共事業に就労を希望する者あるときはこれを優先雇用すること。
- (二) 失業者の就業を容易にするためでき得る限り収容施設等の設備をなし失業者の雇用あつ旋上便宜の措置を講ずること。
- (三) 賃金は地元農民等を使用する場合に比し若干高額を要するもやむを得ないこと。

(四) 所期の事業の完成を主眼とすべきもつとめて多数の失業者を雇用したため事業費の増額をきたし所期の事業量に若干の減少となることがあつてもやむを得ないこと。

(注) 別紙〔略〕

『雇用』

昭和二十二年三月一九日

〔五―一―一三〕 厚生次官より各地方長官宛（発勤第二二号）

**昭和二十二年度失業応急事業実施に関する件**

現下の深刻な失業状況は一般公共事業の実施のみをもっては失業者の吸収活用を期し得ない状況であるから昭和二十二年に於ても多数失業者の存する地域に於て一般公共事業への就労困難なる者のために簡易且機動的な失業応急事業を実施せられることとなつたので、右趣旨を充分お含みの上左記各項に留意し別紙要綱による国庫補助申請書を提出せられたい。

**記**

- 一、国庫補助申請書は四月五日迄にその提出を完了すること。
- 二、国庫補助申請書は本年四月より明年三月三十一日までの一ヶ年分についてこれをなさるべきこと。但し国庫補助指令は四・四半期（三ヶ月）に区分してなされる見込みであること。
- 三、事業関係予算書の添付に当り府県又は市会の正式可決なき向にありては予算案にて支障なきこと。
- 四、事業実施主体は都道府県並びに高度の失業者ある都市に限定せられたきこと。
- 五、事業実施主体は国庫補助の外に必ず所要経費（労力費一人一日一〇円、事務費一人一日一円）を計上するを要すること。
- 六、事業実施主体が市の場合には貴官に於て内容を審査し、必要なる意見を附したる副申請を添付すること。
- 七、昭和二十一年度末に於て簡易公共事業及知識階級失業応急事業に就業中の者については能ふ限り他部門への就職斡旋に努めることとし、就職困難なるものは引き続き就業せしめるも支障なきこと。
- 八、四月五日迄に国庫補助申請なき向は事業を実施せざるものと認め処理せられるに付予め了知すべきこと。
- 九、失業応急事業は昭和二十一年度の如く「簡易公共事業」「知識階級失業応急

事業」の区分を設けざる取扱ひとするにつき事業種目の分類は要項「二」記載事項に留意すること。

### 昭和二十二年失業応急対策実施要領

#### 一、趣 旨

各省計画の公共事業は、事業の遂行に重点を置くの余り、稍ともすれば失業者の分布状況と吻合しないものもあり、且現下の交通、住宅等の関係から、充分これを吸収活用出来ないかのような憾みがある。

一方大都市がその周辺地区においては、多数の失業者が存在するにもかゝらず、これを吸収活用出来るやうな適当な事業がなく、これをその儘放置するときはその赴くところ勢ひ闇商人その他不健全職業に転落するの外なくかくては一層インフレを助長する虞が多分にあるので、これが救済こそ刻下焦眉の急務と言わねばならない。

よつてこれ等失業者の吸収活用が極めて容易であつて、且つその活用により生産の増強と併せ社会福祉の増進に寄与し得るやうな失業応急事業を実施する必要がある。

従つて本事業の実施にあつては次のような諸点を充分考慮する必要がある。

- (1) 失業者の多数存在する地域の都市に重点を置いて行うこと。
- (2) 失業者を容易に就業せしめ得るやうな簡易な事業を選び行うこと。
- (3) 同時にこれ等の事業は生産増強に又は公衆衛生等社会福祉の増進に寄与し得るやうなものであること。
- (4) 現下の物資需給の状況に鑑み、資材を要しないものを選定すること。
- (5) 交通、宿舍等につき就業者に便宜なる地域を選ぶこと。

#### 二、事業 種 目

- (1) 食糧増産その他生産増強のための
  - ① 戦災地整理開墾事業
  - ② 緑地帯の整理開墾事業
  - ③ 薪炭生産事業
- (2) 公衆衛生等社会福祉増進のため
  - ① 堆積塵芥汚物尿処理事業
  - ② 溝渠排水路等清掃事業
  - ③ 公共便所の清掃および整備事業
  - ④ 公園緑地の清掃および整理事業

⑤ 飲食物衛生監視事業

⑥ 伝染病等の発生防止並びに昆虫駆除その他公衆衛生事業

- (3) その他各地方に於て特に緊要と認める事業（事業種目は別紙配当人員予定表記載のごとし）

#### 三、実 施 場 所

- (1) 前項事業種目中(1)及(2)の①乃至⑥の事業は失業者の特に多数存在する東京都、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、愛知県、静岡県、石川県、長崎県、広島県、福岡県、熊本県の主要地域に於てこれを実施するものとする。

- (2) 前項事業種目中(2)の⑦、⑧及び(3)は前号の都府県の外失業者の特に多数存在する道府県に於てこれを実施するものとする。

#### 四、救 済 人 員 二、八三〇人 内別紙の通り

#### 五、国 庫 補 助

- (1) 本事業の予算単価は労力費一人一日三〇円事務費一人一日三円であつて国庫補助額はこれが総額につき各々「三分の二」である。従つて本事業実施主体は右予算単価による所要経費の各三分の一を必ず負担せねばならぬこと。

- (2) 国庫補助額の算出は別紙人員配当予定表に基きこれを一日平均人員として左の計算によること。

① 労力費一人一日二〇円の年（三〇〇日稼働）六、〇〇〇円

② 事務費一人一日 二円の年（同 一） 六〇〇円

- (3) 国庫補助申請書（編注・中略）

#### 六、事業施行上の注意事項

本事業は昭和二十一年九月閣議決定の「公共事業処理要綱」によつて行はれる事業であるから一般公共事業実施の諸原則に従うは勿論更に左の諸点に留意を要する。

- (1) 本事業に就労せしめる労務者は当該事業に定着せしめず漸次健全なる産業部門に就労せしめるやう配慮すると共に、失業者発生の増減に応じ随時作業の拡大、縮小を行ひ機動的且効率的な事業の運営を図ること。

- (2) 賃金は成るべく勤労署に於て毎日又は週間払とすること。

- (3) 別紙人員配当予定表の第二表記載の諸事業は所謂知識階級失業救済のため諸事業であるから概ね大学、専門学校卒業生又は中等学校卒業生であつて

相当の経験、技術を習得し且筋肉的労働に適せずと認められる失業者の救済にあてること。

- (4) 就業者の採用に当っては、失業者にして生活困窮の者を優先せしめること。
- (5) 国庫補助の対象となるべき労力費、事務費の相互流用は認められない。又事業計画の変更には予め厚生大臣の承認を要すること。尚資材費のごとき特定の経費を必要とする場合は事業実施主体に於て別個に経費の支出を考慮すべきこと。
- (6) 就業者の実際の賃金は当該地方において普通支払はれる同種の作業の賃金程度とすること。

七、その他

① 本事業は総べて公共事業の一環として実施せられるために四、四半期毎の認証を要し且昭和二十一年度において提出せられてゐた公共事業月報その他諸報告を提出する必要がある。尚次期認証は右報告に基いてなされるのでこれが提出については特に、正確、迅速を期すること。

② 本事業に対しては経済安定本部、厚生省等より臨時査察がなされる予定であること。

別紙(1)(2)省略す。

『失対三』

昭和二十二年三月二〇日

〔五―一―一四〕厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛（労発第一五五号）

**公共事業日雇労働者標準賃金に関する件**

公共事業における日雇労働者の標準賃金は、昭和二十一年十二月二十一日附（経円第五二号経済安定本部第四部長、労発第六五八号、厚生省労政局長）通牒別添「臨時日雇労働者賃金調査要綱」による調査ならびに標準賃金案に基き別紙「公共事業日雇労働者標準賃金準則」のごとく決定しこれを四月一日より実施するものとなつた。なお本件に関しては関係方面とも慎重審議した結果決定したもので

あるから特にその実施に当つては万遺憾なきを期されたい。

別紙

**公共事業日雇労働者標準賃金準則**

- 一、所定就業時間一日八時間以内の場合における標準日給額は別表に掲げられたものとする。
- 二、所定就業時間が著しく短い場合は所定就業時間の割合に応じて前号の標準日給額を減額すること、ただし必要があるときは右の額に対し前号の標準日給額の二割以内の額を増加することができる。
- 三、個別の労働者に対する日給額は技能経験その他の事情により標準日給額の割の範囲内において標準日給額を超え、または下つて定めることを得ること。
- 四、別表に標準日給額の定められていない職種の場合は標準日給額の定められていない職種との均衡を考慮してその日給額を定めること。
- 五、就業時間が八時間を超えるときは八時間を超える一時間に付日給額（特殊作業場にあつては特殊作業手当をまた役付者にあつては役付手当を加えた額）の時間割額を五割増する割合で計算した額を支給すること。
- 六、(一) 左の各号の一に該当する場合は日給額（役付者に在つては役付手当を加えた額）の三割に相当する額の特殊作業手当を文給すること。（以下略）
- (二) 役付者には左の役付手当を支給すること。（以下略）
- (三) 本来の住居を離れて働く労働者の手当その他特別の場合に対する手当を支給する必要があるときは、その都度厚生省に申請し厚生省および安定木部の承認を得ること。
- 七、請負制により就業させる場合は、標準作業量を遂行した場合に標準日給額が得られるように請負単価その他の条件を定めること。特殊作業の場合は第六号(一)の率により単価を別増すること。役付手当は第六号(二)の趣旨により一定額を支給すること。

別表 公共事業地方別標準日給額

(単位 円)

職種別	大工	左官	工	石工	土工	人夫A	人夫B	板金工	瓦葺工	配管工	塗装工	造園工	自動車 運転手	同助手	荷車曳 (車無)	荷車曳 (車持)	荷馬車曳 (馬車無)	荷馬車曳 (馬車持)
	九〇	九〇	七五	九〇	五〇	四五	四〇	八〇	九〇	九〇	八〇	六五	八〇	五〇	六五	八五	七五	三〇〇
地方別	五五	五五	四五	六〇	三五	三〇	二五	六〇	六〇	六〇	五五	四〇	四〇	三〇	三五	四五	四五	一五〇
東北北海道地方																		

関東甲信地方	五五	五五	四五	五〇	四〇	三〇	二五	五〇	五〇	五五	四五	四〇	三五	四五	四五	一五〇
京浜地方	五七	七五	六〇	八五	五〇	三五	三五	七五	八〇	五五	六〇	四〇	五〇	六五	六〇	三〇〇
東海地方	五〇	五〇	四五	四五	三五	二五	二五	六〇	六〇	五五	五〇	四〇	四〇	五〇	五〇	一五〇
近畿地方	七〇	七五	六〇	六五	四五	三五	三〇	七〇	七〇	六五	六五	五〇	五〇	六〇	二〇〇	
京阪神地方	九〇	九五	八五	九〇	五六	三五	四〇	九五	九五	一〇〇	九〇	七〇	六〇	八〇	七〇	二〇〇
山陰中国地方	六五	七〇	六〇	七〇	四〇	三五	三〇	七〇	七〇	五五	六五	五〇	四〇	五〇	五〇	一五〇
四国地方	六〇	七〇	五五	五五	四〇	三〇	二五	七〇	七〇	五〇	七〇	四〇	三〇	四五	四五	一五〇
九州 (福岡 その他)	五〇	六〇	四五	五五	四〇	三〇	二五	五〇	五〇	五〇	五〇	四〇	三五	四五	四五	一五〇

『行政二』

昭和二十二年五月二十六日

〔五一―一五〕厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第二九八号）

**昭和二十二年失業応急事業の実施に関する件**

五月十三日厚生省発職第三号を以て、国庫補助指令せられた昭和二十一年度（第一、四半期）失業応急事業は三月十九日厚生省発勤第二二号厚生次官通牒の通り、現下の失業状態は依然として深刻であるばかりでなく、更にその度を深めつゝあるのに鑑みこれが対策として実施せられる公共事業の一環をなすものである。す

なはち、経済再建に必要な生産的事業と併せ社会公共福祉増進とに寄与する事業を行ふと同時に、できるだけ多数の失業者を吸収活用しその生活の安定を図らんとするものであるから、各位におかれては、本趣旨の存する処を充分了承せられ、これが実施に当っては右通牒の趣旨は勿論左記事項御留意の上その実効を挙げるに万遺憾ないよう期せられたい。

記

一、都道府県失業対策実施本部並びに公共職業安定所労務配置委員会は都道府県内に於ける失業対策の総合的実施を図ると共に公共事業に対する重要な推進機関であるが従来の実情は動もすれば、その運営の円滑を欠く向あるばかりでなく、甚しきに至っては、設置以来そのまゝ放置せられてゐるが如き向もあるやうであることは、公共事業に及ぼす所の影響も亦少なくなく、甚だ遺憾と存ぜ

られるから今後之が運営については一層の配意を払われたいこと。尚本機関の運営その他実情を承知したいから別紙によりご調査の上六月十日迄に回報せられたい。

二、公共事業に失業者を優先雇用することについては既に通牒せられてゐる通りであるが、この趣旨の不徹底によるか未だ失業者の完全な吸収活用されてゐるとは言ひ得ない実情にあるので公共事業の趣旨と併せこの点についても一層これが徹底を図り、極力失業者を吸収活用せられたきこと。

三、公共事業就労者勤労加配米は失業者の吸収活用の一の裏付けともなるのであるから、この取扱ひに過誤なきを期せられたきこと。尚未だ実施してない向にあつては速急実施に移されたいこと。

四、市の行ふ公共事業については、常に緊密な連繫を得て必要に応じ指導督励を加へる等、以て本事業の円滑な運営を図られたいこと。

五、本補助金は補助指令条件により交付せられるものであるが尚左記了知せられたいこと。

(一) 支出額の三分の二により算出した金額が補助額より超過した場合はその超過額を控除して補助せられること。  
すなはち補助金額を以て止められること。

(二) 支出額の三分の一より算出した金額が補助金より著しく減少する場合は補助指令条件四により措置せらるべきことがあること。

別紙様式（編注…略）

『失対三』



昭和二十二年一月一日

〔五一―一六〕労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長、文部省学校教育局長より各都道府県知事宛（婦発第四五号）

### 年少者の就業に関する件

昭和二十二年十一月一日を以て労働基準法中女子及び年少者に関する規定がすべて施行されることになり、今回「女子年少者労働基準規則」が公布された。これらの規定の中十五才未満の者は、非工業的な職業で、修学に差し支えなく且つ児童の健康、教育及び福祉に害がない場合は、労働基準監督署長の許可を受けて就業できることが定められ、このために詳細な使用許可証明書制度が実施されることになった。

この制度は義務教育の過程にある生徒並に児童の心身の発達を考慮すると共に、劣悪な労働状態から保護することがその目的であり従ってこれらの規定の施行は生徒並に児童の養育上重大な意義をもつものである。しかもこれらの規定の完全な施行と円滑な運用は、学校当局、家庭及び労働保護官署間の緊密な連絡によらなければ所期の成果をあげないものであるから、各方面に法の趣旨を充分周知徹底せしめると共に、左記の点お含みの上然るべく御手配を煩わしたく通牒する。

### 記

- 一、別紙一及び二の労働基準法及び女子年少者労働基準規則の抜粋の内容について、学校当局に充分徹底せしめられたいこと。
- 二、生徒、児童及び父兄にも機会ある毎にこの制度の意義及び証明書の様式等を知らしめ、生徒並に見童自身の間でも自発的に討論研究せしめるように特に配慮ありたいこと。
- 三、別紙三の労働基準監督署の所在地を学校当局及び父兄に充分徹底せしめられ、住所に監督署のない場合は、最寄の監督署に郵便で就業許可申請書の用紙を請求するよう指導されたいこと。
- 四、就業許可申請書の記入については、児童、使用者及び親権者又は後見人が必要事項を記入したあとで、学校長が記入するようにせられたい。
- 五、修学に差し支えあるか否かについては、学校長は各学科担任 教師と充分協議の上、慎重に判断されたいこと。
- 六、就業している児童については学校長は常にその心身の状態に留意して、就業が、有害であると認められた場合は労働基準監督署長に連絡を取るよう措置せられたい。
- 七、その他就学児童の就業については、都道府県労働基準局長又は最寄の労働基準監

督署長と常に連絡をとり、この制度運用について充分の認識及び協力を與えられるよう、学校当局にも特に徹底せしめられたいこと。 『時報』

昭和二十二年二月一日

〔五一―一七〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省発四一号）

### 労働部設置に関する件

今般地方自治法の一部改正に伴い、従来民生部又は教育民生部において所管していた労働に関する事務は、経済部又は都道府県知事において設置することができる労働部の所管に移されることとなった。

思うに、健全な労働組合運動を育成促進し、労働関係の合理的な調整を図り、以て産業の再建に寄与すべきことは、現下喫緊の要務であると共に、労働争議の平和的解決は主として労働委員会の機能昂揚に期待すること極めて多く、かくして労政関係は一層雑多となり、これが事務量も益々増加の一途を辿りつつある。

一方職業関係行政については、愈々深刻化しようとする失業問題に封処して今般職業安定法、失業保険法及び失業手当法の三法律の制定実施をみるに至り、これに伴う行政事務は一層の重大性を加えるに至ったのである。

中央における労働省の新設は、以上の如き労働問題の重要性とこれが新しき展開に封処して、実施されたものであって、地方においてもこれに即応して、活潑且つ強力に労働行政を運営する必要がある。

これがため従来、都道府県においては労働局（部）を設置し、労働に関する事項を専掌してきたものであるが、貴官においても貴管下労働に関する行政の愈々重要性を加へ、これが事務量の益々激増してきてある現状に鑑み、この際労働に関する事務を専管する部を設置し、以て行政運営の完璧を期せられるよう御高配を煩わしむ。

『時報』

昭和二十二年二月一日

〔五一―一八〕労働次官より（労働省発総第四三号）

### 労働部設置に関する件

標記の件については、さきに労働省発総第四十一号を以て御高配を煩わしたのであるが、御承知の如く地方自治法の一部改正は来る昭和二十三年一月一日より施行せら

れることとなつておるので、同法施行の際にできるだけ速に労働に関する事務を専管する部を設置せらるるよう、重ねて御高配を煩わしたく貴意の程至急御通報願いたい。

なほ、労働部設置に伴う豫算に関しては、昭和二十三年一月以降の労働部長の俸給その他の事務費の半額を国庫補助することに決定致したのでお含みおき願いたい。

追つて、労働部長の人選に関し貴部内において適当な人を得ることの困難な場合には、当省において御推薦申上ぐべく、念のため申添える。 『時報』

昭和二十三年一月四日

〔五―一―一九〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省職発総一号）

#### 労働部設置に関する件

標記の件に関しては、さきに労働省発總第四一〇号及び第四三〇号を以て御高配を煩わしたのであるが今般特に本件についてG・H・Q経済部労働課長ジェームス・S・キレン氏より別紙の如き御懇篤なる書翰に接した。右書翰は、都道府県における労働行政の重要性とその事務量の廣汎に亘るに至つたことに鑑み、労働部を速に設置することが必要であるとの労働省の見解に対し、G・H・Q経済部労働課の立場より全面的に同意である旨を簡潔明瞭に表明したものであり、各位におかれては、本件の処理については、右書翰の趣旨を十分に御了承の上、労働部の設置に関し速かに特段の御高配を煩わしたい。

拝啓

私は去る一九四七年十二月十六日附を以つて労働省より発せられた労働部設置に関する通牒を興味深く拝読した。この通牒は本年一月一日より施行せられ、而して各府県における労働に関する事項の所管は、これを専管的労働部の所管又は商工・農・労働その他の事項を併せ所管する経済部の所管に属する事を規定した地方自治法の条節に鑑み特に重要なものである。

私は、貴下が未だ労働部を設置していない各県の知事に対し、出来るだけ速かな機会に、かかる労働部を設置するの措置を講ぜらるべき旨の勧告をなされた事に対し全面的に満腔の同意を表すものである。労働組合法の成立に端を發して以来、過去二箇年間に日本の労働者及びその組合の福祉を保護助成することを前途とする労働立法並びに各種労働行政の面においては、極めて急速なる進展がみられた。この新しき立法及び行政事務は、必然的に中央並びに都道府県知事に対し、新しき責務を賦課するに

至つたものである。

日本の新憲法及び極東委員会において採択した諸原則の定むる所に従い、日本における労働者は、労働組合の健全なる発達、団体交渉の効果的なる実行、職業安定事業の進歩的なる実施、担当者に対する失業保険給付の迅速なる支給並びに労働基準法の強力なる施行等を助長する政府の各種の計画並びにサービスの有効なる実施を期待することが出来るに至つたのである。

中央政府においては、これ等機能の極めて緊要なることが確認せられ、さきに労働省の設置となつたのであるが、これは即ち労働に関する事項が、政府の主要なる任務と認めらるるに至つたことの証左である。併し乍ら、中央における一省のみを以つてしては、全国数百万の労働者及び事業主の日常生活に利害関係を有する幾多の労働施策の完全なる成功と健全なる実施とを保証しがたいと慮るものである。これがためには、府県の責務とせられた労働施策運営の掌に当たる地方職員の誠実不屈の努力に俟つてのみ、その成功を確保できるものと考へる。

これら地方職員の職責の本質に鑑み、府県知事の職責に属せしめられた労働に関する諸施策が、労働問題のみに専ら注意を傾倒し、且つ他の行政事務をして同時に併せ所掌することに依り、その注意の傾倒を阻害せらるゝことのない強力にして且つ有効なる専門的労働部において所管せしめることが最も望ましいことである。日本の再建、民主的労働運動の發展、健全なる労働関係及び職業安定に関する諸事業の遂行の成否は、一にかかつて各府県における労働行政の力と誠実に依るものである。

従つて各府県の知事が、労働に関する行政の重要性とその事務量の広範に亘るに至つたことに想いを至し、独立の労働部の速なる設置を考慮せられたき旨の貴下の希望に対し、私も茲に同様の希望を表明するものである。

一九四八年一月十二日

敬具

『時報』

昭和二十三年一月二九日

〔五―一―二〇〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省職発七号）

#### 職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件

現下の社会情勢に鑑み、各人にその有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに戦後經濟の興隆に寄与するため、政府は職業紹介事業の画期的刷新を行うこととなり、さきにこれが基本法として職業安定法を新たに立案し、第一回国会の審議を経

て、客年十一月三十日法律第四百十一號を以て公布せられたのであるが引続き同施行規則も十二月二十九日労働省令第十二号を以て公布せられ、ここ□法律体系の整備をみたのである。職業安定法各章□趣旨とすると□は別紙のとおりであつて、今後この法律及び規則□適正な運営を図るためには、その立法の趣旨と規定の意義を的確に把握することが肝要であるのに鑑み各位におかれては、関係職員に對□よくこれが徹底を図ら□この法律制定の精神が日常職務の上具現するよう一段の御努力をお願いする。なお規定の具体的な適用については、今後必要に応じて通牒等により指示されるが、従来の職業紹介業務規程その他の通牒は職業安定法及び同施行規則に抵触するものを除いて暫定的に従前のとおり業務執行の指針として活用されたい。

## 職業安定法の要旨

### 第一章 総則

この章は、本法の目的を掲げると共に新憲法の精神に則り、職業選択の自由及び均等待遇の如き憲法的規定を設け、本法の趣旨を明らかにしている。

### 第二章 政府の行う職業紹介職業指導及び職業補導

#### 第一節 通則

この節は、職業安定行政機関の職務権限と職員的人事及び職業安定委員会の設置その他について規定している。即ち職業安定行政の特質に鑑み、公共職業安定所を労働大臣の管理に属せしめ、郡道府県知事に対してこれが監督権を委任すると共に、人事については一定の基準に従つてこれを行うこととしている。又職業安定行政の民主的運営に資するため、同数の労働者、使用者及び公益代表者から成る中央、都道府県及び特別地区職業安定委員会を設置することとしている。

#### 第二節 職業紹介

この節は、公共職業安定所の行職業紹介業務の運営方針につきその大綱を示したもので、即ち公共職業安定所は

- 一 個人の自由意思を尊重するため、特別の例外を除いていかなる求人、求職も受理することを必要とし
- 二 求人者及び求職者に最適のあつ旋を行うため予め労働条件の明示を必要とし
- 三 求人又は求職についてその連絡を行い
- 四 又その中立の立場を推進するため労働争議に介入しないことを規定している。

#### 第三節 職業指導

この節は新規学校卒業生、年少者等職業知識が乏しく、新たに職業に就こうとする

者、又は身体に障害がある等の事由により適職に就くことの困難な者に対して、職業に関する知識の授与、適性検査の実施等により、適職の選択並びにその選択した職業への適応を容易にするための援助□遺憾ならしめることを、目的としたものである。

#### 第四節 職業補導

この節は、職業補導の原則及び運営について規定したもので、その大綱は次の通りである。

- 一 補導種目は労働力の受給状況に即して定めなければならないこと。
- 二 補導施設の設置及び運営は都道府県知事がこれを行うことを建前とし必要ある場合は経営に就いてのみ他に委託することができること。
- 三 職業補導事業経営の基準は労働大臣が定めるものであること
- 四 補導を受けるべき者の選考及びあつ旋は公共職業安定所が行うものであること。
- 五 政府は都道府県が行う職業補導事業に関し経費の補助、その他必要な援助を行うこと。

右の外職場□行われる作業訓練に就いては、共同作業施設の場合においては、特にこれを職業補導として取扱ひ、政府は必要な経費の補助を行い得ることとし、一般工場事業場において行うものに対しては都道府県知事が技術の援助を与えなければならないことを規定している。

### 第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

#### 第一節 職業紹介

この節は、政府の職業安定機関で取扱うことの困難□特殊技術を必要とする職業にあつ旋するための有料又は営利の職業紹介事業、及び無料で経営する職業紹介事業については、特に弊害を伴わない限り、政府以外に行う労働大臣の許可を受けて行うことを認めたものである。

#### 第二節 労働者の募集

この節は、刊行物、文書等による労働者の募集は、障害を伴うことが少いので、原則的に自由に行うことを認めると共に、募集主自ら、又はその被用者、若くは被用者以外の者が行う労働者の募集については、弊害の発生を防止するためすべて許可制とし、且つ必要な制限を附して募集行為を厳重に監督することとしている。即ち労働力の適正な需給調整を図るため募集地域、募集時期等について必要な制限を行うと共に、従来労働者の募集に関して特にその傾向の著しかった人身売買的な募集行為、人頭税的な報償支給等の悪弊を除去するため財物等の給与禁止規定を設け、且つ労働状態の明示を必要とする規定を準用している。

### 第三節 労働者供給事業

この節は、労働者供給事業を全面的に禁止する一方労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けて無料の労働者供給事業を行うことを認めている。労働者供給事業を禁止したのは、その実体が対建的な従属関係に基き労働者中間搾取を行い、且つ強制労働の悪弊を伴い勝ちなものであり、その存在が個人の基本的な人権を尊重する憲法の趣旨に反し労働の民主化を著しく阻害するものがあるからであって、労働組合が無料の労働者供給事業を行うことを認めたのは、自主的な労働者の固結により、前記の弊害を排除すると共に、従前の労働者供給事業が有していた社会的経済的な機能を活用しようとするためである。

#### 第四章 雑則

この章は、この法律を実施していく上に必要な諸般の事項につき規定したものである。

#### 第五章 罰則

この章は、この法律の違反行為に対する罰則についての規定で特に労働者の保護に重点が置かれてある。

『時報』

昭和二三年二月七日

〔五―一―二一〕 文部次官・労働次官より都道府県知事宛（発学第三八号）

#### 新制中学校の職業指導に関する件

新制中学校においては教育基本法及学校教育法の趣旨に基き職業指導を行うことになつてゐるが今般職業安定法が実施せられ（昭和二十二年十二月一日施行）公共職業安定所が行う職業指導も右に協力することになつたので学校及び公共職業安定所はその実施について左記の方針によりこれを行うこととなつたから貴管下教育施設並に職業安定機関に徹底し実効を収めるよう格段の御配慮ありたい。

#### 記

一、学校においては職業知識の啓培、職業実習、個性に關する調査及び諸検査進路指導進学及び就職卒業後の指導等を行い就職あつ旋及び就職後の指導については公共職業安定所に必要な資料を提供する等緊密なる連絡をとりこれに協力しなければならぬ。

二、公共職業安定所においては、学校と連絡の上、職業に關する資料の提供職業適性検査の援助工場事業場等における職業実習に対する協力及び職業相談（具体的求人

口及び職種等に関するもの）就職あつ旋並びに就職後の指導職業安定に關する事項を行わねばならない。

三、職業指導は前述の両機関の各内容を一連的に実施することによりその成果を収めるものであるから、これを行う学校及び公共職業安定所は互に協力援助し、その実績をあげねばならない。

『時報』

昭和二三年三月一日

〔五―一―二二〕 学校教育長より都道府県知事宛（発学八一号）

#### 各種学校の取扱いについて

学校教育法第八十四条の運営については基準の明瞭でない点があり、かつ無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態をもたらす虞のある実情にかんがみ、これら各種学校の取扱いについて、左記のように通達するから、遺憾のないよう取計われない。

#### 記

一 以上の教科もしくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第八十四条の規定によつて、これを各種学校として認める。従つて、同第八十三条において準用された第四条の規定によつて各種学校設置の認可を受けさせなければならぬ。（但し学校教育法第一条に掲げる学校及び既に認可を受けた各種学校を除く）もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる。

二 当該教育施設は前項の都道府県監督庁の認可を受けるまでは、教育を行なつてはならない。

三 講習会及びこれに準ずるものについては、前二項は適用されない

四 第一項に該当するものの校長もしくは学校を代表して校務を掌る者は、この通達交付後二ヵ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならぬ。

『近代』

昭和二三年四月一日（実施）

〔五―一―二三〕 労働省職業安定局決定

## 労働省所管公共事業共同作業施設設置方針

### (一) 公共事業原則と共同作業施設と、関係

1 共同作業施設は、一般公共事業及び失業応急事業の実施によつてもなおお吸収することの困難な失業者を対象とする公共事業であること。

2 政府が公共事業費より国庫補助金を交付し、本施設を設置運営せしめることは、これを政府の行う失業対策に資せしめるためであり、その運営はあくまで公共事業の原則によるべきものであるから、従来民間工場等に委託経営せしめた如きはこれを採らず、新たな考え方に徹することが必要であること。

### (二) 基本方針

共同作業施設は左の基本方針に則つて設置し運営されるものでなければならないこと。

1 軽労働に適する失業者を收容して、差当り就業の機会を与えてその生活の安定に寄与すると共に就職上必要な知識技能を得させることを目的とする工場的な簡易作業であること。

2 経営主体は、都道府県でなければならないこと。

3 市町村は、都道府県知事の監督の下に経営主体となることができること。

4 民間工場の下請はできないこと。

### (三) 共同作業施設の設置

#### 1 位置

失業者の分布状況、交通事情並びに生産資材の人手の難易を考慮するの外利川者が一部に偏するおそれのない地点を選定すること。

#### 2 作業種目

作業種目は、公共事業の本旨に則り、生活必需品の生産配給を増加又は促進することに寄与するものを主眼とするの外郷土産業の振興等に資するものを選定すること。

#### 3 名称

他の類似の共同作業施設と区別するため、本施設の名称は共同作業所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠すること。

#### 4 建物及設備

新設を要するものについては、なるべく既設建物を利用するに努めること。  
本施設は労働基準法の適用を受けるものとし、これが安全と衛生の確保に努めること。

#### 5 機械器具

機械器具は一般に不足している現状に鑑み、新設の場合においては、多額の経費を要しない簡易なものを選定すること。器具の融通等の方途を講じ、これが効率的利用に努めること。

#### (四) 職員

##### 1 所長

所長は専任とするを原則とすること。但し技術職員を専任することができること。

所長は、本事業に深き理解と熱意等を有し、人格識見共に共同作業施設の経営管理に適格なる人物を選定すること。

##### 2 技術職員

技術職員は左の条件を具備する者を選任すること。

(1) それぞれ担当の専門作業につき、体系的学理を概略了得し、実際作業に相当経験を有すること。

(2) 教育上の識見を有し、指導力を有すること。

技術職員は、生産能率、作業指導方法等につき、不断の研究を行うと共に作業員に対しては常に懇切丁寧に技術指導を行い、特に新入者については作業に慣熟するまで細心の指導をなすこと。

#### 3 事務員

事務職員は、共同作業施設の人事管理、物品管理及び会計事務につき能力識見を有すると認められる者を選任すること。

#### 4 職員の選定に当つては、左の各号の一に該当する者はこれを排除すること。

(1) 昭和二十二年一月四日勅令第一号及びそれに基く昭和二十二年一月四日内務省令第一号に掲げられた公職から排除された者。

(2) 昭和二十一年十二月十四日厚生、運輸、内務省令第一号に基き、労働に関する団体の主要役員から排除され、又はその団体の重要役員への就職を禁止されたもの

### (五) 作業員

#### 1 定員

作業員の定員は概ね五十名とすること。但し施設の規模及び生産能率を考慮し、若干の増減は差支えないこと。

#### 2 募集

作業者の選考については、本施設の趣旨を周知するに努め、公共職業安定所に求職申込をなす者の中から公共職業安定所のあつ旋により入所せしめること。

### 3 選考

作業者の選考に当たっては、公共職業安定所と密接なる連繋により、勤務の意志と能力を有するにかかわらず、失業の状態にあり、しかも、直ちに就職ができないものを優先入所せしめること。

身体に障害がある者については、作業種目に応じて、通常の能力を有すると認められる場合は、何等の差別をしてはならないこと。なお必要に応じ、官公立その他の医療機関と密接な連絡を保持して遺憾なきを期すること。

### 4 賃金

賃金については、労働基準法の定めるところによるが、特に作業種目、熟練度並に作業時間に応じ、その地方で行われている同種作業に普通支払われている賃金に比し低くならぬように賃金基準を定めなければならないこと。賃金の支払は少くとも月一回以上一定の期日を定めてこれを支払い、分類所得税その他法令の定めるものの外賃金より差引くことを得ないこと。

### 5 其の他の労働条件

労働時間、災害補償等その他の労働条件については、労働基準法及び労働者災害補償保険法の適用を受けること。

### 6 作業者の就職あつ旋

公共職業安定所と緊密な連繋を保ち、絶えず作業者の技能と適性に注意し、より適当な職業への就職あつ旋に努めること。

## (六) 経営

### 1 経営方式

(1) 経営は、経営主体の直営でこれを行うこと。

(2) 本施設を経営主体の直営とする原則は公共事業の本旨に基くものである。

### 2 作業方式

作業は、場内作業と居宅作業に分ち両者を総合的に考慮して作業方式を定めること。

なお居宅作業は、作業種目、設備、熟練度に応じて実施し得るも、その人員は定員外として取扱うものとする。

### 3 資材

(1) 資材は正規の流通機関を通じてのみ入手すること。

(2) 資材の確保については、経営主体において各関係方面と密接な連絡を保ち、その確保に努力すること。

(3) 中央において特に操作を必要とする資材については、本省においてその確保に努めること。

### 4 製品

(1) 製品の販売については、各関係方面と連絡し、販路の開拓に努力すること。

(2) 特にこれに関し、共同作業施設相互間の共同販売、又は作品展示会開催等の方法をも考慮すること。

(3) 統制品に関しては正規の配給機関を通じ、それ以外のものについては統制価格に従い販売すること。

### 5 経理

(1) 事業収益は、本事業の趣旨並びに国庫補助あるに鑑み、作業者の給与及び災害補償等作業の厚生福祉に充当し、なお余裕ある場合は事業運営の基礎を確立するため積立金とすること。

(2) 経理は、厳正に取扱ひ、関係簿冊はこれを整備し、関係者に対しては即座に提示し得るよう心がくること。

## (七) 国庫補助

1 政府は、共同作業所の経営に要する費用につき、その一部を公共事業費から補助する。

2 前号の補助金は、各四半期毎にこれを分ち交付する。

3 補助金の内容は、共同作業所の新設に要する費用及び施設の運営に要する人件費、事務費及び消耗資材費等を含むものとする。

4 本補助金を受けようとするときは、所轄都道府県知事は、当該都道府県及び管内市町村の経営にかかる本施設につき、一括して労働大臣に対し事業計画関係予算及び補助金の交付を必要とする事由を記載した国庫補助金交付申請書を提出しなければならない。

5 労働大臣は、経営主体が法令及び通牒に違反し、又はその成績を著しく不良と認めるときは、補助金を減額、停止し、或は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## (八) 労働法規との関係

1 本施設は、労働基準法、並びに労働者災害補償保険法が適用されるものであること。

- (九) 2 本施設は、失業保険法は適用されないものであること。  
指導監督及び監査

- 1 本施設に対しては、労働省及び経済安定本部により随時査察されるものであること。  
2 都道府県知事は、管内各共同作業施設の事業の運営及び経理状況並びに失業者の吸収状況等につき常時これが査察を行い指導監督に当ること。  
3 前号の監査の徹底を期するため、担当職員を定め前号の監督を行わしめること。  
(十) 報告

1 共同作業所長は、毎月末現在における事業の運営状況につき左の事項を、翌月五日までに所轄公共職業安定所長に報告し、公共職業安定所長は、その月十日迄にこれを取りまとめ、意見を附し、所轄都道府県知事に報告すること。

- (1) 事業の総合的経理状況  
(2) 失業者収容状況  
(3) 作業者の就業状況  
(4) 資材の入手及製品の販売状況  
(5) 経理状況  
(6) その他特記すべき事項

2 本施設は公共事業として実施されるものであるから都道府県知事は、職業安定局長に対し左の報告を提出しなければならないこと。

- (1) 公共事業月報  
(2) 公共事業四半期報告書  
(3) 特定日作業実人員報告  
(4) 公共事業年間実績報告

⑪ 簿冊

共同作業所には法令上備えるべき簿冊の外左の簿冊を備え、常に之を整備しておかなければならないこと。

- (1) 庶務に関する簿冊  
(2) 作業者に関する簿冊  
(3) 会計経理に関する簿冊

『年鑑』

昭和二十三年六月九日

〔五十一—二四〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第六三五号）  
**地方庁職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務分掌について**

職業安定行政の的確且つ能率的な運営を図るためには中央地方を通じてこれを一貫脈絡して組織を改編強化し各職務の内容とその担任職員の責任の所在とを明確にする必要がある。今般標記に関する組織系統及び事務分掌を別紙のとおり定めたから貴庁職業安定行政主務課及び公共職業安定所の組織の整備、庶務細則の改正に当つては左記を併せて御留意の上六月末日までにこれを実施完了するよう特に御高配を煩わしたい。

追つて本通牒は近く手引に通牒の予定につき了知されたい。

一、主務課の名称はこの際これを職業安定課と改められたきこと（失業保険徴収課については五月十一日発職第八号通牒によること）

二、主務課及び公共職業安定所をそれぞれA級B級C級の三階級に分ち更に事務内容を数部門に分け、前者は係制を、後者は課制を採用すること。

三、主務課における級別は、職員定員、管内人口、工場事業所数同従業員数、職業紹介成績等の総合的見地から比較決定したもので、A級十二都道府県、B級二十二県、C級十二県である。貴庁は 級に該当する。

四、公共職業安定所の級別も概ね右の諸要素の総合点数により決定したもので近く詳細な資料により検討を加えるが、取敢えず本案により実施されたきこと。

五、公共労働安定所にありては従来の課制によるが将来公共職業安定所にその業務を統合した場合は必要により別に労働課を設け、職業課の日雇労働者職業紹介に関する項及び、労働者用厚生物資取扱に関する項を労働課において所掌せしめること。

六、別紙事務分掌はそれぞれA級に概当するものについて示したものでA級、B級については級別組織表によられたきこと。

七、主務課の監察係にありては他の係の係長と監察員の官職（号俸）とを勘案し必要あれば担当区域を分つ等の方法によりそれぞれに係長（例第一係長、第二係長）を設けるよう措置せられたきこと。

八、本件に関する、都道府県条例及び庶務細則等改正の上はその写及び一月十三日発職第八号通牒による分掌事務責任者名（係長又は課長のみ官職氏名）を逆に職業安定局長宛提出されたかきこと。

**地方庁職業安定行政主管課事務分掌（A級）**

#### 一、庶務課

- (1) 職員の人事及び給与に関すること。
- (2) 職員の教養訓練に関すること。
- (3) 文書の收受、輸送及び整理に関すること。
- (4) 一般会計の予算経理に関すること。
- (5) 物品の取扱い及び保管に関すること。
- (6) 公共職業（労働）安定所の庁舎及び備品の営繕に関すること。
- (7) 公共職業（労働）安定所用物資の需給に関すること。
- (8) 公共職業（労働）安定所の名称、位置及び管轄区域に関すること。
- (9) 公共安定委員会及び主管課団体にに関すること。
- (10) 職業安定行政全般の情報宣伝に関すること。
- (11) 他官庁との連絡に関すること。
- (12) 他の係に属しないこと。

#### 二、失業対策係

- (1) 失業対策に関すること。
- (2) 公共事業の労務配置及び労務査察に関すること。
- (3) 失業応急事業に関すること。
- (4) 授産、共同作業施設に関すること。

#### 三、職業係

- (1) 一般職業紹介に関すること。
- (2) 日雇労務者職業紹介に関すること。
- (3) 労務者用厚生物資の取扱いに関すること。
- (4) 重要産業労務充足に関すること。
- (5) 産業奉仕に関すること。
- (6) 職業指導及び適性検査に関すること。
- (7) 身体障害者の職業指導に関すること。
- (8) 失業保険に関する失業の認定及び保険給付に関すること。

#### 四、監督係

- (1) 有料、営利、職業紹介事業に関すること。
- (2) 無料職業紹介事業に関すること。
- (3) 労務者供給事業に関すること。
- (4) 労務者募集に関すること。

#### 五、補導係

- (1) 職業補導事業の運営に関すること。
- (2) 補導施設の指導、監督に関すること。
- (3) 補導用資材の需給に関すること。
- (4) 共同作業施設の作業訓練に関すること。
- (5) 工場、事業場に対する技術援助に関すること。

#### 六、調査係

- (1) 調査資料の蒐集整理に関すること。
- (2) 労働市場調査に関すること。
- (3) 職業分析調査に関すること。
- (4) 失業問題の分析に関すること。
- (5) その他の統計調査に関すること。

#### 七、監察第一、第二、第三係

- (1) 公共職業、労働安定所の業務執行状況査察に関すること。

#### 失業保険徴収課（A級のみ）省略

#### 失業保険徴収係（B級、C級）

- (1) 失業保険法同手当法の企画運営に関すること。
- (2) 失業保険特別會計の予算、経理に関すること。
- (3) 事業所の適用に関すること。
- (4) 保険料その他徴収金の収納に関すること。
- (5) 保険料其の他徴収金の収納に関すること。
- (6) 保険金（手当金）の資金前渡に関すること。
- (7) 支払元受高に関すること。
- (8) 失業保険監査に関すること。

#### 公共職業安定所事務分掌（A級）

#### 一、庶務課

- (1) 所員の服務、教養、官印の官守及び機密に関すること。
- (2) 用人の命免に関すること。
- (3) 文書の受発及び整理に関すること。
- (4) 予算の経理及び安定所用物資の取扱いに関すること。
- (5) 庁舎備品の営繕及び庁内取締に関すること。



- (6) 保険金その保険給付（現金支払のみ）に関する事。
- (7) 情報宣伝に関する事。
- (8) 他の係に属しない事。

## 二、職業課

- (1) 一般職業紹介に関する事。
- (2) 日雇労働者職業紹介に関する事。
- (3) 労働者用厚生物資の取扱いに関する事。
- (4) 職業指導及び適性検査に関する事。
- (5) 産業奉仕に関する事。
- (6) 職業補導に関する事。
- (7) 公共事業に関する事。
- (8) 失業保険に關する離職票の受理及び受給資格の決定に関する事。
- (9) 失業の認定、保険給付（現金支払を除く）に関する事。

## 三、監督課

- (1) 有料職業紹介事業に関する事。
- (2) 無料職業紹介事業に関する事。
- (3) 労働者供給事業に関する事。
- (4) 労働者募集に関する事。

（以下略）

『時報』

昭和二三年七月二八日

〔五―一―二五〕労働労政局長・文部省社会教育長より（発社二〇九号）

### 労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了解事項について

労働者の教育に関する労働省（労政局）及び文部省（社会教育局）の行政事務所管の限界について疑義があり、そのために地方庁における右に関する事務執行上円滑を欠くおそれがあるように思われるので、両局において協議の結果左記のとおり了解を得たので、左記御了承の上該教育行政の振興に努められたい。

記

一、労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のよう

にその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的平知的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環として社会の一員たる労働者が健全なる社会人乃至公民として必要とする教養の向上、知識のかん養、人格の陶冶に資する。

内容甲 一、労働関係諸法令の普及徹底に関する事項、二、内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項、三、その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

乙 一、一般公民として必要な知識の向上に関する事項、二、科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行われる技術訓練を除く）、三、情操陶やに関する事項（芸術、文学、音楽に関する教育、視覚教育等を含む）、四、その他公属としての資質向上に必要な事項。

二、右のように甲と乙とはその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画することは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり随時必要な調整をなすよう努めなければならない。

『近代』

昭和二三年八月六日

〔五―一―二六〕学校教育局長、都道府県知事宛（発学八一号）

### 労働学校の取扱について

先に各種学校の取扱について通達したのであるが、各種学校たる労働学校の取扱については未だ疑義あるやに聞くので、今回労働省と協議の上左記によって取扱うことと致したから遺憾のないよう取計われたい。

記

一、労働学校及びこれに準ずる教育施設は本年三月一日附発学八一号「各種学校の取扱について」の通牒によって処理せられること。

二、継続的な正規の課程を有せず、又は、教育計画がほぼ一週間以内に完了する

ような労働教育施設は、前記通牒第三項の講習会及びこれに準ずるものとして取扱われること。

従って都道府県知事の認可を要しない。

三、第一項による都道府県知事の認可等については事前に教育主管部局は労働主管部局と協議すること。

『近代』

昭和二四年六月七日

〔五一―一二七〕労働次官より各省次官宛（労働省発職第一三三七号）

### 行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施についての援助方策依頼について

経済九原則の強力な実施は、先に単一爲替レートの設定を促し、民間企業の合理化に拍車を加え、大量離職者続出の趨勢を見せているが、一方第五回臨時国会を通過した行政機関職員定員法の施行並びに五月二十四日閣議決定「地方公共団体の人員整理に関する件」の具体化に伴い、官庁地方公共団体における人員整理も愈々本格的な実施時期に入らんとしつつある。

行政整理による離職者の失業対策については、労働省においても三月三十一日の次官会議決定に基き、一般失業対策の一環として、遺憾のないよう企図しつつあるが、更に萬全を期するためには、行政整理による失業情勢の推移に留意して的確な情勢把握を行い、且つ要就職者についてはその職業の確保を積極化する必要があるので、今般別紙のとおり、失業対策実施の第一線機関である公共職業安定所の奉仕活動を推進することとなった。

ついては、別紙に基いて、行政整理による離職者のために行う公共職業安定所の、情勢の調査、情報の入手、職業の相談、就職のあっ旋等に関しては、右次官会議の決定の次第もあり、円滑にこれを遂行して所期の効果を収めることができるよう特別の援助と便宜とを賜わるとともに、貴庁管轄の最先機関等に対しても公共職業安定所の活動に協力と支援とを與えるよう手配方 特段の御配慮をお願い致したい。

添附書類

(1) 公共職業安定所における行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業封策の概要

(2) 行政整理による離職者に対する失業対策(昭二四、三、三一次官会議決定)  
公共職業安定所における行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策

の概要

一、行政機関の調査及び情報の蒐集

1、公共職業安定所は管内の全官庁、公共団体、公団、公社についてその

(A)名称(B)所在地(C)電話番号(D)その長及び人事担当者の氏名(E)職員数(従前の定員)(F)行政整理の対象となる者の予定数及びその時期の見込を調査する。

2、公共職業安定所は前項の調査に当っては初回は公共職業安定所長が自ら行政機関を訪問し、爾後は係員の訪問又は電話等の方法により当該行政機関と常時密接に連絡をとり行政整理に関する情報を集める。

二、行政整理実施に関する情報入手の場合の措置

1、公共職業安定所は行政整理実施に関する情報を入手したときは直ちに当該行政機関について

(A)整理実施時期(B)整理の対象となるべき職員数(C)整理基準(D)整理対象者(E)職員の整理に対する動向(F)その他参考となるべき事項(G)整理対象者が判明したときはその者の職業紹介を行うについて必要な事項を調査する。

2、公共職業安定所は整理対象者が判明したときは当該行政機関の協力をうけてその者について

(A)退職後就職の必要があるか。

(B)就職を必要とする場合公共職業安定所の紹介を受ける希望があるか。

(C)公共職業補導所への入所希望があるか。

(D)退職手当金の金額如何により失業保険金との差額支給の必要があるか。

を調査し、夫々希望に応じ必要な手続をとる。

3、公共職業安定所は、同時に且つ大量に退職者が発生する場合は係官を当該行政機関に派遣して、職業相談所を臨時に開設し、職業相談を実施する。退職者が少数の場合は公共職業安定所に出頭を求める。

4、行政整理実施に関する情報は別紙様式に基いて月報として公共職業安定所より都道府県を経て労働省に報告せられる。

三、行政整理対象者の就職あっ旋

公共職業安定所は行政整理対象者が公共職業安定所の職業紹介を希望するとき直ちに求職申込を受理し、そのあっ旋計画を樹立し、各種の方途を講じて積極的なあっ旋を行う。

#### 四、就職あつ旋困難な場合の措置

- 1、公共職業安定所であつ旋の困難な者については公共職業補導所への入所のあつ旋公共事業への就労あつ旋の外、必要に応じて緊急失業対策法による失業封鎖事業に就労せしめるよう措置する。

- 五、六ヶ月（臨時雇員、傭人又は 工員にありては七ヶ月）以上勤務した政府職員はその退職金額が失業保険法に基いて算定した失業保険金に相当する額に満たない場合は公共職業安定所においてその差額の支給を受けることができるので行政整理担当者はこの趣旨を徹底する。（この措置は地方公共団体職員についても準用される。）
- 六、その他

労働省及び都道府県は公共職業安定所の行う調査の実施、情報の蒐集について援助する。

『時報』

昭和二十四年六月八日

〔五一―一二八〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第七七七号）

#### 行政整理の実施に伴う失業対策に関する件

第五回臨時国会を通過した行政機関職員定員法の施行並びに五月二十四日閣議決定「地方公共団体の人員整理に関する件」の具体化に伴い官庁地方公共団体等における人員整理は、愈々その実施時期に入り、その対象となる人員は、全国において二十萬名に近い数に上ることが予測せられている。

民間産業においては単一為替レートの設定以来、その企業の合理化が急激に進涉しつつあり、これら企業合理化に伴う失業情勢については、先に指示した雇用状態調査の活用により把握するよう御配慮を願つて来たところであるが、行政整理に因る失業情勢について非常にその推移に留意し、適確な情勢把握を行つて、その失業対策に遺憾のないようにしなければならぬので、左記により処理せられるよう特段の御配慮を煩わしい。

なお、行政整理に関する情報別紙のとおり添付しておくから参考にせられたい。

#### 記

#### 一、行政機関等の調査及び情報の蒐集

- 1、公共職業安定所は、その管轄地域内にある全官公庁等（公団公社を含む。以下同様）について左記事項を調査し、「官公庁名簿」を作成すること。

この調査の対象となる官公庁等は本所、出張所、分所等その名称の如何を問わ

ずすべての官公庁等とすること。

(イ) 官公庁等の名称 所在地及び電話番号

(ロ) 官公庁等の長及び人事担当者の氏名

(ハ) 職員数（男女別）

① 従前の定員

② 新 定 員

(三) 行政整理の対象となる者の予定数及びその時期の見込

- 2、公共職業安定所は前項の調査に基き、管内の官公庁等に対して訪問又は電話等の方法により、当該官公庁等と常時密接に連絡をとり行政整理に関する情報入手すること。

- 3、公共職業安定所が行政整理に関する情報入手するための連絡の第一回目は、できる限り公共職業安定所長が、当該官公庁等の長は人事担当者を直接訪問し公共職業安定所の機能等を了得せしめ爾後の連絡を円滑に行うことができるよう措置すること。

#### 二、行政整理実施に関する情報入手の場合の措置

- 1、公共職業安定所は行政整理実施に関する情報入手したときは直ちに当該官公庁等について左記事項を調査すること。

(イ) 整理実施時期

(ロ) 整理の対象となるべき職員数（男女別）

(ハ) 整理の基準

(三) 整理対策

(ホ) 職員の整理に対する動向

(ヘ) その他参考となるべき事項

- (ト) 判明すれば整理の対象となつた者の氏名、住所、男女別、年齢、特種技能等公共職業安定所において職業紹介等を行うについて必要な事項

- 2、公共職業安定所は、行政整理により退職者（他の官公庁等へ配置転換せられる者を除く）が発生することが判明したときには、当該官公庁等の長又は人事担当者と打合せ、その退職者について左記事項を調査するとともに、公共職業安定所の職業紹介、公共職業補導所の入所あつ旋を希望する者又は退職手当金額と失業保険金額との差額支給を必要とする者に対しては、直ちに所要の手続を行うこと。

(イ) 当該官公庁等退職後、就職する必要があるか。

(ロ) 就職を必要とする場合公共職業安定所の紹介を受ける希望があるか。

(ハ) 公共職業補導所へ入所する希望があるか。

(三) 退職手当金の金額如何により失業保険金額との差額支給の必要があるか。

3、前項の調査は、退職者が同時に且つ大量に発生する場合は、公共職業安定所の職員を当該官公庁等に派遣して、相談所を臨時に開設し、職業相談の方式により実施すること。退職者が少数の場合は退職者に対して公共職業安定所に出額を求め、又は当該官公庁等の人事担当者に依頼する等の方法により調査を実施すること。

4、前各項の調査は、当分の間別紙臨第一号様式によりこれを毎月とりまとめ、前月分をその月の三日までに都道府県に報告し、都道府県は別紙臨第二号様式によりこれをとりまとめ労働省に報告すること。

労働省への報告期限は、前月分をその月の十日までとし、報告提出先は、労働市場調査課とすること。

### 三、行政整理対象者の就職あつ旋

1、行政整理の対策となる者が公共職業安定所の職業紹介を希望するときは直ちに求職申込を受理し、その就職あつ旋に努めること。

2、同時に大量の求職申込があつたときの求職申込の受理、あつ旋計画の樹立、並びにあつ旋の実施等については三月三日職発第二九五号（企業整備等による大量解雇発生の場合における職業紹介活動に関して『職業紹介業務手引』追補の件）通牒により処理すること。

### 四、就職あつ旋困難な場合の措置

1、行政整理の対象となるものであつて、差当り就職あつ旋の見込がなく且つ退職金の消費により生計の維持が困難なものについては、就職口を確保するまでは公共職業補導所への入所のあつ旋、公共事業への就労あつ旋等を行うの他必要に応じて緊急失業対策法による失業対策事業に就労せしめるよう措置すること。

2、六ヶ月（臨時の雇員、雇人又は工員にあつては七ヶ月）以上勤続した政府職員であつて離職の結果失業者となつた者の退職金額が、その者につき失業保険法に基いて算定した失業保険金に相当する額に充たない場合は、その差額の支給を受けることとなっている（四月三十日秘収第六九二号『労働基準法等に伴う政府職員に係る給与支給措置に関する法律（昭和二十二年法律第一六七号）による給与支給準則の一部改正について』労働人臣官房秘書課長会計課長連名通牒）ので行政整理の対象となるものにこの趣旨を徹底するよう関係官公庁等の協力を得て必要な措置を講ずること。但し、これらの者に対する公共職業安定所の失業の認定

については五月二十日付職発第七〇五号『昭和二十二年法律第一六七号に基き給与準則第一四条の改正に対する応急措置に関する件』により措置すること。

なお右の政府職員の退職手当金額と失業保険金額の差額支給及び失業の認定は地方公共団体の職員についても準用せられるので政府職員と同様の措置をとること。

### 五、その他

1、都道府県においては本通牒に基く公共職業安定所の調査並びに各種の措置が円滑に実施出来るよう各官公庁等及びその監督機関等と連絡を密にし、これら機関の積極的な協力を求めるよう措置すること。

2、労働省、都道府県は行政整理実施に関する情報を入手したときは、行政整理を実施しようとする官公庁等の所在地を管轄する公共職業安定所に通報して当該公共職業安定所の積極的な奉仕活動を促すものとする。 『時報』

昭和二十四年六月二一日

〔五一―二九〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛通牒（職発第八四三号）

### 緊急失業対策法の実施について

第五国会において新立法として制定せられた「緊急失業対策法」は去る五月二〇日法律第八九号をもって公布せられ、これが施行規則等関係命令も今回それぞれ別紙のとおり決定せられたが、右は申すまでもなくいよいよ深刻化する失業状況に対処し能う限り多数の失業者に対する就職の機会を提供し、もつて社会不安の除去と経済復興に寄与することを目的としたものであつて、公共事業ならびに失業対策事業に対する失業者の吸収による社会不安の除去については、かかつて本法運用の適否にあるといたすべく、職業安定機関の効率的な運営と相俟つて、本法の円滑な運用を図ることといたしたい。ついては、左記ご留意の上特段のご努力を煩わしたい。

### 記

#### 一、失業状態の把握

(1) 法第五条による失業状態の分析把握については、従来の各種統計報告中でも、公共職業安定所の業務状況報告、雇用状態調査および企業整備状況等により雇用の傾向、失業者数の推定等が可能であるが、この失業状態の把握は、失業対策事業の実施その他失業対策の基本となるものであるから施行規則第

二条に準じて管内の失業情勢の把握に努めること。

- (2) 失業対策事業実施の計画策定に当っては、必ず右の失業状態を基礎とすること。

## 二、失業対策事業

失業対策事業については、別紙要綱によるが、特に左の諸点に留意すること。

- (1) 本事業は、全く失業者救済のためのものであって、失業者の発生状況に依り、その規模、実施時期、事業種目等が決定せられるものであること。

- (2) 失業対策事業のための一般計画は、法第六条により労働省において樹立するが、実際に実施しようとする具体的な事業については、その計画を事業主体から都道府県知事を通じて、事業主管の主務大臣に提出し、その事業種目のうちから、法、規則、実施要綱等にも明記されているように、経済安定本部と労働省が協議して決定するものであること。

- (3) したがって、この事業の実施は事業主体の事業主務部課の所掌である。これが実施は公共職業安定所の窓口にあられる失業者数の増減に応じて事業を増減するようには必要があるので、その点を事業主務部課に徹底せしめるとともにその間の調整を円滑にできるよう組織を考えること。

国庫補助関係書類の取纏め、事業の総合的調整、事業に対する就労査察は労働主務部の所掌となること。

- (4) 失業対策事業に使用される労働者は、すべて公共職業安定所の紹介する失業者とする原則に鑑み、常用労働者の使用、門前募集等による労働者は使用しないことはもちろん、公共職業安定所の形式的な紹介も今後は絶対に行わないこと。

すなわち、窓口から紹介する失業者に限るものとする。

- (5) 公共職業安定所をして毎日の就労状況を査察せしめ、就労状況の把握をなすとともに作業現場に係員を出張せしめること等により毎月二回以上必ず職業相談を実施し定職への紹介に努めること。

- (6) 公共職業安定所は、本事業の就労人員、稼働状況、支払賃金等労務については、常にその状況を把握すること。

- (7) 事業費の支出については、経理所管課と事業局課の連絡不充分のため、兎角放漫に流れる傾向があるから常に両者の密接な連絡を保持するとともに毎月の経理状況（特に支出状況）について事業局課においても明確にすること。

- (8) 労力費から事務費への流用は禁止せられているので、都道府県の指導監督

者、賃金支払事務職員等の給料は事務費より支出すること。ただし現場監督者等で公共職業安定所の紹介する失業者から採用した者の給料は、労力費の一部から支払うことができること。

- (9) 賃金の支払のための事務職員は、原則として事業現場に配属するものであるが、必要によっては、公共職業安定所に駐在させることができること。

- (10) 本事業就労者の賃金は、別途通牒（昭和二十四年六月一〇日職発第八〇一号）されているとおりであること。

## 三、公共事業に対する失業者の吸収

- (1) 公共事業に対しては、昨年七月から行政的措置により失業者吸収率を設定し、失業者の吸収責任量を示していたが、その実績は必ずしも良好とはいえない現状であった。今回別紙告示のとおりその率に若干の改訂を加え、法第一二条に基いて明定したので（別紙告示参照）、この率に該当する数までの失業者は、常に完全充足するよう公共職業安定所の活動を促進するとともに貴管下関係部課ならびに各事業現場に対してこれが徹底を図る措置を講ずること。

- (2) 右の吸収率の改正は、昭和二一年閣議決定の「公共事業処理要綱」に明記されているとおり公共事業が公共的建設事業であるとともに多数の失業者の吸収を図る目的の具体的措置であること。特に事業主体が、常用労働者の範囲を不当に拡張解釈して、失業者の吸収を排除することのないように監督指導すること。

- (3) 従来公共事業の就労人員は、公共職業安定所の形式紹介を含むものがあつたが、爾後は一切形式紹介を含まず、公共職業安定所の窓口にあられた者のみに限ること。

- (4) 従来の「失業者吸収率」は、直営事業にのみ適用せられていたが、今回の法律により請負その他非直営事業にも適用せられることとなっているが、これは新たなことでもあるので、特に事業の施行主体に対しては、法第一六条第二項の遵守の方法により本事業の周知徹底の措置を講ずること。

- (5) 今回決定された失業者吸収率は、従来の実績により固定的に決定されたものであるから、この率の不都合を発見した場合速かに当省にその理由とともに意見を付して報告すること。

- (6) 法第一三条（施行規則第一〇条）の直接雇入承諾請求書および承諾書は、様式一号および様式第二号によること。

- (7) 法第一四条（施行規則第一一条）の規定による公共事業の施行通知書は、様式第三号によることとし正式の認証がなくても申請中に事業を行う場合は、所定様式の通知をなさしめるよう指導すること。
- 四、その他

- (1) 失業状況の変化に伴い公共事業に対する失業者の吸収度を高めるため事業主体ならびに施行主体に対する職業安定機関による就労状況の査察を頻繁に行わしめること。
- (2) 公共職業安定所長は、失業対策事業および公共事業の事業主体もしくはその予定のものに対して管内の失業状況を少くとも四半期毎（著しく急変の場合はその都度）に通報し、失業者の吸収に当たっての便宜を供与するとともに相互の連絡を密にすること。
- (3) 法第一七条の規定による違反を公共職業安定所が、事業主体に通知する場合は、様式第四号によるものとし、法第一八条の規定による進達は、様式第五号によるものとする。
- (4) 法第二二条第二項（施行規則第一二条）の規定による証票は、様式第六号によること。

（様式略）

『行政二』

昭和二四年六月二四日

〔五―一―三〇〕労働省労働基準局長・労働省婦人少年局長より労働基準局長宛（基発第六四八号）

#### 看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について

保健婦、助産婦、看護婦法に基づく看護婦養成所の生徒は、将来看護婦となるべき素養を取得するために教育を受けているものであり、その教習課程中の実習も、教育の目的でのみなされるべきものであるから、その生徒は原則として労働者とはみなすべきではないが、従来の慣習により、生徒を一般看護婦と同様に勤務せしめている場合があり、たとえ形式的にいわゆる生徒と称して実習に従事していても、その実態においては、労働基準法第九條にいう労働者とみなされる場合が少なくない。

従って、爾今次の各号のすべてに該当する場合を除き、当該事業経営者と生徒との間には、実質的な使用従属関係が存在するものと認められ労働基準法を適用すべきも

のであるから、その労働の実態を調査し、法の適用について遺憾なきを期せられたい。本件は、養成中の男子たる看護人についても、同様に取扱われたい。

- 一、一日の授業時間が、学科（専門学科以外の体育その他教養科目を含む。）及び臨床実習（外来及び病室等の見習勤務を含む。）を通算して九時間を超えないこと。ただし、当該養成所において四週間を平均して一日について九時間、一週間について五十四時間を超えない定をしている場合には、その定によることができる。
- 二、実習時間外はもとより、実習時間中といえども、教習及び教習の場所に関係のない作業、事務、その他雑用に使用されないこと。
- 三、卒業後の服務不履行について違約金を定め、又損害賠償額を予定する契約がないこと。

四、生徒の管理については、責任者が定められ、生徒の教習と一般看護婦的労働が明確に区別されていること。

なお、本件は保健婦助産婦看護婦法第五十条第二項に基づく旧制度の養成所（昭和二十六年三月三十一日まで存続）についてのみ適用あるものとし、同法第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号若しくは第二号の規定に基づく新制度の学校又は養成所に対しては、将来別途取扱を定める方針であるから念のため。

『時報』

昭和二四年一〇月八日

〔五―一―三一〕労働省職業安定局長・文部省大学学術局長・文部省初等中等教育局長より各都道府県知事・各国公私立大学高等専門学校長・各都道府県教育委員会宛（職発第一、三二八号）

#### 職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について

経済情勢の変動に伴い、近時学生、生徒及び新規学校卒業者の職業問題が深刻化しようとする現状にかんがみ、今般職業安定機関と学校との協力体制を整備しこの問題に対処するため、職業安定法の一部が大要左記のとおり改正されたから御了知の上、職業安定機関と学校とは相互に密接な連絡をとり、学生生徒等の職業紹介に万全を期せられたい。

更に職業安定法に基いて処理すべき問題は、とりあえず左記により処理することとし、必要な手続は十一月十日までに至急とり進められるようお願いする。

記

## 一、職業安定法改正の要点

1 学生、生徒及び学校卒業者の職業紹介について、公共職業安定所は学校と協議の上その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させること。(法第二十五条の三)

2 前項による外、学校自体が事業としてその在学生又はその学校の卒業生の職業を無料であつ旋しようとする場合は、学校の特殊性及び公共的性質により、単に労働大臣に届け出ることによつて行いうること。(法第三十三条の二)

3 その他公共職業安定所は学校に対し、労働力の需給状況その他職業に関する情報を提供し、学校は公共職業安定所に、就職しようとする学生生徒に関する情報を與える等、相互に緊密な連絡をはかり、公共職業安定所と学校との協力体制を整備したこと。(法第二十五条の二)

## 二、公共職業安定所の業務の一部を学校の長に分担させる場合の取扱(法第二十五条の三、施行規則第十七条の二)

1 公共職業安定所の業務の一部を学校の長に分担させる場合は、それが何れの発意であつても、両者間の協議が整い、業務の執行について、完全な諒解が成立することを要する。

2 学校の長の分担する業務の対象となるものは、その学校に在学する学生、生徒又はその学校を卒業した者に限られる。双方を対象とするか、その何れかにとどめるかは公共職業安定所長と学校の長の協議によつて決定すべきである。

3 学校の長の分担する業務は、職業安定法第二十五条の三第二項に列挙されているが、必ずしもそのすべての事項を学校の長に行わせなければならないという趣旨ではない。公共職業安定所長と学校の長の協議によつて、その一部に限定することもできる。

## 三、学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合の取扱(法第三十三条の二、施行規則第二十五条の二)

従来学校の行う学生生徒等の職業紹介事業に関する職業安定法の適用については、若干疑問の点があつたが、今般職業安定法の改正により適用関係が明確になつたので、学生生徒等の職業紹介事業を行う学校の長は、十一月十日までに所定の手続を行われない。

1 学校の長が行う無料職業紹介事業の対象となるものは、その学校に在学する学生生徒又はその学校を卒業した者である。ただし中学校の卒業生については、卒業後六ヶ月以内の者に限られる。

2 中学校の長は、労働大臣の許可を受けた場合を除き、その学校の生徒又は卒業生をその住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介することはできない。

3 学校の長の行う職業紹介事業については、教育と学校の特殊性とにかんがみ、取扱うべき職種の範囲、その他取扱の範囲を定めることができる。その決定及び業務の運営は、職業安定法の趣旨に則り、適正に行われなければならない。

4 学校の長が無料の職業紹介事業を行わうとするときは、学校所在地の公共職業安定所長に、左の様式による届出書を提出しなければならない。学校に二つ以上の事業所がありそれが異つた公共職業安定所の管轄区域に所在するときは、事業所在地の公共職業安定所長に夫々届出書を提出するものとする。

届出書を提出するときは、業務運営規定、学則、学生生徒の定員数及び現在員数調を添附書類として提出することを要する。届出書並びに添附書類の作成部数は、正一通、副三通、計四通とする。

学校の長は、届出書並びに添附書類の寫一通に、届出受理の月日を記載の上、大学(旧令による大学高等専門学校を含む)にあつては文部省大学学術局長あて、公立の高等学校(旧令による中等学校を含む)以下にあつては都道府県教育委員会経由、私立の高等学校(旧令による中等学校を含む)以下にあつては都道府県知事経由、文部省初等中等教育局長あて提出するものとする。

(様式略)

『時報』

昭和二五年五月二日

〔五一―一三二〕管理局長より都道府県知事、都道府県教育委員会宛(文管庶第一〇八号)

## 学校教育法第八十三条及び第八十四条の一部改正について

四月十九日付法律第一〇号をもつて学校教育法の一部が改正され、四月一日から適用されることになつたことに伴い、各種学校及び各種学校類似の施設の取扱いが、従来とは、相当異なることになつたので、左記の点に御留意されるよう通知する。

## 記

一、第八十三条第一項の改正によつて、職業安定法に基く職業補導所、児童福祉法に基く保育所等は、「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの」として各種学校の範囲から除外された。ここに「当該教育を行うにつき

他の法律に特別の規定のあるもの」とは、労働大臣が職業安定法第二十九条の規定に基いて、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間について必要な基準を定め、教科書の編さんについて援助をなし、(職業安定法施行規則第二十条参照) また厚生大臣が、児童福祉法第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六三号)第五章の規定により、保育所の設備基準、保育時間、保育内容等を定めているごとく他の法律に特別の規定あるものを意味する。なお理容師養成施設、看護婦養成所等についてはそれぞれ理容師法、保健婦助産婦看護婦等の規定があるが、これらの法律は、単にこれらの教育施設の卒業者の資格付与の条件について規定しているものには認められない。従って、これらは従来通り各種学校として取扱われる。

二、各種学校類似の教育施設に対する第八十四条の規定の改正は、旧規定の意図するところを詳細に規定したものである。「各種学校の教育を行うもの」とは一般的には学校教育に類する教育を行うものをいうが、このうちには、第八十条第一項の改正規定に明らかなように、(一)に述べたものを除く。

三、法第八十四条第二項の規定による命令については、監督庁の一方的な判断にまつことなく、私立学校審議会の意見を聞くこととして、運用の公正を図る意味である。

四、なお、改正第八十四条第二項の規定による命令は、認可されている学校又は各種学校に対する閉鎖命令に相当するものである。従って、(この命令違反に対しては第八十九条の一部が改正され)閉鎖命令違反と同種の罰則が適用される。『近代』

昭和二十五年一月一三日

〔五―一―三三〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛(職発第七七五号の二)  
**昭和二十六年三月学校卒業者の職業紹介について**

標記の件については、十月十七日職発第七七五号の通達に基いて已に御配意中のことと存するが、文部省においても、明年三月中学校及び高等学校卒業生中就職希望者の就職を確保するため、学校と公共職業安定所との緊密な協調の下に、職業指導、就職あっ旋、並びに求人開拓等を積極的に実施するよう、今般初等中等教育局長より、各都道府県教育委員会教育長等に対し別紙写のとおり通達されたから、職業安定機関

においては、今後一層教育関係機関と緊密の度を加え、相互協力して、近時の労働市場状況より見て、益々困難が予想されるところの、これら新規学校卒業者の就職確保について特段の御努力をお願いする。

なお、別紙文部省通達写の中「労働省職業安定局長より各都道府県知事あての写真料」とあるのは、十月十七日職発第七七五号通達「昭和二十六年三月学校卒業者の職業紹介について」のことであることを申添える。

昭和二十六年一月二二日

〔五―一―三四〕労働省職業安定局長・厚生省児童局長より各都道府県知事宛(職発第二九号)

**年少者(児童福祉施設収容児童等)の職業紹介について**

児童は心身ともに健全な社会人として、独立の生計を営めるまでに保護育成されなければならないのは自明の理である。この保護育成は、その肉身によつてその家庭内においてなされるのが最良の道であるが、社会には保護者のない児童又はあつても監護することが不適當な保護者をもつ児童が多数いるのである。国はこれらの児童を児童福祉施設に収容し、或は里親等に委託してその保護育成を図っているのであるが、これらの施設収容児童は一般に家庭で育成されている児童と異なり、児童の域を脱すれば当然生活の本拠を児童福祉施設より他に移し、自立しなければならぬ者が大半である。然し現在の社会情勢下にあつては、これらの児童を直ちに就職させ又は各児童の能力に適した職業補導を行うことは容易なことではないのである。

従つて爾今公共職業安定所、公共職業補導所並びに児童相談所は相互に緊密な連けいを保ちこれらの児童に対しよき相談相手となつて、それぞれの生活環境に応じた就職の途の開かれるような左記により格段の御努力を願いたい。

記

一、雇用主の啓蒙について

1. 現在の社会事情下にあつては、これらの児童の就職は容易なことではないが、公共職業安定所並びに児童相談所は協力してできる限り機会をとらえて雇用主に對し、これらの児童に対する一層の理解を深め、就職に積極的ならしめるようその啓蒙に努力すること。

2. 公共職業安定所においては、一般工場事業場に対する職場開拓の宣伝啓蒙の一阶段として、例えば、水産試験場・農事試験場・工業試験場・営林署・造幣局・



専売局・印刷局、等の如き公的事業施設との連絡を密にしこれら児童の受入について協力を得ること。

3. これらの児童の雇用促進のため、都道府県知事は地方青少年問題協議会及び地方児童福祉審議会を大いに活用して社会一般の理解と協力を得るよう周知宣伝に努めること。

#### 二、職業あつ旋並びに公共職業補導所の入所あつ旋について

1. 児童福祉施設の長及び里親は、收容児童或は受託児童が就職することを適当とし、又はこれらの児童のうち学校教育法に定める義務教育を修了した者（学校教育法第二十三条第四十条の規定により就学の義務を猶予又は免除された者を含む）で職業補導をうけさせることを適当と認めた場合は児童相談所に通告すること。

2. 児童相談所は、右の通告のあつた児童を鑑別し、それが職業に就くことが適切であるか又は職業補導をうけさせることが適当である場合には別紙様式（求職児童通報票）により意見を附して公共職業安定所に通報すること。

3. 公共職業安定所は、児童相談所よりの通報を大いに活用し、求職児童通報票の作成された児童に対しては、職業指導業務担当係が主体となつて職業相談を実施し、求人係、紹介係及び雇用主係と密接な連絡をとつて收容児童、委託児童のアフタケヤーの緊要性にかんがみ、職業あつ旋並びに職業補導のための積極的且つ継続した努力を傾注すること。なおこれらの児童の中には住む家のない者が大部分で、そのため通勤困難であるから、求人係は求人受理に際し、住込求人については特に留意し雇用主係は、これらの児童の特殊事情を考慮し、生活環境にに応じた求人開拓を実施するよう積極的な努力を注ぐことが肝要である。又職業指導業務担当係は求職児童通報票より必要事項を求職票に転記した後は、就職後の補導或いは公共職業補導所修了後における就職あつ旋の場合の参考の資となるよう一括保管しておくこと。

4. 公共職業安定所において通報のあつた児童に対し努力したが適当な求人がなかったり、紹介しても未就職に終つた場合はその理由を附して児童相談所にその旨を通報すること。但しこの通報によつて児童に対する職業あつ旋は修了したものでなく、引き続き求人開拓に努力し、適当な求人があつた場合は直ちに当該児童相談所に通報すること。

#### 三、就職後の補導について

児童が就職した場合、公共職業安定所は、できるだけ児童相談所と打合せて、児童の職場における順応性、定着性等を考慮して就職後の補導を行うことが望ましい。

その他児童福祉司、児童委員は特に生活環境に重点をおき、効果的な補導を行うこと。

#### 四、その他について

これらの児童の職業補導は、公共職業補導所において行われるが、公共職業補導所が児童福祉施設に対し、遠隔地にあるとき通勤が困難となるため都道府県は右の点を考慮してこれらの児童を対象とする児童福祉施設を大都市等において都道府県立又は市立により設置するよう努めること。

（様式 略）

『時報』

昭和二六年一月二五日

〔五一―三五〕労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長より都道府県知事、都道府県教育委員、教育長宛（基発第八三三号）

#### 技能者養成制度の趣旨徹底について

標記については、客年二月六日付基発第九五号をもつて通達したところであるが、今般講和条約の批准を契機として、いよいよ経済自立達成による独立態勢が緊急且つ強力に要請されるに至つたのにかんがみ、これに対処する一方策としての本制度の趣旨徹底を図り、この国家目的に沿うよう、常時一層の努力をいたさなければならぬ。

ついてはさしあたり学校卒業期を控え、新規に就職を希望する者並びに新規求人事業場その他一般を対象とし、左記事項に留意の上、労働基準監督機関、職業安定機関並びに教育機関は緊密な有機的連けの下に、実効をあげようよう特別の配意を煩したい。

#### 記

一、技能者養成制度の趣旨徹底を図るためには、使用者、労働者その他一般に対し、常時継続して、普及指導に努めなければならないが、さしあつたての重点的对象を主として中学校卒業予定者中の就職希望者及び技能者の養成実施を必要とする求人事業場とする。

二、右の普及指導は、主として中学校において行う職業指導に関連せしめてなすこと。

三、都道府県労働基準局、都道府県職業安定課並びに都道府県の教育委員会は、

できる限り連絡協議のための会議を設け、管内における技能者養成の実施事業場、新規求人が必要とする事業場等の状況その他地方の事情を勘案し、本制度の趣旨徹底のための計画の大綱を定めること。

四、労働基準監督署、公共職業安定所並に市町村の教育委員会に対しては、労働基準監督署管轄区域を単位に、便宜の地区毎に本件について連絡協議のための会議を設けるよう取り計らうこと。

五、右会議においては、本制度の趣旨徹底のための計画の大綱に基づいて、具体的な実施計画を樹立せしめるものであるが又、事務の円滑な連絡を図るため少くとも次の事項につき留意し、必要に応じ開催せしめること。

(1) 技能者養成実施事業場の現況紹介  
(2) 新規中学校卒業者を対象とし技能者の養成実施を必要とする求人事業場の現況紹介

(3) 公共職業安定が行う職業指導計画の紹介

(4) 各中学校が行う職業指導計画の紹介

(5) 中学校の職業指導担当教諭の打合計画がある場合はその紹介

六、前三項及び第四項の連絡協議会の開催等庶務事項一切の手続は主として労働基準監督機関がこれにあたるものであること。

七、労働基準監督署に対しては、おおむね次の事項を行わしめること。

(1) 新規就職希望者を対象とする趣旨徹底についての指導計画は、公共職業安定所並びに各中学校で行う職業指導計画を参照し、できる限りこれを同調するよう考慮し、その実施にあたっては関係公共職業安定所並びに中学校と事前に緊密な連絡をとること。

(2) 公共職業安定所からの連絡に基づき、技能者養成の未実施求人事業場に対しては養成実施のための促進指導を行うこと。

(3) 関係公共職業安定所並びに中学校に、管内技能者養成実施事業場名簿を送付すること。

(4) 中学校の職業指導担当教諭の打合会等の開催につき連絡のあった場合には、できる限りこれに出席し、協力を求めること。

(5) 技能者養成実施事業場が求人申込をする際は、必ずその養成計画の概要を記載するよう指導すること。

(6) 技能者養成を必要とする事業主の懇談会等は、できる限り職業安定機関並びに教育機関の協力を得て三者が共催するよう計画すること。

(7) できる限り地方報道機関を利用し、前第一項の対象に重点をおき、趣旨の徹底を図ること。

八、公共職業安定所に対しては、おおむね次の事項を行わしめること。

(1) 技能者養成を実施している事業場からの求人申込の受理に際しては、求人票にその技能者養成の概要を記載するよう指導すること。

(2) 管内に所在する技能者養成未実施の求人事業場で養成の実施が必要と認められるものについては所轄労働基準監督署に連絡すること。

(3) 養成実施事業場並びに実施せんとする事業場からの求人については、積極的に求職者を紹介あつ旋すること。

(4) 技能者養成実施事業場からの求人に対する紹介は、技能者養成の指定職種に対する適格者であつ旋するように努め、且つ就職後の補導に意を用い、その職種に対する適応性の増大に対してできる限り援助を与えること。

(5) 職業指導を行う際は、個々の求職者の指定職種に対する適性を充分考慮すると共にこの制度の趣旨を徹底させること。

(6) 新規中学校卒業者の求人者を召集し、雇用主懇談会等を開催する際は、労働基準監督署に連絡し、雇用主の協力を求めること。

九、中学校に対しては、おおむね次の事項を行うよう指導すること。

(1) 職業指導を行う際は、本制度について周知させること。

(2) 労働基準監督署から、本制度の趣旨徹底のための協力依頼があつた場合は、積極的に便宜を与えること。

(3) 労働基準監督署と連絡の上、もよりの技能者養成実施優良事業場の視察等ができる限り計画実施すること。

(4) 職業指導に関する父兄懇談会、学級P・T・A等の会を開催する場合は、なるべく労働基準監督署に連絡し、本制度の趣旨徹底に協力すること。

(5) 職業指導担当教諭の打合会等の開催の際は、世話役学級が所轄労働基準監督署に連絡し本制度の実施把握に努めること。 『技通』

昭和二八年六月六日

〔五一―一三六〕労働事務次官より各都道府県知事宛通達（発勞第一四号）

労働教育行政について（抄）

一 労働教育行政の目的

労働教育行政の目的は、発展して止むことのない自由にして民主的な社会において、労働組合及び労働運動、並びにこれと他の社会的存在との間に生ずる経済的社会的諸関係の正義と秩序を基調とする調和的な発展を図ることにあり、且つこれによつてかかる社会自体の発展に寄与することにある。

## 二 労働教育行政の基本的立場

労働教育行政を行うに当つては、まずその基本的要素たる労働組合及び労使関係に対してこれを如何に認識し評価し、且つその上に立つて如何なる方向において教育が行われるべきか、という基本的立場を確認しておく必要がある。

### (1) 労働組合

イ、労働組合及びその機能は、その歴史的発展及び社会的基盤の上において、

また特にそれが国際的視野において、認識されなければならない。

ロ、労働組合の日本における歴史的環境下における実情及びあるべき姿が、認識され、発見されなければならない。

ハ、労働組合は、かつて広く考えられ、現在なお一部において考えられているが如き社会における必要悪的存在ではなく、社会の発展のため積極的要因、進歩的要素であるということが、日本国憲法の立場であり、このことが特にこの際確認されなければならない。

ニ、労働組合は、その本質的性格において社会の現状を自己に更に有利なものにして行こうとするものであることが認識されなければならない。

ア 労働組合の存在の基盤をなす自由にして民主的な社会は常に流動進歩して止まることなきものである。それ故にこそかかる性格を固有する労働組合の存在と発展を許容し、むしろそれを自らの進歩のための要素として摂取するものである。従つて労働組合の右の本質的性格を全く否定しようとするならば、それは労働組合そのものの否定に通じ、ひいては社会の固定化をもたらさんとするにもなるものである。

バ 然し乍ら社会的存在としての労働組合は、正義と秩序を基調とする調和的発展においてのみ意義を認められ、存在を是認されるのである。従つてその立場を固執し、強調するのあまり、秩序そのものを無視し、その他この調和を素すに至ることは、社会として到底堪え得るところではなく、且つそれは同時に自らの存在の基盤を否定することである。

ホ、以上の如き基本的認識の上に立つて、労働組合のあり方と、労働組合及

びその活動の基盤をなす客観的諸条件との科学的な検討が常になされていなければならない。このことこそ労働教育行政の最も有力な基礎づけである。

ヘ、然し乍ら社会も、また労働組合も流動して止まないものであり、加えて労働組合、労使関係等に関する科学的な検討がなお極めて不十分な現状にあつては労働組合のあり方の全貌を具体的且つ詳細に叙述することは不可能である。従つて現在においては、一面科学的検討を不断に強力に推進すると共に、他面既に明白な事柄及びその時々々の状況において必要とされるものを良識及び社会通念に従つて労働教育行政において取り上げてゆくべきものである。

### (2) 労使関係

労使関係に関しては、特に左の諸点に留意しなければならない。

イ、労働教育行政が、現象面において常にその重点を労使関係の安定におくべきことは当然のことである。労使という相対立する二者の間に生ずる関係が安定したものであるためには、発展して止まない自由にして民主的な社会における正義と秩序を基調とする調和的発展という点にその安定の根拠が求められなければならない。従つてその労使関係の安定は、流動的な安定であつて、静的な安定乃至は固定であつてはならない。若干の摩擦の時に生ずることはあつても全体として社会全般の調和を保ちつつ、常にその時々々の情勢に応じて変化し進歩して、窮極において社会全般の発展を指向するところに労使関係の安定の根本がある。

ロ、具体的な労使関係の安定方策は、従つてその時々において流動するものであるが、その基調は社会的経済的諸条件及び労使の主體的諸条件の科学的な検討、客観的な把握を前提とし、その上に立つて現実に即応し合理性に裏づけられたものであるべきであり、且つその根本は労使の自覚と国民の声とにある。

### (3) 合理性と現実性

労働運動、労使関係等は、最も現実的であり、且つ合理的であるべきであり、従つて労働教育行政の基本は、常に現実に即応した合理性でなければならない。

イ、労働組合、労働運動、労使関係等の正しい発展は、すべて合理性にその基礎を置くことによつてはじめて期し得られる。このことは極めて自明の

事であり乍ら、然も繰り返し強調されなければならない。従つてまたその前提として労働組合、労働運動、労使関係等の科学的な検討と基礎づけと  
の努力が常に払われなければならない。

ロ、合理性の出発点は、まず現実の把握にある。労働組合も、また労使関係  
の他方の当事者たる使用者も、まず自らの主体的条件を卒直に把握すると  
共に、常に社会、経済情勢について十分の認識を持ち、そのうちにおける  
自らの地位を見定めることがすべての行動の前提でなければならぬ。現  
実は恣意的に歪められて、又は無自覚に散漫に受け取られたのでは無意味  
であつて、これが合理的に把握されてはじめてその意味を持つ。

ハ、労働運動、労使関係における現実においては、客観的な社会的経済的諸  
事実と並んで、その時々における国民世論の聲が、大きな比重を持つ。

労働組合の社会的存在が大きくなればなる程、又労使関係の社会的影響  
が大となればなる程社会国民はそのあり方に対して益々重大な関心を持た  
ざるを得ず、国民は労働組合、労働運動のあり方、労使関係の発展につ  
いて、人きな期待を持つと同時に社会全般の立場からこれに対して時に種々  
の批判を持つに至る。この国民の聲は、労働組合、労働運動、労使関係等  
の正しい認識と判断の上に立つものでなければならぬが、同時に素朴な  
国民の聲と雖も、労使の当事者によつてそれは正当に受け容れられ、卒直  
謙虚に耳を傾けられなければならない。その力の大きくなるに従つてま  
すその自制が要求され、国民の聲にその存在、行動を規定されることは、  
民主的社会における社会的存在としてその当然の運命であり、義務である。  
国民の聲が正しく受け容れられるものであるためには、国民一般に対す  
る労働教育によつて国民の聲が合理的な認識判断の根拠に立ったものであ  
るようにするために不断の努力が払われなければならない。同時に他面現  
実のなまの国民の聲は労働教育を通じて伝えられることにより合理性を濾  
過して労働組合乃至労使関係の当事者に受け入れられるようにされる必要  
がある。

ニ、合理性とは、冷い抽象的な合理性であつてはならない。窮極の原理は何  
者にも知り難い。理論の相剋を解決するものは、現実である。現実の前に  
謙虚であることが合理性の第一前提である。労使それぞれの実体、社会経  
済の現状、またそこから生ずる国民世論の聲、その他諸々の諸現象から遊  
離して理論を遊ぶことは、却つて合理性に背馳するものであり、現実性と

合理性とは、表裏一体をなすものである。現実を卒直にみつめ、現実を廣  
い視野で把握し、これに対する正しい即応を発見することこそ、合理性の  
最も重要な要素である。今日の如くめまぐるしく世界が変転し、一面労働  
組合、労働関係の基礎尚浅い時にあつては、この態度は特に重要であり、  
今後あらゆる努力を払つてその涵養が図られなければならない。

『行政二』

昭和二十八年一〇月一日

〔五——三七〕労働事務次官より各都道府県知事宛（発基第八七号）

### 技能者養成に関する協力方について

労働基準法に基く技能者養成の実施促進に関しては、従来種々御配慮を煩わし、  
逐年この制度に対する労使その他の関係者はもとより一般の認識を深め、生産企  
業における技能者養成は、量的にも亦質的にも飛躍的に進展をみ、いささか労働  
者の福祉の増進と産業の振興に寄与しつつあるものと確信する次第である。

然るに、現今内外の諸情勢に思いを致せば、今後一段とわが国経済力の基盤を  
強化すると共に、国際経済競争の激化に対処する方途を講じなければならないが、  
特に全産業における技能労働者を維持培養し、労働生産性の向上を図ることが喫  
緊の用務である。従つて、技能者養成制度の早急なる拡充を図ることは国家の基  
本的な問題として、ここに強く採り上げられるに至つたのであるが、技能者養成  
の現状をもつてしては、なお未だ充分とはいひ難い実状である。

故に昭和二十八年年度においては、大企業は勿論わが国産業の大半を占める中小  
企業に対しても積極的に養成を推進し、殊に経済力に乏しい中小企業に対しては、  
事業主が共同して養成を実施するよう極力指導勧奨するとともに、これ等の企業  
が行う共同養成のために別添告示の通り国家的助成制度を設ける等技能者養成の  
充実と発展に力を致し国家の要請に応えんとした所以である。

共同養成費補助にあたり、共同養成体の行う技能者養成計画及びその実施につ  
いては、貴都道府県の関係部長に連絡し、これに関する必要な意見を求めること  
等によつて技能行政が地方行政と緊密な連携を保持しつ、運営されるよう、別紙  
の通り出先労働基準監督機関宛通牒致したので、貴職におかれても本件の趣旨を  
充分諒とせられ技能者養成の初期の成果を収め得るよう格段の御協力を煩わした  
い。

『神綴り』

昭和二十八年一〇月七日

〔五―一―三八〕 労政局長より各都道府県知事宛通達（労発第二二三号）

### 国民一般に対する労働教育の実施について（抄）

国民一般に対する労働教育が、労働組合及び使用者に対する労働教育と並び、労働教育の重要な一環をなしていることは、昭和二十八年六月六日労働省発勞第一四号労働事務次官通牒「労働教育行政について」にも明示されている所であるが、国民一般に対する労働教育が、労働組合及び使用者に対する労働教育に比し、從來兎角等閑に附される傾向にあったことは、否めない事実である。

このことは、戦後における我国労働関係の特殊性に基き、労働教育として健全な労働組合及び労使関係の育成が喫緊の要務であり、その努力の大半をこれに指向しなければならなかつたこと、及び国民一般に対する教育に内在する種類の技術的困難性等にその原因が考えられる。

併しながら、昨年電産炭労ストの経験が教えるように、独立後我国における労使関係の紛争解決に有力な影響力をもつものは、国民世論の力であり、ここにおいて、国民一般に労働問題に関する正しい理解と認識を培い、公正妥当な国民世論を涵養することが緊要と考えられる。

よって、別添「国民一般に対する労働教育実施要領」を定め、公正妥当な国民世論の涵養を推進することとしたから、各都道府県においては、地方の状況を十分に加味し、関係機関、団体ともよく提携の上、本要領実施に、遺憾なきを期せられたい。

追って、本要領については、文部省とも協議済であり、文部省からも、各都道府県教育委員会に対し、本要領実施に関する協力方について、別途通牒されることとなっているから念のため申し添える。

（別添）〈国民一般に対する労働教育実施要領〉

### 一 目的

昭和二十八年六月六日労働省発勞第十四号労働事務次官通牒「労働教育行政について」に基き、独立後の我国労働関係の新段階に対処する労働教育の一環として、国民の労働問題に対する公正妥当な認識を涵養することを目的とする。

### 二 実施機関

国民一般に対する労働教育は、都道府県労政（労働教育）課及び労政事務所が、都道府県及び市町村の教育委員会その他の関係行政機関、報道、芸能機関、各種民間団体等との緊密な協力提携のもとに実施するものとする。

### 三 教育内容

一 国民一般に対する労働教育においては、通常その対象の知識水準が著しく懸隔していることを勘案し、教育に当っては、教育内容が常に何人にも理解し得る程度のものであるよう考慮する。

二 教育内容は、国民経済との関連における労働問題、労働組合の本質、特にその社会的意義等を中心として、適宜教育課題を選定する。

三 特に国民経済との関連における労働問題については、各種統計資料による労働経済の実態等について平易な図解等による説明を行う。

### 四 教育方法

国民一般に対する労働教育の具体的方法としては、次の方法が考えられるが、その実施に当っては、随時関係機関、団体等と連絡協議を行い、都道府県労政（労働教育）課及び労政事務所が、関係機関、団体等の協力を得て自ら行う外、これらの機関、団体、労働組合等においても、労働教育が実施されるよう積極的に働きかけ、労働教育資料の提供その他労働教育上の便宜供与を行うものとする。

特に都会地における労働教育は、新聞、ラジオ等の利用、労働展、講演会等の開催及び婦人会その他の団体に対する労働教育に重点を置くものとする。（以下略）  
『行政二』

昭和二十八年一〇月七日

〔五―一―三九〕 労政局長より各都道府県知事宛通達（労発第二二三号）

### 労働学校の設置及び運営について（抄）

労働教育が、その効果を最大に挙げ得るためには、一定の施設により、組織的、体系的に実施されることが必要であり、この観点から、労働学校は、労働教育施設中、最も重要な地位を占めるものである。

近時各都道府県において、労働学校設置に対する熱意が高まり、かなりの設置数を見るに至っていることは喜ばしい次第である。

併しながら、現在実施されている労働学校教育においては、その内容、講義方法、期間等について、検討を要するものがあり、新に設置を計画する都道府県からも、その運営について種種照会して来る事情もあるので、今般、これらの要請にこたえ、取り敢えず、別紙の通り、「都道府県労働学校設置運営基準」を定めたから、この基準及びこれに伴う別紙「運営上の留意事項」に準拠し、左記事項参照の上、貴管下における労働学校教育の充実強化について、今後一層御尽力を煩わしたい。

## 記

一 本基準は、各都道府県の実情を加味し、適宜変更することはもとより差し支えなく、従って既設のものを、必ずしも直ちに、本基準に準拠せしめて改正することを要求するものではない。

殊に、本基準に示した名称は、三種の労働学校について、事務取扱上便宜的に附与したものであるから、これに統一する必要はない。

二 労働学校の種類及びその学校数、開講回数等についても、各都道府県の実情に応じ、適宜決定されたいが、おおむね、次の通り、設置開講することが望ましい。

### (1) 普通労働学校

新しく労働者となった者が、全員受講できるよう、地区（劳政事務所管轄地域）別に、少くとも一校を設置し、その開講回数を定める。

### (2) 高等労働学校

各都道府県ごとに、少くとも一校を設置する。

### (3) 労働大学

地元大学の状況その他の事由により、単独で設置困難の都道府県においては、近接都道府県と適宜協同して開設する。

三 本基準による労働学校の所要経費については、都道府県の責任において、適宜経理せられたいが、労働省においては、既に直接実施している、労働関係教育講座と関連せしめ、全国的に、労働学校教育の体系を整備するため、将来その経費の若干を負担することとし、目下関係方面と折衝努力中である。

四 本基準は、都道府県において直接経営する労働学校について定めたものであるが、労働組合、市町村その他各種団体が経営する労働学校にも準用し得るものであるから、この際この種の団体がこれを参考としてその実情に適した労働学校を設置することを勧奨する。

（別紙）（都道府県労働学校設置運営基準）

## 一 目的

労働学校は、主として、労働者及び使用者に対し、労働問題に関する知識を体系的に附与し、合理的労使関係の確立と労働組合の健全な発展に資することを目的とする。

## 二 実施主体

都道府県とする。

## 三 施設

一定の施設によるものとする。

## 四 責任者

知事又は労働主務部長とする。

## 五 職員

所要の職員を置くものとする。但し、都道府県職員をあてることができる。

## 六 種類

普通労働学校、高等労働学校及び労働大学とし、その対象、講義水準、科目等は、次の通りとする。

### (1) 普通労働学校

#### 一 対象

主として、新しく労働者となった者とする。

#### 二 講義水準

新制中学卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

#### 三 講師

関係行政庁職員、学校教職員、公民館職員その他の者とする。

#### 四 講義

原則として、次の基準による。

#### イ 講義式によること。

講義の開始は、就業時間終了後とすること。

日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

二 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

#### 五 科目及び時間数

別表一（略）によることとし、その講義時間総数は、一八時間とする。

### (2) 高等労働学校

#### 一 対象

主として、普通労働学校の修了者又はこれと同程度以上の労働者若しくは労務管理従事者とする。

#### 二 講義水準

新制高校卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

#### 三 講師

大学教授、労働組合指導者、関係行政庁職員その他の者とする。

#### 四 講義

原則として、次の基準による。

イ 講義式によること。

ロ 講義の開始は、就業時間終了とすること。

ハ 日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

ニ 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

#### 五 科目及び時間数

別表二（略）によることとし、講義時間総数は、九〇時間とする。

#### 六 短期教育

情況により、特に短期教育の必要が認められる場合には、次の基準により、短期高等労働学校を開設する。

イ 期間は、五日ないし一〇日とすること。

ロ 受講者は、原則として、宿泊させ、昼間及び夜間において講義その他を実施すること。

ハ 科目は、前号の科目中から、適宜選定すること。

ニ その他は、前各号の基準に準ずること。

#### (3) 労働大学

#### 一 対象

主として、高等労働学校の修了者であつて、労使関係の直接の当事者たる労働組合指導者又は労務管理従事者とする。

#### 二 講義水準

新制大学卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

#### 三 講師

大学教授を中心とし、必要に応じ、関係行政庁職員その他を加えるものとする。

#### 四 講義

原則として次の基準による。

イ 講義式によること。但し、科目内容及び講師の都合により、演習式を併用することができる。

ロ 講義の開始は、就業時間終了後とすること。

ハ 日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

ニ 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

#### 五 科目及び時間数

別表三（略）によることとし、講義時間総数は、二三四時間とする。

#### 六 専門課程

情況により、さらに高度の教育研究を実施する場合には、次の基準により、専門課程を開設する。

イ 原則として、演習式により、必要に応じ、適宜講義式を併用すること。

ロ 期間は、八週間とし、週二日、一日の演習時間は、二時間以内とすること。

ハ 科目は、前号の科目中より適宜選定すること。

#### 七 試験

高等労働学校及び労働大学において、原則として、各科目につき、試験を実施する。

#### 八 修了

(1) 修了者に対し、修了証書を交付する。

(2) 試験を実施した場合には、原則としてその合格者を修了者とし、試験を実施しない場合は、出席日数等を基準として修了者を決定する。

#### 九 その他

#### (1) 労働学校運営審議会

一 開講時期及び期間、科目、講師、受講者、修了者、受賞者等の決定、受講者の募集、宣伝その他労働学校運営に必要な事項を審議するため、知事の諮問機関として、労働学校運営審議会を設置する。

二 労働学校運営審議会の委員は、学識経験者を中心とし、これに労働組合側及び使用者側代表を加える。

三 必要に応じ、各地区（労政事務所管轄地域）ごとに、労働学校運営審議会地区部会を設ける。

(2) 学級委員

労働学校事務局及び講師と受講者との間の円滑な意思の疎通並びに受講者相互の親睦を図るため、受講者のうちから、学級委員を選任する。

(3) 同窓会

労働学校教育が短期教育であることから生ずる欠陥を補うため、同窓会を設置し、次の基準により運営する。

一 会 員

会員は、労働学校修了者をもって構成し、特別会員として、講師を加えるものとする。

二 幹 事

会員のうちから、幹事を選任し、相互の連絡に当るものとする。

三 経 費

経費は、会員の会費、寄附金、補助金等をもってあてる。

四 事 業

イ 都道府県が実施する労働教育事業を利用する。

ロ 研究会、見学、リクリエーション等を実施する。

ハ 連絡機関誌を発行する。

ニ 会員の住所録を作成する。

ホ その他適当な事業を行う。

『行政二』

昭和二十八年一月二〇日

〔五一―四〇〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第七四五号）

**ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について**

ソ連地区からの邦人の引揚者については目下促進されつゝあり、近く実現されることは既に御了知のことと存するが、引揚援護庁の調査によると、今次の引揚の対象となる者は、一、二七四名で、その内訳は捕虜四二〇名、一般八五四名である。これらの者は二次に亘る引揚船により内地に送還される予定であり、第一次引揚予定者約八〇〇名は既にナホトカ港に集結を完了し、引揚船の到着を待っている模様である。引揚船の配船についても準備は完了し、第一次には興安丸が第二次には白龍丸が予定され、興安丸は近日中にナホトカ港に向け出発する予定となっている。

今次の引揚者の職業援護については、昭和二十八年一月一六日付職発第二五号を以て通達した「中共地域からの引揚者に対する職業援護について」を始め、その後の累次の通達による取扱に準じ、一肩強力に実施されたく、特に今次の引揚者は内地における職業経験の少い壮年男子がその大部分を占めているものと認められ、従ってこれが職業援護に際しては従来よりも一肩の困難が予想されるので、過去における数次の引揚者に対する職業援護業務遂行上得た知識、経験、紹介技術等を十全に發揮し、これが受入態勢の整備に遺憾なきを期せられたい。

なお、参考までに外務省調査、引揚援護庁提供による留守家族に対し通信のあったソ連未帰還者の都道府県別数を添付する。との数字は必ずしも今次の引揚者数に見合うものではないから念のため申し添える。（別表略） 『時報』

昭和二十八年（編注…二月八日か）

〔五一―四一〕労働省決定

**失業保険施設設置要綱（抜粋）**

一、設置目的

失業保険制度は、被保険者が失業した場合に失業保険金を支給して生活の安定を図ることを目的とするが、さらに進んで生活内容の向上及び勤労意欲の増進を図るとともに就職を容易ならしめ、且つ、これを促進する等の措置が必要である。以上の目的を達成するために失業保険施設として、労働者の福利施設職業補導施設及び共同作業施設を設置するものである。

二、設置及び経営の主体

失業保険施設は、失業保険特別会計の経費をもって、国が設置し、これが経営を都道府県知事に委託することを原則とする。

三、設置及び経営に要する経費

- (一) 福利施設
- 建物に国費をもって直接設置し、経営に要する経費は、全額受託者の負担とする。
- (二) 職業補導施設

施設は国費をもって直接設置し、機械器具の購入費及び人件費の全部又は一部を委託費として受託者に配賦する。

右以外の経営に要する経費は受託者の負担とする。



(三) 共同作業施設

建物は国をもつて直接設置し、機械器具の購入費は、委託費として、受託者に配賦する。運営に要する経費は、全額受託者負担とする。 『要覧』

昭和二十九年八月二五日

〔五―一―四二〕労働、自治庁、経審、防衛庁、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、建設各次長、事務次官より各都道府県知事外局長、部長、等宛  
(発職第一〇二号)

公共事業等による失業者吸収措置の強化について

現下の失業情勢に鑑み、政府はこれが対策の一環として今般別紙のとおり、「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」を閣議決定したところであるが、これが成否はその運営の衝に当る第一線機関の協力如何にかかるとあり、本目的の達成は今日の失業問題、ひいては社会不安の緩和に大きな影響を有するものであるから、今後これが運営に当って、右閣議決定の趣旨を十分体せられ、左記各項にご留意の上、これが実施に遺憾なきを期せられたく、特に管下各機関に對しても十分これが趣旨の徹底を図られたい。

一 公共事業について

(一) 閣議決定中公共事業に関する事項の第一号に関する事項については、

(編注…中略)

(五) 第五号の事項については、

(1) 事業実施機関は所要労働者の雇入れに当っては、その技能程度、体力、経験等求人条件の詳細につき公共職業安定所に連絡するよう措置せられたること。

(2) 公共職業安定所は右の求人条件に基き、適格者の紹介のため、求職者につき体力等の検定を行い、予め適格性を検定した後、求人条件に適した者を紹介するよう指導せられたること。

(3) 右の適格労働者の紹介のため、必要があると認められた場合は、事前訓練を行うこととし、失業対策事業において短期訓練を実施する等の措置を認めるものとする。

(編注…以下略)

『時報』

昭和二十九年八月二五日

〔五―一―四三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第四七三号)

公共事業等による失業者吸収措置の強化について  
体力検査実施要領

測定心得

- 一 検査のやり方をよく読み、同僚と測定者、被測定者になり合つて検査のやり方に熟達せよ。
- 二 検査のやり方に我流を加えたり、規定を守らないようであつてはならない。
- 三 検査用器具を十分に点検した後使用し、点検した後に格納せよ。
- 四 女子の測定には女子測定者が当る。よう、特に胸囲、体重、上膊圍測定に際しては男子一人で測定に従事せぬよう。女子を少くとも立会わせよ。
- 五 女子の体重を測定する場合、シュミーズ位は着用させよ。
- 六 肺活量、背筋力の測定器具の操作が困難であるので、単に機械的に行うことなく被検査者のやり方を見て、適宜な注意を与えねばならない。
- 七 測定者と助手と二組となり、助手は測定値を記録票に記入する。
- 八 この体格、体力測定の結果、規準に合格した者凡てが必ずしも軽作業、重作業に適する者とは断定し難い。内部疾患を検査していないから、それは又別に例えば結核とか、心臓弁膜症とかは診断せねばならない。
- 九 この検査では被検査者が故意に重作業規準に至らない程度で最低規準を通過しようと努力することも予想されるが、この四つの項目には相互に相当高い相関関係があるので、身長の高い者が肺活量が少いとか、上膊圍が太い者や体重の重い者が背筋力が低いということは先ずありえないと考えるべきである。

体格体力測定結果報告書

一 この報告は当分の通一曆月中に測定した結果を取りまとめ、前月分を毎月一日に作成し、都道府県を通しその月の十五日までに労働市場調査課へ提出するものとする。

二 各項目ともに代表値を記入する。

身長、体重、胸囲、上膊圍、ベルベック指数は一回しか測らないから、測定値即代表値である。肺活量と背筋力とは三回測定の中最大値を代表値とする。

体格体力測定結果報告書

公共職業安定所名称 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_

被測定者 番号	満年 令	性別	身長 cm	体重 kg	胸囲 cm	ベルベッ ク指数	上膊囲 cm	肺活量 cc	背筋力 kg

三 なお備考欄を設け、この測定結果に関する意見を報告されたい。

一 身長

(一) 器具、木製身長計又はマルチソ氏人体測定器。

A 尺柱は鉛直に立っていないければならない。

B 頭上に当るべき横規は尺柱と直角に交わらなければならない。

(二) 測定法

被測定者を裸足で良い自然の直立態度で立たせ、踵、臀部、背を鉛直の壁又は柱に触れさせる。腕は伸ばして体側に垂れ、掌を大腿の側面に対接せしめ、肩を高挙することなく、足尖は少しく開き、頭は正面に向わせ、側方に傾けしめず、右側の眼窩の下縁と耳角上縁とが同一水平面に在るように頭の位置を直す。この為には、被測定者の右側から己の左手を被測定者の頭の後面と壁との間に挿入し、被測定者の頭をこれに接せしめ、且十分に頤を引かせるとよい。かくして耳限線が水平線を為すとき、身長計の横規を右手で被測定者の顛頂部に静かに接せしめ、左手でこれを調節して尺度をよみとる、

マ氏人体測定器を使用するに当って、測定者は被測定者の右側に立ち、右の三本の指で推導小匣の下部を保持し、器械を牀上に被測定者の正中面に鉛直に立て、長く抽出した横規を顛頂二三センチメートル高く引上げ、然る後推導小匣を徐々に引下げて横規の下縁が顛頂に接するようにする。

尺度はセンチメートルで計ること。

二 体重

(一) 器具、自動秤、分銅式秤何れでもよいがキログラムで計ること。

A 衡器は一年一回位正確であるか否かを検査すること。

B 秤台を水準器又は重錘を用いて水平に保つこと。

(二) 測定法

A 重錘置換の器械では分銅をおかないで零を示さしめる際における横杆の位置は適当であることが望ましいから横杆の静止する位置に白エナメルで印を付しておくがよい。

B 重錘置換の器械では、被測定者が秤に乗る前に横杆の先端を動かさないようにおさえておくがよい。

C 重錘置換の器械では分銅は大きいものから置いて漸次小さいものを追加すべ

測定値記録票

公共職業安定所番号名称 \_\_\_\_\_

被測定者番号氏名 \_\_\_\_\_

性別 年齢 満 歳 男

測定年月日 昭和 年 月 日

項 目	測 定 値			代表値
身 長	cm			
体 重			kg	
胸 囲			cm	
ベルベレク指数	$\frac{\text{体重 kg} + \text{胸囲 cm}}{\text{身長 cm}} \times 100$			
上 膊 囲			cm	
肺 活 量	(1) cc	(2) cc	(3) cc	
背 筋 力	(1) kg	(2) kg	(3) kg	
判 定	重上、	重下、	軽、	否

きである。

D 台に乗った被測定者が足の位置を換えたり、手で物に支えたりすることのないようにしなければならない。

E 測定単位は〇・一キログラムである。

### 三 胸囲

(一) 器具、ミリメートルまで分割された尺帯又は巻尺、布製のものより鋼製のものがよい。

(二) 測定法、安静呼吸、中位

尺帯を後面は肩胛骨の直下にあて、側面は腋下において高く、前方は精密に乳房の上部に走らせ、左右何れかの前胸部において安静呼吸の中位（安静呼吸をさせその呼吸の終り）においてミリメートルまでよみとる。

尺帯を胸壁に当てるには、腕を尺帯の通り得る範囲に挙げさせ決して水平に挙げさせてはいけない。測定に際しては腕を自然に躯幹の側方に垂れさせる。

女子において乳房の発育が大であるときは、尺帯を少し高く乳腺上第四肋骨の水平線に充てると多くの場合、乳房の「ふくらみ」を避け得るものである。尺帯を当てた状態を側面から見れば、尺帯は床面に対して水平ではなく、肩胛骨直下部より乳房直上部の方が上位にあるから、尺帯は前方がやや高く背部に向つて下り気味となる。肩を後に引き、胸を張らせてはならない。

女子の測定には女子を当てよ。

### 四 上膊囲

(一) 器具 胸囲測定に用いたものと同じ。

(二) 測定法

利手の掌を下方（床面）に向け、腕及び指を伸したまま、略々水平に前側方に挙げさせる。

全身、特に水平に前側方に挙げた上肢の筋をなるべく弛緩させ（掌は決して握ったり、力を入れたりさせぬ）二頭膊筋（上膊をまげるとき力こぶとなる筋肉）の一番太いところを長軸に直角に尺帯をまわす。

尺帯は皮膚に喰い込まず又皮膚の上を尺帯が移動できる程度にして目盛をミリメートルまでよみ、四捨五入してセンチメートルにとどめる。

### 五 肺活量

(一) 器具 器具は様式の異なるものがあるのでそれぞれその用い方には注意せよ。

A 足の調節器を用いて器具は水平におくこと。

B 水温（器具内の）は常に摂氏三十六度か三七度に保つこと。又は水温を測定し

てその時に相当する目盛をよむこと。KYS（山越製作）肺活量計では水温を測定し、その温度に合致した目盛線で目盛を読むこと。

(二) 測定法

被測定者に予め深呼吸を数回繰返させ、急激に強い呼吸をしないようにする。被測定者は気楽な直立姿勢をとり（脚は軽くひらく）、出来得る限り深く吸気し、そのまま吸気しないで、口当を口に当て、片手の指で鼻孔をふさぎ、息を口唇の裂目及び口当の辺縁部より洩さない為に急激に呼吸せず、徐々に呼吸して呼吸を肺活量計内に吹入れ、続いて最強の呼吸をなし、肺内の空気を十分に吹入れる。三回やらせ最大値をとる。コックをひねり、筒内の空気をおくり出し、筒を元の位置に戻す。被測定者が吹き込む前に呼吸が筒の内に入るようにコックをあけることを忘れてはならない。被検査者には準備運動として深呼吸を数回やらせることが大切である。急に吹きこませると頭痛を訴えるものである。

### 六 背筋力

(一) 器具 背筋力計には数式があるからその様式による使用法を会得して貰いたい。

目盛のあるものであるから年に1回位検定することは望ましい。

(二) 測定法

被測定者に背筋を曲げたり伸したりする運動、上体を前後左右に曲げたりする運動をさせて準備運動をさせる。踏板の足型に合せて被測定者を踏板の上に立たせる。膝をまげず、上体を猫背にまげないで三〇度前方へ倒させる。これは肘関節を伸し、掌をひらいて指をのばしたままにしていると中指の尖端が丁度膝蓋骨の下端に触れる位置である。この姿勢で器具のハンドルをにぎらせる。目盛のある部分又は踏板をむすぶ鎖の環を調整して、上体を三〇度まげたまま器具を一杯に床面から釣り上げた形とする。被測定者をして膝をまげず、肘をまげずに、力の限り上体を肘関節及び脊柱で伸展させる。即ち上体をぐつと起させる。測定者は踏板の前方を足でおさえて、被測定者が後ろへ倒れるのを防いでやる。一、二、三と掛声をかけてやる。三回計り、最大値をとる。各回の間に十秒位間隔をおく。五キログラム単位に目盛をよむ。

被検査者に準備運動として上体の屈伸運動を数回やらせよ。急激にやらせると、俗にいうがっくり腰となつて脊柱の痛みをおぼえるものである。妊婦には決してやらせてはならない。

『年鑑』

昭和二十九年九月二十七日

〔五―一―四四〕職業安定局長通達

簡易職業紹介業務取扱要領（概要）

(一) 取扱うべき公共職業安定所の範囲  
本省の指定するもの、またはその承認をえたもの

(二) 登録

1 原則として技能経験その他その者の能力から見て常用労働者たりうるものが、定職を希望しながら差当つてその機会をえず、短期就労によつて本人のもつ技能の活用を図りうる者を対象として登録する。既に登録は原則としてその者が常用を希望する者であつて、一般の求職の申込が受理されていることを前提としてなされるものである。但し、一般家庭内作業系統に属する職種については、例外として簡易職業紹介係において直接申込の受理及び登録をなしうる。

2 登録に際しては、米穀通帳によつて身元を確かめ、登録した者に対して証票を交付する。

3 求人者の状況等を勘案して無制限の登録を避ける。

4 登録の取消は、次のとおりとする。

(1) 一般求職票が無効となつた場合

(2) 本人より申出のあつた場合

(3) 常用として就職した場合

(4) 呼出等を行うも本人の都合により一カ月の中日も係まで出頭しなかつた場合

(5) その他公共職業安定所において必要と認められた場合

イ 就労先において不正行為を行ったとき

ロ 虚偽の申出により証票の交付を受けたとき

ハ 証票を貸与譲渡し、又は不正行為を行ったとき

ニ 死亡その他

(6) 紹介後就労期間が一カ月を経過し、更に引き続き雇用を継続する場合であつて実質的に常用と認められるもの。

(三) 求人受理

一 求人受理は一般の雇用主係で行うことなく、直接簡易職業紹介係において

行う。

2 求人受理は極力簡易を旨とし、係は求人整理簿をもつてこれを整理し、要すれば求人票の作成も省略する。

(四) 紹介

1 紹介は適格紹介の原則に従い、申込まれた求人条件に対し最も適格なものを登録者中よりあつ施する。

2 紹介は通常登録者を呼び出し、連絡票（求人者から公共職業安定所に対する連絡）の連絡されている紹介状を交付の上、求人者に差むけるのであるが、緊急求人等に対処するため登録者との連絡態勢を確立しておく。

(1) 登録者個々につき連絡方法を予め定めておき、呼出電話の利用、訪問、呼出等を行う。

(2) 距離の関係から直接求人先に直行させることもあり得る。この場合紹介状は後送しあつ旋された登録者は証票を提示させることにより身分を証明する。

(3) 登録者の居住地域、職種等を勘案してグループが形成できる場合は必要に応じ連絡者を定め、これを来所せしめて紹介の円滑化を図ることも差支えない。

(4) 求人者が紹介期限を超えて引き続き同一人を使用するような場合は、当該求人者から公共職業安定所に連絡するよう事前指導を行つておく。

(5) 登録者が公共職業安定所の紹介によらないで就労する場合は事前に連絡するよう指導しておく。

3 紹介期間は一カ月を限度とする。即ち雇用期間一カ月以内の短期雇用の求人のみを対象とする。

(五) 就労確認

就労確認は本人に就労期間終了後、求人者から連絡票を受領せしめ、公共職業安定所に提出させることにより行う外、公共職業安定所は随時電話等により求人者につきこれを確認する。

(六) 主なる対象職種

従来労働課で扱っているものを除いてあらゆる職種に亘るのであるが、その主なるものは次のとおりである。

事務系統

一般事務員、経理事務員、筆耕、タイピスト、翻訳、守衛、販売店員、店員

売子等

技術工員系統

自動車運転手、設計製図、ポスター図案、包装工、印刷工、仕上工、板金工、製本工等

一般家庭内作業系統

家政婦、洗濯婦、掃除婦、留守番、賄婦等

『行政三』

昭和二十九年二月一日

〔五一―一四五〕労働・文部事務次官より各都道府県知事・各大学長宛（労働省

発第一四七号・国大第二三〇号）

### 新規大学卒業者の就職促進について

現下の経済情勢において新規学校卒業者の就職は容易ならざるものがあるが、特に大学（短期大学を含む。）の新規卒業者の就職は、その卒業者数の増加と相まって困難をきわめつゝあるので、とりあえず当面の緊急措置として、都道府県を中心として、市、大学及び経営者団体が相互連携して、一般企業への就職促進を図ることとし、別紙のとおり「学生就職対策本部設置要綱」を定めたのでこれが運営については左記の諸点に御留意の上、職業安定機関及び大学の連繫を密にし、特に経営者団体の積極的な理解と協力を得て、新規大学卒業者の就職促進に万全を期せられたい。

### 記

一、学生就職対策地方本部を設置する都道府県以外の県の措置

別紙要綱三の（一）に掲げる都道府県以外の県においては、その地方的事情を勘案して、次のいずれかの方法により、本措置を推進すること。

この場合、その措置の内容を労働省職業安定局長あて報告すること。

1 別紙要綱に準じて各県において、学生就職対策本部を設置すること。

2 各県労働主管部において、本通達に準じた方法による業務取扱をすること。

3 十都道府県に設置されている学生就職対策都道府県本部のうちいずれか近接したものに参加すること。

二、経営者団体を通じて行う雇用勧奨

（一）学生就職対策本部の就職促進方策を強力かつ効果的ならしめるため、都道府県は、経営者協会、商工会議所等の経営者団体に対しその主催になる事業主懇談会等雇用促進に資する諸行事を開催するよう要請すること。

（二）事業主懇談会は、経済情勢、雇用状況等の情報の交換に終ることなく、今後における雇用勧奨、求人開拓等の方途について打合せを行いでき得れば、具体的求人を出し等の実効ある運用を図ること。

（三）雇用勧奨に当たっては、従来大学卒業者を雇用している大企業に対してのみでなく中小企業、地方企業に対しても経営状態を勘案し、重点的に行うものとし、特にまだ大学卒業者を雇用していない企業に対し、その実情に即応した方途をもつて、大学卒業者を雇用する機運を造成するよう重点を指向すること。

三、学生就職対策本部における職業安定機関及び大学等の行う求人確保方策

（一）職業安定機関及び大学は、密接な連繫を保ちつゝ新規大学卒業者の求人開拓を組織的且つ機動的に展開すること。

（二）職業安定機関は、次の要領により有効適切な求人開拓を行うこと。

1 求人開拓の実施に関する計画は、都道府県において樹立すること。

2 求人開拓は、公共職業安定所と大学が相互に密接に連繫を保ちつゝ行い、公共職業安定所及び大学の全能力を充分に發揮しうるよう措置すること。

（三）大学卒業者に対する求人者は、その多くが、大都市に偏在している現状に鑑みその採用予定地域が、その地域外にわたるものについても、職業安定機関は、積極的に開拓を実施し、迅速な求人連絡の方途を講ずること。なお、中小都市においても強力な求人開拓を行い、零細な求人も、もれなくこれを開拓し、その就職促進を図ること。

（四）職業安定機関において確保した求人は、その内容に応じ適当と認められる大学に連絡して、その職業紹介の線に乗せ、又は、職業安定機関に対する新規大学卒業者の求職申込状況に応じ、職業紹介を行う等これが適切な措置を講ずること。

（五）右の外、学生就職対策本部は、経営者協会、商工会議所等の経営者団体に対し積極的な雇用勧奨、求人開拓を依頼し、求人口の確保に万全を期するとともに、その獲得した求人に対する職業紹介については四に準じて大学、職業安定機関の連絡調整を図り、職業紹介の円滑化を図ること。

四、啓発広報

（一）新規大学卒業者の就職促進について、中央、地方を通じて、報道機関の協力のもとに、強力な広報活動を展開すること。

（二）広報活動は、中央、地方を通じて、学生就職対策本部が中心となり、経営者団体の実際の活動と相まって、パンフレット、雇用勧奨状、新聞、ラジオ及び事業主懇談会等あらゆる方法と機会を利用して行うこと。

(三) 広報活動は、大都市、大企業に対する雇用勧奨にとどまらず、特に中小都市、中小企業等大学卒業者の就職未開拓分野の啓発に重点を置くこと。

(四) 大学においては、新規大学卒業生及び在学者に対し、大都市、大企業への集中の傾向を打破し、広い視野に立つ就職を図るよう有効適切な指導助言を行うこと。  
別紙(編注…以下略) 『時報』

昭和三〇年三月一〇日

(五—一—四六) 労働部長より各公共職業安定所長宛 (三〇職安第一四九号)

### 孤児・母子家庭児童等に対する就職援護の実施について

現在の経済情勢下において社会的に不利な条件にある孤児・母子家庭児童等の職業紹介については昨年九月二十八日付二九職安第五二九号をもって通達したところであるが、その就職は一層困難となる傾向があり、ひいては不当に差別取扱いを受けるおそれもあるので、これから児童等の就職援護に万全を期するため、今般労働省では別紙のとおり「孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」を定め、関係各機関の協力を得てその就職促進を図ることとなったから、左記事項にご留意の上関係機関との密接な連携を保持するとともに、特に雇用手の積極的な理解と協力を得るよう格段のご配慮を願いたい。

なお中央少年問題協議会第四回全国会議において行われた標記援護対策に関する決議に基づき、内閣は各種事業主団体に対し本措置についての理解と協力を要請したところであるが、同時に発表された労働大臣談話は別紙二のとおりであるから承知されたい。

### 記

一、本措置の対象について

1. 本措置は孤児、母子家庭児童等、両親又はその一方がいないために就職するに当たって不利益な取扱をうけるおそれがある者についてその弊害を除去し、一般の青少年と同様の条件の下に就職せしめようとするものであること。  
従って孤児、母子家庭児童等であっても、就職するに当たって一般青少年と同一の取扱を受けられる者については、一般の職業紹介の線に従って就職あつ旋を行うものであること。

2. 公共職業安定所は孤児、母子家庭児童等の職業紹介に当たって直ちに本措置による取扱を行うことなく、本人の家庭状況、就職希望状況、職業相談、

職業指導の結果、求人状況等の諸般の情勢を勘案して、不利益な取扱を受けおそれがあると思われられる場合に本措置による取扱を行うこと。

二、就職の促進について

(一) 孤児、母子家庭児童等の中にはその生活環境、或は家庭的貧困等により職業適応を阻害する性格的要因を有する場合も考えられるので、次の法により孤児、母子家庭児童等に対する職業指導計画を樹立すること。

1. 公共職業安定所の長期職業指導は、その性質上、単に公共職業安定所のみよって行うことは適当でないので予め学校、養護施設等と密な連絡を保ち、問題の所在、指導の方向等につき充分な打合せを行い取扱の統一を図ること。

2. これら児童の大部分はそれ自体、他の児童と何ら変わりはなく充分な職業適応性を有するものであり、単に不当な社会的偏見のみにより不利な取扱を受けるおそれがある点に鑑み、職業講和事業所見学等を通じて職業生活の意義、適職選定に必要な具体的知識等の供与、日常生活指導を通じての勤労の気構えの培養、更に明記してよく他と協調する性格の陶冶等に主眼を置いて職業指導をおこなうこと。

3. 家庭環境、或はこれにより生ずる家庭の貧困等により職業適応を阻害する性格的要因を有する一部児童に対しては、学校、養護施設等から日常観察による通報を受けることとし、その個々について、必要な場合には関係者による職業相談会議を開き、その障害の程度種類等により矯正の担当を決め、これの解決を図ること。

4. 適職選定に当たっては、その児童について、その時期に至る迄に入手したあらゆる情報と職業指導の経過に基づき、具体的な援助を行うこと。

この場合、適職の選定はあくまで一般的な原則に従って行われるものであり、その家族構成の欠陥の故に特殊な指導を行うことのないよう注意すること。

(二) これら児童の職業紹介に当たっては特に左の諸点に留意し慎重にこれを行うこと。

1. 職業紹介はこれら児童を重点的に取扱うものとするが、孤児、母子家庭児童なるが故に一般青少年と別個の職業紹介をおこなうことなく、一般の職業紹介の線に則って行うこと。

但し、積極的な啓蒙活動にかかわらず未だこれら児童に対し固く門を閉ざしたることが明白な事業所に対し、不用意に紹介して徒に児童の心を傷つけ、自信を喪失せしめることのないよう注意すること。

2. 職業紹介に当たっては、これら児童の家庭環境等を考慮し、その服装・言語・挙指等につき特に留意し、面接に当たって、これらの点から不利な印象を与えることのないよう援助すること。

(三) 公共職業補導所への入所斡旋については、特別な考慮をもって取り扱うこととし、家庭の貧困な者については生活保護法の適用等につき関係機関に連絡する等必要な措置をとること。

三、障害の除去について

(一) すでに新規学校卒業者の採用選考時期に入っているので、当面の緊急措置として適当な身元保証人のないため就職できない児童であつて、身許を保証することが適当であると認められる者に対しては、できる限り婦人少年室協助手員、児童委員、民生委員等から適当な身許保証人を選定委託する措置を講ずる等身許保証の欠如に伴う障害の除去に努めること。

(二) 身許保証人の委託にあつては事前にこれら児童と身許保証人との接触の機会を造り、親しみのある関係におくよう配慮すること。

四、就職後の補導について

新規学校卒業者職業紹介年間計画に基づき工場事業場において就職後の補導を実施する際には、学校、養護施設、保護者等の協力を得て、これら児童等の就職後の状況については特に慎重を期し、その定着性の増進、明瞭性の向上に努力すること。この場合にこれら児童が一般の青少年から差別された補導を受けているという感じを与えないよう留意すること。

五、啓発宣伝について

関係各機関と連携の上特に次の事項について積極的な啓発を展開すること。  
なお孤児、母子家庭児童等を採用しない、又は採用を好まない雇用主からその具体的理由等を把握することに努め、その打開についてその有効適切な措置を講ずると共に、これら児童の就職に関する好事例をあげて啓発宣伝の促進を図ること。

1. 孤児、母子家庭児童等が家族構成の欠陥が原因となつて不良化する場合は極めて一部に過ぎないものであり、大多数の者は、よく困苦に耐え、着実に健全な精神の持ち主であること。

2. 事業主が採用選考に当たつてこのような家庭状況をもつて直ちに不適格と判断することなく、他の作業遂行上の能力、資格、個人的特質等の要素について充分検討することが最も適切な採用方法であること。

3. 職業安定機関としては孤児、母子家庭児童等の斡旋に当たっては、関係機関とも充分連絡の上、身許の保証及び好ましくない性格の改善、育成等について措置をも講じ、万全を期していること。

4. その他孤児、母子家庭児童等の就職についての好事例の紹介。

別紙一

孤児、母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱

（昭和二十九・一一・一二）  
（労働）省

一、方針

雇用情勢の悪化は社会的に不利な条件であるものに対して強く反映する傾向があるが、孤児又は片親を欠く児童が職業に就こうとするに当たつて、単にその家族構成の欠陥を以つて直ちに本人の性格又は身許保証等について欠けるところがあるものとして、差別的取扱を受けるおそれがあるので、これが就職援護について、万全を期するために次の対策を講じるものである。

二、対策

この要綱の対象となる者は、両親又はその一方がないために職業に就こうとするに当たつて不利益な扱いを受けるおそれのある者で二十年に満たない者とする。

三、措置

職業安定機関は関係所機関と緊密な連絡の下に、関係諸団体特に使用者の協力を得て次の措置を講ずる。

(一) 障害の除去

(1) 職業安定機関は、孤児、母子家庭児童等が身許保証人のないために職業に就こうとするに当たつて不利益な取扱を受けることを防止するため、児童委員、婦人少年室協助手員等適当な身許保証人（以下委託保証人と云う）を予め選定しておき、必要がある場合にこれに身許保証を依頼するものとする。

(2) 委託保証人を附して就職した孤児母子家庭児童等が就職后一年以内において事故を発生し、委託保証人がこの損失を償う必要がある場合は、共同募金その他の寄附金をもって、補填する方途を講ずるよう関係機関に要請すること。

## (二) 就職の促進

(1) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等に対する長期職業指導計画を樹立し、養護施設、母子家庭福祉施設及び学校の長の協力を得て、孤児母子家庭児童等が職業に就くまでにおける長期に亘る職業指導を行うこと。

(2) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等の就職につき、求人者の指導啓発その他必要な措置を講じ、積極的な職業斡旋を行うこと。

(3) 職業補導施設を整備拡充して、次の措置を講ずるものとする。

① 孤児母子家庭児童等を優先して入所せしめること。

② 寄宿舎等の収容施設に孤児母子家庭児童等を優先して収容すること。

③ 孤児母子家庭児童等のうち、生活保護法の適用をうけつつある家庭の孤児母子家庭児童等に対しては、その補導機関中における作業衣、交通費等必要な経費を支給すること。

(4) 国、公共団体及びこれに準ずる機関は、孤児母子家庭児童等を優先して雇用するように努めるものとする。

## (三) 就職後の補導

孤児母子家庭児童等の就職後の補導を行うに当たっては、特に慎重を期するものとする。

## (四) 啓蒙宣伝

労働省、厚生省及び文部省等関係機関は、国民一般特に事業主に対し孤児母子家庭児童等がその由来する所は、大多数が戦争犠牲者であることの認識と理解を深め、事業主が労働者を雇用するに当たって単に孤児母子家庭児童等であることを理由として差別的扱いをしないよう、関係団体等の協力を得て、その啓蒙、広報活動を積極的に行うものとする。

## 別紙二

### 労働大臣談話

孤児母子家庭の児童等両親が健全でないものについては、雇用主の一部において両親が健全でない故に、その採用を忌避する傾向が見受けられ、特に現下の雇

用情勢下については、かかる傾向が著しくなってくるおそれがある。これらの孤児及び母子家庭児童は、その多くが戦争による直接間接の犠牲によるものであり、恵まれない家庭環境のもとに育成せられたのであるが、その就職に際し、勤労能力が一般の青少年と相違しないにかかわらず、単に両親が健在でないという理由だけで就職の門を閉ざす傾向のあることは、適材適所の見地からも、又社会的に見ても由々しき問題である。

労働省としては、従前からその差別的取扱いの是正につとめ就職の促進を図つて来たのであるが、これがためには特に雇用主の積極的な理解と協力が必要であり、青少年問題協議会においても、この問題につき政府に善処方を要望している。よつて国、公共団体、公共企業体等においても、これらの児童を率先して採用するように努めることとしたので、雇用主各位においても孤児、母子家庭児童等の就職問題に関する理解を深められ、その採用に積極的な協力をお願いする。

『神綴り』

昭和三〇年四月一八日

〔五一—四七〕労働部長、各所長宛（三〇職補第一〇三号）

### 補導生・共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領について

標記については、屢次の通達により指示したところに従いその配給を実施しているところであるが、このたびその配給要領を左記のとおり定めたので、承知の上その取扱に遺憾のないよういたされたい。

## 記

補導生・共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領

### 一、配給実施の根拠

食糧管理法第八条の三・同施行令第四条を根拠法令として実施されている

「米穀の配給要綱」。

### 二、配給の基本事項

(一) 配給品目・配給基準量及び配給割当数量

#### 1. 配給品目

米穀（内地米・指定外米及び外米）とする。

#### 2. 配給基準量

職業補導については、一日当たり八〇瓦とする。但し、全職業補導種



目平均八〇瓦になるよう次に定める種目別加配基準量による。

種 目 名	1日当り加配基準量	備 考
自動車整備・板金・溶接・建築	九〇瓦	・第二部(夜間)については、一日当加配基準量の二分の一を一日当加配基準量とする。
電気機器修理(重電気)・機械・旋盤・仕上・電気(電工)・木工・塗装・自動車電気・オート三輪車運転及び整備	八〇瓦	・生産世帯所属の対象者においては、完全生産世帯の保有期間の者は四〇瓦をそれぞれ差し引いた数量とする。
時計修理・無線通信・洋裁・男子服・ミシン縫製・謄写印刷・義肢・美容・製靴・袋物(皮革加工)・編物・英(和)文タイプ・製図	六〇瓦	・生産世帯所属の対象者においては、完全生産世帯の場合八〇瓦をそれぞれ差し引いた数量とする。

### 3. 配給割当数量

配給基準量に稼働日数(出席日数)を乗じた数量と、この数量に知事が別に指示する外米配給割合を乗じた数量とを加えたものとする。

#### (二) 配給の対象

加配対象種目(一)の2)の職業補導生・共同作業所作業員及び当該種目の指導職員。

#### (三) 配給の期限

配給の期限は、配給月の末日とする。但し、配給庁が特別の事由により当該期限までに配給を受けることが困難であると認められた者については配給月の翌月末日までとする。

#### (四) 生産世帯に属する加配対象者の把握

1. 加配対象者となったものは、対象者となった時、及び米穀年度毎に原則として受配代表責任者において、同一市・区・町・村の居住者毎に一括して別紙様式(一)により連名により証明を受けること。
2. 1により処理することの困難なものについては、対象者個々に別紙様式(二)により各居住市・区・町・村より証明を受けること。

### 三、配給の方法

#### (一) 購入券

1. 農林大臣の発給する購入券の中

「工場事業用労務加配主食食料購入通帳」を使用する。  
2. 主要食糧購入通帳の取扱要領

(i) 新・旧購入通帳の切換交付期日は、毎年二月一日とする。但し、別に期日を定めたときは、これによる。

切換交付手続きは、配給庁において新購入通帳を交付機関を通じて受配代表責任者に交付し使用済みの旧購入通帳を切換期日までに回収する。

新購入通帳は、切換期日以後において配給割当数量を記入する分から使用する。

(ii) 購入通帳の表紙は、配給庁・交付機関において記入し、配給割当数量欄は配給庁において毎月記入する。

(iii) 購入通帳をなくした場合、受配代表責任者から事情聴取の上、止むを得ないと認められた場合に限り「小売販売業者」の配給済証明書及び所轄警察長の亡失届出済証明書を提出せしめ、購入通帳の表紙に「再交付」として交付し、亡失購入通帳の無効を登録小売販売業者に通知する。

#### (二) 受配代表責任者の選定

1. 受配対象施設(総合職業補導所・公共職業補導所・共同作業所)においては、予め協議の上受配代表責任者を選定し、交付機関に届出で認証を受ける。

2. 1の受配代表責任者は別紙様式(三)に示す。委任状を書く受配者より微し、認証の際提示し確認を受ける。

#### (三) 労務加配割当

1. 受配代表責任者は、毎月十日までに、受配者の前の稼働積分に対する「労務加配割当申請書」別紙様式(四)(別表4の(1))により業種所管地方庁に提出する。

2. 1により提出された「割当申請書」を審査確認の上業種所管地方庁に提出する。

3. 「割当申請書」の提出が遅れた場合は、原則として「割当申請書」で要請している稼働実績に対するか加配の割当は行わない。

#### (四) 受配者に対する配給

1. 受配代表責任者は割当を受けた購入通帳により登録してある小売販売

業者から米穀を貰い受け「個人別配分明細表」別紙様式(五)(別表6)に記載されている職種(種目別を記載する)労働強度(記載の必要はない)保有米の有・無稼働日数(出席日数)等により各個人に配分し、個人毎に受配印を押捺させる。

2. 1の受配米穀の買受に当っては、受配代表責任者に於いて直接現品の配分をすることなく小売販売業者より各受配者が購入するよう手配すること。

3. 1の「個人別配分明細表」は、三通作成し一通は配分台帳として受配代表責任者が、一通は小売販売業者に、又残余の一通は県職業補導課へ提出すること。

◎ 受配代表責任者、県職業補導課保管分には受配印を確実に押捺せしめること。

別紙様式(編注…以下略) 『神類集』

昭和三〇年七月一五日

〔五―一―四八〕職業補導課長、神奈川共同作業所長宛(三〇職補第九一号)

**共同作業所月報の提出について**

共同作業所作業員の就労状況を把握し、業務運営上の資料としたいので左記により標記月報を提出されたい。

**記**

- 一. 月報は別紙様式により作成すること。
- 一. 昭和三十年七月分より作成提出することとし、提出期日は翌月六日までとする。
- 一. 報告様式は二部作成し、そのうち一通は控えとして保管し一部を提出すること。

**一. 様式作成要領**

- 1. 様式1…6までは公共職業補導所月報に準じて記入すること。
- 2. 収容人員…作業種目毎に定められている収容人員数を記入すること。
- 3. 今月中の異動…報告に含まれる一暦月中の作業員の異動状況を入所退所に分けて記入すること。

別紙様式

共同作業所月報

- 1. 共同作業所名
- 2. 所在地
- 3. 報告年月日
- 4. 報告内容(昭和 年 月 日～ 月 日)
- 5. 共同作業所長
- 6. 報告作成者

(1) 作種 業目	(2) 収人 容員	(3) 今月中の異動				(4) 今月末		(5) 4のうち		(6) 作 業 賃						備考
		3a		b		現在々所者		在寮者の数		6a 月 額			6b 月 間 支払総額			
		入所者数		退所者数		計	女子	計	女子	最 高	最 低	平 均				
		計	女子	計	女子									計	女子	
合 計																

4. 入所者数：…作業員として新たに入所した者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
5. 退所者数：就職その他により退所した者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
6. 今月末現在在所者数：報告に含まれる月の月末現在における作業員の在所者数を記入すること。
7. (4)のうち在所者の数：(4)の今月末現在在所者数のうち報告に含まれる月の月末現在在所に居る者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
8. 作業債：報告に含まれる月の月末に作業員に支払う作業債を記入すること。
9. 月額（最高・最低・平均）：月末に作業員に支払う作業債を最高・最低・平均に算出してこれを種目別、男女別に記入すること。
10. 月間支払総額：月末に作業員に支払う作業債の月支払総額を種目別に記入すること。

『神類集』

昭和三〇年七月二六日

〔五―一―四九〕労働、建設および運輸各事務次官より各都道府県知事あて通達

（労働省発職第八九号）

### 特別失業対策事業の実施について

緊縮政策の推進に伴い失業問題の重大化しつつある折から、今般政府においては、失業対策を一段と効果あらしめるため、別紙要領に従い特別失業対策事業を計画実施することとなったので、左記事項をお含みの上事業の施行に遺憾なきを期せられたい。

なお、管下関係地方公共団体に対しても、この旨を然るべく御伝達方相煩わしい。

### 記

一 特別失業対策事業は、失業者の多数発生している主要都市及び重要産業地帯において、生産的建設的事業を対象に比較的労働力の高い失業者を吸収することにより、その労働能力の保全培養と、事業の経済的効果の向上とを図ることを目的とするものであること。

- 二 本事業に要する予算は労働省に計上の上、事業の実施に際しては、建設省又は運輸省に移替えて実施するものであること。
- 三 特別失業対策事業の補助率は、別紙要領に示す如く特別な割合が定められているが、これは本事業の特質に鑑み、予算積算上従来の例にかかわらず、労力費及び事務費については五分の四（但し、地方交付税不交付団体に対しては三分の二）、資材費については二分の一の額を補助するものとした結果であること。
- 四 本事業の実施に当っては、昭和二九年八月三日閣議決定「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」に基く労働対策連絡協議会の効果的運営により関係機関の緊密なる連絡の下に円滑なる施行を図られたいこと。

別紙

### 特別失業対策事業実施要領

#### 一 目的

特別失業対策事業は、失業者の多数発生している主要都市及び重要産業地帯において、生産的建設的事業を対象に比較的労働能力の高い失業者を吸収することにより、その労働力の保全培養と、事業の経済的効果の向上とを図ることを目的とする。

#### 二 事業の種目

特別失業対策事業の事業種目は、次の四種とする。

- (一) 特別失業対策道路路事業
- (二) 特別失業対策都市計画事業
- (三) 特別失業対策河川事業
- (四) 特別失業対策港湾事業

#### 三 事業の実施地域

特別失業対策事業の実施地域は、別表第一に掲げる市町村（特別市及び特別区を含む。以下同じ。）及びその隣接市町村の区域であつて、公共職業安定所の別表第一に掲げる市町村の区域にある事務所（出張所、分室等を含む。以下同じ。）においてその紹介の事務を行う失業者が通常通勤できる範囲とする。

#### 四 事業主体

特別失業対策事業の事業主体は、地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。）とする。

#### 五 失業労力費の最低限度

特別失業対策事業の事業費のうち失業労力費の占める最低限度は、事業種目別にすべての事業計画を通じて、それぞれ百分の四十を下らない範囲において、事業ごとに定めるものとする。

この場合において失業労力費とは、失業者に支払われるべき賃金の総額をいい、失業者とは公共職業安定所の紹介により就労する失業者及び第一〇項(1)の④但書の適用により就労する者をいう。

## 六 事業計画

(一) 特別失業対策事業の事業計画は、労働省と建設省又は運輸省とが協議して定める。事業計画を変更する場合も同様とする。

(二) 事業計画には、次の事項を含まなければならない。

- (1) 事業主体
  - (2) 事業種目
  - (3) 施行場所
  - (4) 施行方法
  - (5) 開始期日および施行期間
  - (6) 吸収失業者数（四半期別延数）
  - (7) 工事種別
  - (8) 事業費内訳（事業費、失業労力費及び失業労力費の最低限度）
- (三) 事業計画の策定に当っては、新たに失業者を吸収するように事業の選定を行うものとする。

## 七 予算の移替

予算において労働本省に計上された特別失業対策事業費補助は、前項の事業計画に基づき、四半期ごとに建設省又は運輸省に移替えるものとする。

## 八 国庫補助金の算定及び補助条件

(一) 特別失業対策事業に要する経費にかかわる国庫補助金の額は、各事業ごとに次の補助率により算定するものとする。

当該事業の事業主体が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定する基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定する基準財政需要額をこえる地方公共団体（以下不交付団体という。）である場合 百分の六十

当該事業の事業主体が、地方交付税法第十四条の規定により算定する基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定する基準財政需要額をこえない

地方公共団体（以下交付団体という。）である場合 百分の六十五

当該事業の事業主体が、地方公共団体の組合（全部事務組合を除く。）又は港湾局であつて、特別失業対策事業に要する経費について当該組合の規約又は港湾局の定款で定めるところにより当該組合又は港湾局を組織する地方公共団体のうち不交付団体であるものの分担する割合が、交付団体であるものの分担する割合より大である場合 百分の六十

当該事業の事業主体が地方公共団体の組合（全部事務組合を除く。）又は港湾局であつて、特別失業対策事業に要する経費について当該組合の規約又は港湾局の定款の定めるところにより、当該組合または港湾局を組織する各地方公共団体のうち不交付団体であるものの分担する割合が、交付団体であるものの分担する割合以下である場合 百分の六十五

(二) 建設省又は運輸省は、特別失業対策事業にかかわる補助金を事業主体に交付するに当っては、次の事項を補助条件とするものとする。

- (1) 吸収失業者数
- (2) 失業労力費の最低限度
- (3) 開始期日および施行期間
- (4) 施行方法（直営の場合）
- (5) 事業主体が請負契約その他の契約に基づいて他の者をして事業を施行させる場合にあっては(1)号から(3)号までの事項を契約の内容とし、これを遵守させること。

## 九 事業の施行

特別失業対策事業は、その事業計画に従い、事業主体が直営をもって施行するものとする。但し、特に失業者の吸収に支障がない場合に限り、個々の事業につき労働省と建設省または運輸省とが協議の上認めるときは、事業主体は請負契約その他の契約に基づいて他の者をして事業を施行させることができる。この場合において事業主体は、施行主体（事業主体との請負契約その他の契約に基づいて特別失業対策事業を施行する者をいう。以下同じ。）との契約上失業者の吸収を確保する措置を講じなければならない。

### 一〇 事業の運営

(一) 就労者

(1) 雇入れ

④ 特別失業対策事業に吸収する失業者は、公共職業安定所の紹介する失

業者でなければならない。但し、技術者、技能者及び監督者であつて公共職業安定所において紹介することが困難な者は、この限りでない。

④ ①の失業者は、原則として公共職業安定所の別表第一に掲げる市町村の区域にある事務所において、その紹介の事務を行う失業者でなければならないものとする。

⑤ 特別失業対策事業の事業主体又は施行主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不相当と認める場合を除き、当該失業者の雇入れを拒むことができない。

(2) 特別適格者

公共職業安定所は、失業対策事業紹介適格者の中から昭和三十年四月十二日職発第五一一号通達「地域別有効求職者数調査の実施について」による調査の結果に基づき、別に指示するところにより、特別失業対策事業の一般就労者に紹介すべき者（以下「特別適格者」という。）を指定する。

(3) 一般失業対策事業への紹介の禁止

公共職業安定所は、この項(1)の⑤による雇入れの拒否があつたとき及び(4)の⑥に該当するときを除いては、特別適格者を一般失業対策事業に紹介してはならないものとする。

(4) 就労日数の調整

① 公共職業安定所は、特別失業対策事業が開始されるとき又はその規模の変更があるときは、当該公共職業安定所における特別適格者の数を定めておくものとする。この場合において、公共職業安定所は、特別適格者の就労日数（一暦月において、公共職業安定所の紹介により就職できる日数をいう。以下同じ。）と特別適格者以外の失業対策事業紹介適格者（以下「一般適格者」という。）の就労日数とが、できるだけ同一になるよう配慮しなければならないものとする。

② 特別適格者の就労日数と一般適格者の就労日数とが著しく相通するおそれがある場合においては、公共職業安定所は、特別適格者を一般失業対策事業に紹介し又は一般適格者を特別失業対策事業に紹介することができるものとする。

(有) 紹介の方法

特別失業対策事業への一般就労者の紹介は、三日乃至四日の継続紹介を原則とする。

(二) 賃金および就業時間

(1) 賃金

① 特別失業対策事業に就労する失業者に支払われる賃金の基準は、同一の地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額を基準として労働大臣が定める。

② 前項の賃金の額は、職種別に、作業量に応じて段階別に定めるものとし、特別失業対策事業の事業主体または施行主体は、就労者の作業量が該当する賃金を日支払いのものとする。（編注…以上、『時報』より）

(2) 就業時間

特別失業対策事業の就業時間は、原則として一日につき八時間、一週間につき四八時間をこえない範囲で、事業主体または施行主体が定める。

一一 申請 手続

特別失業対策事業を実施しようとする事業主体は、別表第二による特別失業対策事業計画表を建設省または運輸省に提出するとともに、この写を労働省に送付するものとする。

一二 事業実施手続

この要領に定めるものを除く外、特別失業対策事業の実施に関する手続については、労働省と建設省または運輸省とが協議して定めるものとする。

(別表略)

『行政三』

昭和三〇年八月一七日

〔五一一—五〇〕職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第九一三号）

**体力検定の実施について**

（編注…本文不明）

**体力検定実施要領**

（体力検定の目的）

一 今回実施する体力検定は、失業対策事業就労者等の質的構成に鑑み、科学的根拠に基づく基準によつて体力の検定を実施し、その結果に基いた個人の体力に相応する作業へ適格紹介を行うとともに、公共事業等に就労し得る体力の判定と、別に定める指導訓練を受けることによつて公共事業等へ就労し得る能力を修得し得るか否かを判定することをもつて目的とする。

(体力検定の基準)

二 体力検定に用いる基準は、別紙「失業対策事業就労者の体格、体力検定基準(案)」(略)による。

注 右の検定基準は暫定的に案として作成されたものであり、体力検定の実施機関がこの基準に基いて検定を実施したのち、別に定める検定結果の報告に基いて所要の検討を加え、爾後においてこれを決定する予定である。

(体力検定を受ける者の範囲)

三 体力検定を受ける失業者の範囲はつぎのとおりとする。

1 失業対策事業就労者および就労希望者

2 公共事業等への就労希望者

(実施範囲)

四 体力検定の実施機関は公共職業安定所とする。ただし、現在の公共職業安定所の機能等より、すべての失業対策事業就労者等について実施することは困難と思われるので、公共事業等の労務需要が僅少と認められ、かつ、指導訓練を実施しない地域については、当分の間体力検定を行わなくても差支えない。

(体力検定担当者)

五 公共職業安定所は、体力検定を実施するため、担当者および補助者を職員の中から定めなければならない。また必要がある場合は他の体力検定を行う技術者を委嘱することができる。

(趣旨の徹底)

六 公共職業安定所は、体力検定を行う場合はこれを受ける者に対し、一に述べた趣旨を十分に理解せしめるよう努め、検定の結果によって現に失業対策事業に就労中の者を直ちに就労不適合者として排除することを意図するものでないことを事前に周知して無用の刺戟を避けるよう努めるとともに、これを受けることを拒む者および体力検定において正当な能力を発揮しない者に対する措置についても充分徹底せしめ、かかる者の絶無を図るよう努めるものとする。

(検定を拒否する者の処置)

七 公共職業安定所は、正当の理由がなく体力検定を受けることを拒む者を職業安定法施行規則第二二条第三項の規定に基き、職業安定局長の定める求職申込および紹介手続にしたがわない者として、失業対策事業および公共事業

等への紹介を中止すること。

(検定結果の措置)

八 体力検定の結果の措置については左記によること。

1 失業対策事業へ就労中のものであって体力検定に合格したものについては失業対策事業へ紹介するに際しても、その結果に基き適格紹介を行うことはもちろんであるが、不合格となったものについてはこれを直ちに排除することなく、作業区分中軽度の作業へ就労せしめるよう措置することとするが、その者の作業能力を勘案して、将来において生活保護あるいは内職の附与等その者の生活について適宜な措置を講じたのち、これを排除することを考慮すること。

2 例えば失業対策事業の重作業に従事していた者が、体力検定の結果軽作業に適すると判定されたような場合は、重軽作業の吸収度合およびその者の日常の作業能力等を勘案して、これをひきつづき重作業へ就労せしめることは差支えない。

3 新規に失業対策事業へ就労を希望する者であつて、体力検定に不合格となつたものについては、就労適格者としてはならないが、この場合その者の体格、体力が軽度の土木作業に従事することについても身体におよぼす影響の人であることを懇切に指導することが必要である。

4 内部疾患および身体的機能障害を有し、作業に従事することが困難と認められるものについては、たとえ体力検定に合格した場合であっても、失業対策事業あるいは公共事業等へ紹介してはならない。

九 体力検定担当者の指導訓練については、各都道府県において適当な講師を選定して講習会を開催し、あるいは各公共職業安定所において所在地の保健所によって指導を受ける等適宜な方法により、体力検定技術の附与に努められた。

『行政三』

昭和三〇年九月一二日

〔五一―一五一〕職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第一、〇二二号)

失業者特別指導訓練の実施の推進について

(編注…本文不明)

失業者特別指導訓練実施要領

一 昭和二十九年八月三日閣議決定「公共事業等による失業者の吸収措置の強化について」に基き、できるだけ多くの失業者を公共事業等に就労させるため、必要に応じて事前の指導訓練を行うよう要請されているので、当面の措置として以下に述べる要領に基いて指導訓練を実施するが、都道府県及び公共職業安定所は、本指導訓練の趣旨を体し、所期の目的を達成せしめるため、今後管轄区域内において実施される公共事業等の事業主体又は施行主体と緊密な連繫を保ち、もってその的確な求人把握と失業者の紹介に努めなければならない。

## 二 指導訓練の実施

1 指導訓練の実施主体は失業対策事業を実施する地方公共団体とする。

2 指導訓練は、失業対策事業の現場（以下指導訓練を行う現場を「特別指導現場」という）において行うものとする。

3 指導訓練の実施主体は、指導訓練の実施に当っては、この要領に規定する事項の外、職業安定行政手引に規定された失業対策事業に関する事項によって行わなければならない。

4 指導訓練を実施しようとする地方公共団体は、当該指導訓練開始十五日前までに次の様式による「特別指導訓練実施申請書」を労働省に提出しなければならない。但し当該地方公共団体が市町村である時は当該申請書都道府県知事を経由する事としこの場合においては当該都府県知事は副申書を添えるものとする。（様式略）

5 指導訓練実施の申請に当っては、次の諸点に留意しなければならない。

(1) 特別指導現場の数及び規模は、当該地域における公共事業等の労働需要を勘案して定めること。従ってその労働需要を正確に把握するために必要と認める場合は、当該公共事業等の事業主体又は施行主体と、その吸収し得る失業者数について協議することが望ましい。

(2) 特別指導現場における失業対策事業は、指導訓練を受ける者に、当該作業を利用して土木作業の基礎的知識能力を附与し得るに足る内容のものであること。従って現行の失業対策事業の事業種目のうち、環境衛生整備事業は除外される。その他の事業種目についても簡易な作業内容の補修工事は除外される。

(3) 特別指導現場における失業対策事業は、(2)の要件を具備すれば足りるが、当該地域において実施される公共事業等の作業内容を充分調査研究の上、できるだけ類似の作業内容を有する事業を選定することが望ましい。

## 三 指導訓練を受ける者

1 指導訓練を受ける者（以下、「訓練就労者」という。）は、次に述べる選定方法により選定された者とする。

### 2 訓練就労者の選定方法

公共職業安定所は、「公共事業等に対する失業者吸収強化措置要領」に基いて公共事業等に紹介すべき失業者の中、別に定める体力検定に合格した者について面接を行い、次に述べる順序によりこれらの者を訓練就労者として決定する。

(1) 面接の結果、指導訓練を受けることを希望する者について、体力等の能力が高位であると判定された者から順次訓練就労者を決定する。

(2) 指導訓練を希望する者のみでは、その予定人員に満たない場合には、体力等の能力が高位であると判定された者から順次訓練就労者を指名し決定する。

3 正当な理由例えば七日以内に自己の希望する職業つくることができる場合、本人の健康上又は一身上の事由により一定期間指導訓練を受けることができない場合等の理由なくして前項の公共職業安定所の行う指名を拒否する者は、労働の意思のない者として他の失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

4 家計の主たる担当者以外の者は、指導訓練の対象としない。

## 四 訓練就労者の紹介

1 指導訓練期間中においては、訓練就労者は輪番紹介の対象からはずし、特別指導現場へのみ紹介すること。

2 訓練就労者の特別指導現場への紹介は、六・二に述べる指導訓練日に応じて継続紹介を行うものとする。例えば四日経続紹介を行い一日紹介を停止する等の方法をを用いる。

## 五 指導訓練担当者

1 特別指導現場における指導訓練は、指導員がこれに当る。指導員は、土木作業に多年の経験を有し、独立の判断に基いて土木作業処理に関し指導し得る知識・能力を有する者を選定しなければならない。

2 指導訓練は、指導員がこれに当るが、指導訓練は失業対策事業の現場においてなされるものであるから、事業実施面における指揮監督は、監督員及び技術者がこれに当るのである。従って指導員と監督員及び技術者の職務責任は予め明瞭にしておき、指導訓練の実施につき混乱を生じないように処置する必要がある。但し、監督員及び技術者も、その職務責任の範囲内において指導員の行う指導訓練に協力するように努めなければならない。

3 特別指導現場における副監督員及技能者は、それぞれ事業実施面における職務責任を遂行すると共に、指導員の指揮の下に、指導訓練を補佐するものとする。

#### 六 指導訓練の実施基準

##### 1 指導訓練の期間

指導訓練の期間は二カ月とする。但し、当該地域における公共事業等の作業内容及び労務需要並びに指導訓練を受けるべき者の質及び数、その他の諸条件を勘案して二カ月を要しないと認められる場合又は指導訓練に二カ月を要しては公共事業等への失業者吸収の目的を達し得ない場合、その他必要と認められる場合には、この期間を短縮することができる。

##### 2 指導訓練日の調節

一カ月間における指導訓練実施日数は、当該地域における失業者対策事業就労者の平均就労日数と同日数とする。

従って指導訓練は、訓練就労者に画一的に実施し、指導訓練日数を当該地域における失業者対策事業就労者の平均就労日数と同日数とするため、数日継続してこれを行ない、適宜当該現場における作業を停止して休業日を設ける方法により指導訓練日の調整を行うことが望ましい。例えば四日継続して指導訓練を行ない、一日当該現場における作業を停止して休業日を設ける等の方法である。

##### 3 指導訓練を受ける者の数

指導訓練を受ける者の数は、指導訓練が有効且つ円滑に実施されるよう、指導員一名につき二十人を基準とする。但し、当該地域における公共事業等の労務需要及び指導訓練を受けるべき者の数とを勘案して、指導員一名につき四十人を限度として増加することができる。

#### 七 指導訓練の内容

1 指導訓練は土木作業の基礎知識能力を修得せしめることをその内容とするのであるが、具体的には、概ね左記の作業種目について訓練するよう努めること。

##### A 土木作業

- ① 切土
- ② 盛土
- ③ 水中掘さく
- ④ 土羽打ち
- ⑤ 芝付
- ⑥ 運搬（トロ、リヤカー、肩）

##### B ほ装作業

- ① 砂利及び採石撒布
- ② 乳剤撒布

##### C コンクリート作業

- ① 混練
- ② 填充

##### D 石積作業

- ① 割石積

##### 2 指導訓練を分けて基礎訓練と作業訓練とする。基礎訓練と作業訓練の時間配当

は、作業訓練にその大部分を充当するものとし、基礎訓練は作業訓練の間に適宜行うようにすること。即ち、基礎訓練と作業訓練は時間を区切って実施することなく、例えば基礎訓練として工具の使用方法を教えた場合は直ちに作業訓練としてそれを実習するよう両者を適切に組合せ配分するよう留意しなければならない。

##### A 基礎訓練

基礎訓練は、工具の使用、手入及び整理の方法、災害防止、就業規則を中心とする労務規律、その他土木作業実施にかかる作業処理の基礎的知識の付与をその内容とする。

工具の使用、手入及び整理の方法の指導については、概ね左記の種類の工具について行うこと。

- a シャベル
- ① 円び
- ② シャベル
- ③ 角シャベル
- ④ スコップ
- b 鶴はし
- ① 両鶴
- ② 肩鶴
- ③ 玄能鶴
- ④ ピーターピック
- c くわ
- ① 唐くわ
- ② 万能くわ
- d 掛矢
- e 木たこ
- f じよれん
- g ハンマー
- h モッコ
- i パイスケ
- j ねこ車
- k ローラー
- l トロ

##### B 作業訓練

作業訓練は、基礎訓練において修得した土木作業実施にかかる作業処理の基礎的知識を作業に即して実習することをその内容とし、合わせて、公共事業等において実施されている小間割制に堪え得る能力を付与することをその目的とする。

#### 八 指導訓練の方法

(1) 基礎訓練は、指導訓練期間の前半一ヶ月においてこれを終了するものとし、爾後の期間においては作業訓練のみを行うこと。

(2) 指導訓練は特別指導現場の実状に即応するよう作業区分に従い盛土班、切土班、運搬班（又は第一班、第二班、第三班）等の如く作業班を結成し、各班毎



にその作業処理方法につき指導することが望ましい。但し、編成された班の現場の状況に応じて指導訓練が円滑に実施されるよう副監督員及び技能者の配置を考慮すること。

(3) 指導員は訓練就労者の作業状態を常時観察し、その作業能力が通常の作業能力に到達したと認められる場合においては、順次他の班に交替又は編入し、すべての訓練就労者が作業種目の全過程を終了するよう配慮すること。

(4) 指導訓練担当者は、基礎訓練の指導結果が作業訓練に有効に反映しているかどうかについて常時意を用い、指導事項の徹底を期すること。

(5) 日々の作業状況について各人毎の記録をとり、各人の処理しうる作業量を通常の作業量に近接するよう逐次増加すること。

(6) 作業訓練は、公共事業等において実施されている小間割制に堪え得る能力を附与することをその目的とするものであるから、指導訓練が一定段階に達し、訓練就労者の作業能力が増大し、重作業に堪え得る能力を取得したと認められる場合においては、小間割制の訓練を行うこと。

この場合においては、訓練就労者の作業能力の増大と共に作業量を徐々に増大し、指導訓練の最終段階においては、概ね公共事業等に見合う作業量を処理し得るよう指導訓練すること。

九 六、七及び八に述べた事項は、主として土木作業に関するものであるが、土木作業以外の作業に関し指導訓練を実施する場合においても、これに準じて実施すること。

#### 十 指導訓練からの除外

##### 1 指導訓練終了前に能力を取得した者に対する措置

(1) 指導訓練を終了しない以前に指導員が公共事業等に就労する能力を取得したと認めた者については、これを当該指導訓練を終了した者と見做し、この者については爾後指導訓練を行うことを要しない。この場合においては当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県である時は事業現場の長）はその旨公共職業安定所に通報しなければならない。

(2) 公共職業安定所は、(1)の通報を受けた場合には、直ちにその者を公共事業等へ紹介するように努めなければならない。

##### 2 指導訓練を受けても能力を取得し得ない者等に対する措置

(1) 指導訓練の期間中において指導員が爾後指導訓練を行っても公共事業等に就

労しうる知識能力を修得し得ないと認める者及び指導訓練を受ける意思を欠くと認める者については、指導訓練を中止するものとする。この場合においては、当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県である時は事業現場の長）はその旨を公共職業安定所に通報しなければならない。

(2) 公共職業安定所は、(1)の通報を受けた場合には、除外の理由となった事実を充分調査すること。

指導訓練を行っても公共事業等に就労し得る知識能力を修得し得ないと判定された場合には、公共職業安定所は、その者を爾後他の失業対策事業に紹介することができる。

指導訓練を受ける意思を欠くと判定された場合には、公共職業安定所は、その者を労働の意思のない者として爾後他の失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

##### 十一 訓練就労者の賃金

訓練就労者に支払われる賃金の額は、その従事する作業内容の高効率段階による額とする。

##### 十二 指導訓練終了後の措置

1 公共職業安定所は、指導訓練を終了した者（指導訓練の期間中において指導訓練を終了したと見做される者を含む。以下同じ。）について当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県であるときは事業現場の長）より各人の能力・技能等に関する通報を求め、その通報に基づいてA・B・C等の段階を設け、求職票にその旨を記述しておくき、公共事業等への適格紹介に資するようにしておかなければならない。

2 公共職業安定所は、指導訓練を終了した者をすみやかに公共事業等へ紹介するよう努めなければならない。

3 指導訓練を終了した者が、左に掲げる正当な理由がないにもかかわらず公共事業等へ紹介を拒否した場合には、労働の意思のないものとして爾後失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

正当な理由と認められる場合

(1) 紹介された公共事業等の作業内容が、そのものの能力からみて不相当と認められるとき。

(2) 紹介された公共事業等の現場が非常に遠距離にあるため、通勤困難と認めら

れるとき。但し、トラックその他輸送の便を供せられる場合又は適当な宿泊施設がある場合はこの限りでない。

(3) 紹介された公共事業等の労働条件が、法令に違反することが明らかな時、又は賃金が同一地域における同種の業務について行われる一般の賃金水準に比べて不当に低い時。

(4) 職業安定法第二十条の規定に違反して労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。

(5) 七日以内に自己の希望する職業に就くことができると認められるとき。

(6) 本人の健康上、または一身上の事由により一定期間公共事業等に就労することができないとき。但し、これらの事由が消滅した以後においては、この限りでない。

『年鑑』

昭和三〇年二月九日

〔五―一―五二〕 労働省職安局長、中小企業庁長官より各都道府県知事宛（職発第、三〇七号、三〇企庁第五、五二一―号）

#### 昭和三十年新規定大学卒業者の就職促進について

本年度における新規大学卒業者の就職促進対策については、かねがね格別の御高配を煩わしているのですが、このたび中小企業、中小企業等協同組合その他中小企業団体への就職を強力に促進することとし、これが実施方策ならびに雇用勧奨員制度の運営、採用選考における差別待遇の是正等については、左記によることと致したので御了知のうえ、学生就職対策都道府県本部（又は労働主管部局）および商工（経済）主管部局は相互に緊密な連絡を保ち関係行政機関および民間団体、特に中小企業関係機関の理解と協力を得て、これら就職対策の効果的な実施に遺憾のないよう格段の御配慮を煩わしたい。

おつて本件については、その円滑なる実施を期するよう別紙写のとおり日本中小企業団体連盟あて協力方について依頼してあるので申添える。

#### 記

一、中小企業および中小企業協同組合その他中小企業団体への就職促進

中小企業の分野への就職を促進するため、労働、商工（経済）関係部局が中心となり関係行政機関の協力の下に、中小企業中小企業等協同組合その他中小企業団体

に対し、次により強力なる雇用勧奨を行うこと。

(一) 各都道府県は、日本中小企業団体連盟地方組織その他関係機関と大学卒業者の中小企業への就職促進に関し、具体的に協議を行い、中小企業等協同組合等で、組合自体に職員の採用余力のあるものに対して雇用勧奨を行うとともに、個々の企業についてもこれらの組合を通じて、あるいは雇用勧奨員による事業所訪問、雇用勧奨状の発送等により求人者の獲得に努めること。

(二) 中小企業診断の実施に際しては、当該主管部局は、診断員を通じ個々の中小企業経営者または中小企業等協同組合の幹部に対し、必要な従業員確保について適切な啓発普及を行い、有能な大学卒業者の雇用を勧奨するよう指導すること。

#### 二、雇用勧奨員制度の設置

学生就職対策都道府県本部（以下地方本部という。）または各県職業安定主管部局における求人開拓活動を強化し、求人者の確保を図るため地方の実情を勘案して、必要に応じ次により雇用勧奨員の設置、運営を図ること。

#### (一) 雇用勧奨員の委嘱

地方本部または各県職業安定主管部局において雇用勧奨員を委嘱する場合は、各種経営者団体、中小企業団体、中小企業等協同組合等の役職員の中から適任者の推せんを受け委嘱すること。

(註) これに関する経費は、地方本部必置都道府県にあつては、「大学卒業生就職促進対策委託費」から支出するものである。

#### (二) 雇用勧奨員の業務

雇用勧奨員は、当該所属経営者団体加入の事業所を訪問し、雇用勧奨、求人開拓等を実施するとともに、受理求人を地方本部または当該主管部局に提出すること。

なお、地方本部または当該主管部局は、雇用勧奨員の活動状況について定期間ごとに把握し、本制度の効率的運営を図ること。

#### 三 採用選考に関する学生就職対策中央本部決議事項の啓発広報

(一) 両親または片親を欠く者および夜間部卒業生等環境に恵まれない学生に対し、採用選考上差別的取扱をせず、公平なる選考を行うよう学生就職対策中央本部において決議されたので、この点地方本部および職業安定機関は、適切な措置を講じ、これが啓発広報に努めること。

(二) 履歴書を「ペン書」に改めることについても前号同様決議されたので、あわせて啓発広報に努めること。

## 昭和三十一年度新規大学卒業者の就職促進について

(右と同日、同通牒番号にて日本中小企業団体連盟会長あて)

大学卒業者の就職問題につきましてはかねてから格別の御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、このたび大学卒業者の中小企業、中小企業等協同組合その他中小企業団体に対する就職を促進するため、各都道府県知事あて別紙写のとおり通達いたしましたのでありますが、これら一連の施策を効果的に実施するためには、貴連盟はじめ、会員各位の御協力をうることが、きわめて肝要であると存じますので、特に左記事項につき貴連盟地方支部に対し、その協力方しかるべく御通知下さるよう御依頼申し上げます。

### 記

- 一、所属会員の事業協同組合等においてできる限り、大学卒業者を採用されたいこと。
- 二、各都道府県が行う雇用勧奨、求人開拓について協力方御配慮を願うとともに、機関紙、定期刊行物等による啓発広報を通し大学卒業者の就職対策活動に協力せられたいこと。

『時報』

昭和三十一年二月三日

〔五一―一五三〕労働省職業安定局長・調達庁労務部長より各都道府県知事宛通達(職発第一〇五号・調発第一四二号)

### 駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について

駐留軍及び国連軍(以下「駐留軍等」という)の予算削減並びにその移駐及び撤退に伴い、労務者の解雇が行われつつあり、貴都道府県においても、これが就業対策については、万全を期していることと存ずる。については二月三日別紙「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」の閣議了解があったので、差しあたり、左記事項について、速かなる措置を講じ、その運営に遺憾のないようせられたい。

### 記

一、自衛隊部隊要員への採用について

自衛隊の移駐又は拡充に伴う要員については、極力駐留軍等労務解雇予定者及び被解雇者(軍直用労務者を除く。以下同じ)を以て充足するよう現地部隊

等と常時密接な連絡をとり、これが円滑なる専務の遂行を図ること。

二、駐留軍等への再採用について

職業安定機関及び渉外労務管理機関は、駐留軍等の採用については、次に限り措置すること。

1 駐留軍等労務者の求人を受けた公共職業安定所は、求職申込をしている駐留軍等労務被解雇者中より適格者を紹介することとし、渉外労務管理事務所は、これらの者の中より優先的に採用するよう努めること。

2 公共職業安定所は、前号によるも紹介人員が求人申込人員に満たないことが事前に明らかなきとき、又は駐留軍等労務被解雇者を紹介するも、なお充足し得ないときは、渉外労務管理事務所と充分連絡のうえ、一般求職者を紹介し、渉外労務管理事務所は、これらの者より採用を行うこと。

3 公共職業安定所は、前各号の職業紹介を円滑に行うため、渉外労務管理事務所と密接な連絡をとり、駐留軍等労務者の大量解雇が行われたときは、速かに職業相談を行い、駐留軍等労務被解雇者の状況を常時把握しておくこと。

この場合、その者が他の公共職業安定所管内に就労を希望する場合は、当該公共職業安定所に求職連絡を行うこと。

三、自営業を行うものに対する援助について

駐留軍等労務被解雇者が自ら営業を行い、又は企業組合等を結成して事業を営もうとする向に対しては、中小企業指導機関等を通じ事業の選定、経営等につき、能うる限りの援助指導を行うこと。

又右のため、事業資金又は生業資金の貸付を希望する向に対しては、各都道府県において可能な限り配慮するとともに、国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等金融機関に対し資金融資の潤弁方につき適当なあつ旋を行うこと。

なお、国民金融公庫、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫において下部組織に対し、駐留軍等被解雇者より融資について申し出があったときは、可能な限り要望に応ぜられたい旨の指示がなされているので申し添える。

四、失業対策事業等への就労について

昭和三十一年度予算案においては、一般失業対策事業、特別失業対策事業の充実に図るとともに、新たに臨時就労対策事業を創設し、公共事業への失業者の就労促進の措置と相俟って、失業者の吸収強化を期することとなっているが、特に特需の減少、駐留軍の引揚等のため、著しく失業者の増加した地方に対し

ては、地方公共団体の財政状況を勘案し、失業対策事業の補助率を引上げる等、所要の措置を講ずることとなったから、これが実施について万全を期すること。

別紙  
特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について（昭和三一・二・三、閣議了解）

駐留軍及び国連軍に使用されている労務者は、昭和三〇年一二月末現在一五万人六千人であり、軍関係の直備労務者及び特需関係産業の労務者を加えると約二二万人に上ると推計される。

しかるに駐留軍の引揚げ並びに特需の漸減に伴って、毎年大量の人員整理が、地域的、時期的に集中して行われることを余儀なくされ、この傾向は、今後益々強くなるものと予測せられる。

政府は、かかる事情を特に考慮し、一般失業対策にあわせて、左記の諸対策を講ずるものとする。

## 記

### 第一事前措置

一、人員整理又は発注量の削減に当っては、その量及び期間を按配して、計画的且つ漸減的となるよう要望するとともに、整理又は削減予定の事前通報が相当期間前に受けられるよう更に強力に要望すること。

二、駐留軍及び国連軍の使用する施設、機器等のうち、軍の引揚又は発注減に伴い遊休化するもの又は使用度が著しく低くなるものに関しては、次のような対策を行うこと。

(1) 提供施設で日本側需要についても利用し得るものについては、共同使用も認めるよう要望すると共に、軍隊の引揚又は特需の発注減に伴い遊休化する提供施設及び区域の返還の促進をはかること。

(2) 提供施設及び区域に所在する駐留軍所有の設備、機械器具等の中、日本側にとつて必要なものは譲渡するよう要望すること。

(3) 駐留軍によって占有されている民有の旧賠償指定機器の早期返還につき要請するとともに、これが使用料の支払につき解決の促進に努めること。

三、特需関係産業にあつては、企業の責任性を一層明確にし、特需の減少に備え予め自主的に経理の万全を期するよう努めさせるとともに、離職予定者に対しては、極力同一企業内又は系列企業への配置転換を行うよう指導し、失業者をなるべく少くするように努めること。

また特需関係産業における補充増員にあつては、特需関係産業離職者の優先的採用及び配置転換による充足をはかるよう指導すること。

四、駐留軍労務者の補充増員にあつては、既に整理されたものの優先的採用及び配置転換による充足を要請すること。

五、自衛隊要員の補充にさいしては、駐留軍特需関係等労務者を採用するように努めることとし、その計画については、事前に関係庁に連絡すること。

六、駐留軍特需関係労務者の転職を可能ならしめるため、職業指導、職業補導等の実施に努めること。

七、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のための大量の離職者を生ずる府県及び地元市町村は、これら労務者の就業斡旋、配置転換、自営援助その他総合的離職者対策の推進をはかるため特別の措置を講ずること。

### 第二事後措置

一、第一の二より譲渡をうけた設備、機械器具及び返還を受けた国有財産については、特に離職者の吸収措置を考慮し、最も効果的な活用をはかり得るよう措置すること。

二、防衛庁の車輛等の修理発注にあつては、特需の調達のために使用されている機械、器具等（米国所有のものを含む）を有効に活用するように配慮すること。

三、特需の減少に対処して、企業が自主的発意と計画とによって行う事業のうち、適当なものに対しては、融資斡旋等の方法により援助すること。

四、離職者の自立更生を促進するため離職者による企業組合の育成について援助指導を行うとともに、事業資金及び生業資金の融資については、これを潤弁ならしめるよう配慮すること。

五、特需の減少、駐留軍の引揚等のため著しく失業者の増加した地方に対しては、地方公共団体の財政状況に応じ、昭和三一年度においては、失業対策事業の補助率を上げる等所要の措置を講ずること。

六、失業者の就労対策としての各種事業を、失業状況に応じて適切に実施し、再就業までの間の労働力保全に努めること。

七、特に重要と認める具体的案件については、特需等対策連絡会議において協議し、これが解決の促進をはかるものとする。

『行政三』

昭和三十一年四月七日

〔五―一―五四〇〕労働部長より共同作業所長宛（三一職補第八七号）

### 神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の制定について

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱の制定について昭和三十一年度より共同作業所作業員に対する作業賃はすべて委託料をもって支出すべく予算に計上されることとなつたので、今般標記の処理要綱を制定したから之に基づき処理することといたされたい。

### 神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱

（目的）

第一 神奈川県営の共同作業所（以下所という）において実施する作業並びに作業に伴う作業収入金及び委託料の処理については、条例・規則その他別に定めるものの外、この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第二 この要綱において次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 原材料作業…歳出予算に基づいて購入した資材（以下原材料という）をもつて行なう受注作業及び見込生産のための作業をいう。
- 2 受託作業…所外からの依頼に応じ依頼者の提供する資材（以下受託資材という）をもつて行なう作業をいう。
- 3 製 作 品…原材料作業及び受託作業において製作された製品をいう。
- 4 委 託 料…原材料作業及び受託作業において製作を委託した作業員に對し支払われる料金又は外注加工料をいう。
- 5 加 工 料…受託作業及び原材料作業において委託料見合いとして作業委託者又は発注者から領収する料金をいう。
- 6 作業収入金…製品処分の代償として得た製作品品払下げ代価、加工料等の諸収入をいう。

（加工料の決定）

第三 加工料（委託料）の額は所長の申請に基づき労働部長がこれを定める。

（作業委託契約の締結）

第四 作業員が新たに入所したときは様式第一により作業委託契約を締結するも

とする。

（受注又は受託契約の締結）

第五 作業の委託又は注文を依頼しようとする者は「製作（修理）依頼者」（様式第二）を提出し、これに對し所長は「製作（修理）受託者」（様式第三）を發行するものとする。

2 契約金額は第九の1の引渡価格とする。

（作業資材の受渡）

第六 原材料の受渡は作業毎に「物品請求伝票」（様式第四）によつて行なわれなければならない。但し各作業に共通して使用される同種類の資材は予め一括して受渡ができるものとし、定期的に作業資材の清算を行なうものとする。

（作業の委託）

第七 作業員に對し作業を委託する場合は、個人別の「作業委託簿」（様式第五）によつて行なうものとする。作業委託簿は所長がこれを保管するものとする。

2 作業員は作業を完了した時は、直ちに製作品品に残存資料をそえ所長に引き渡すものとする。

3 作業員の責に帰すべき理由によつて製作品品又は作業資材を損失したときは、所長は作業員をして損害を賠償せしめる事ができるものとする。

（製作品品の収納）

第八 作業員から引渡を受けた製作品品の収納方法は神奈川県費所属物品会計規則の定めるところによる。

2 製作品品の評価額は製作に使用した原材料の購入価格に委託料を加えて得た価額（以下製品価格という）とし、その算定は「製作品品引継明細書」（様式六）によつて行なうものとする（製作品品の処分及び引渡）

第九 受注又は委託による製作品品の引渡は原則として当該会計年度内に完了するものとし、引渡価格は第八の2の評価額とする。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。

2 見込生産による製作品品の処分は、原則として当該会計年度内に完了するものとし、その処分手続きは神奈川県契約条例及び神奈川県財務規則の定めるところによる。但し特別の事情あるものについてはこの限りでない。

（作業収入金の収納）

第一〇 作業収入金の収納方法は神奈川県財務規則の定めるところによる。

2 作業収入金はこれを作業員に對する委託料見合いの加工料と、その他とに

区分し、加工料は予算科目節「共同作業所作業員委託収入」に、その他は「共同作業所作業収入」にそれぞれ収納するものとする。

3 所長は特別の事情があると認める場合は収入金の一部を分割又は後納させることができる。但し後納期限は製作品の引渡後五ヶ月以内とし、且つ会計年度を超えないものとする。分割回数は引渡の時の収納を含め六回以内とする。

4 分割後納を認める場合は「分割後納個人別整理簿」(様式第七)及び「分割後納月別整理簿」(様式第八)を備え、その収納状況を明らかにしなければならない。

#### (作業員委託料の支払)

第一一 作業員に対する委託料の支払は毎月一回以上日を決めて行なうものとする。

2 委託料は様式第九により所長が作業員の委任を受けて一括現金庫より受領し、作業員に支払うものとする。

#### (報告)

第一二 所長は作業収入金の収納状況を、その月における「作業収入金収納状況報告書」(様式第一〇)によつて翌月十日までに、その会計年度未現在における製作品及び原材料の数量を「共同作業所製作品並びに原材料決算報告書」(様式一一)によつて次会計年度の五月十日までにそれぞれ労働部長に報告しなければならない。

#### (その他)

第一三 この要綱実施に必要な事項は労働部長が別に定める。

第一四 この要綱は昭和三十一年四月一日から実施することとし、昭和二十八年一月二十九日職補第二一号通達による「横須賀共同作業所の作業及び作業収入金並びに加工賃等処理要綱」はこれを廃止する。

(様式第一) (編注…以下略)

『神類集』

昭和三十一年四月二八日

〔五十一―五五〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第四八六号)

### 体力検査実施要領の一部改訂について

標記の件については昭和二十九年八月二十五日職発第四七三号労働省職業安定

局長通達別紙「公共事業等に対する失業者吸収強化措置要領」七の1の①に基づく体力検査実施要領によつて実施してきたところであるが、背筋力の測定については被検定者の身体状況等により事故の発生が懸念されるので、体力検査実施手引(昭和二十九年八月二十五日)の一部を左記のとおり改め、女子の全部及び五十才以上の男子については背筋力測定を取り止め握力の測定をもつてこれに替えることとしたから右御了承の上遺憾なきよう取計らわれない。

#### 記

一、目的及び対象者

この握力検査は次の者に対して背筋力検査に替えて行なうものである。

① 女子全部

② 五〇才以上の男子

③ 五〇才未満の男子であつて筋骨薄弱なりと認められる者

二、体力検査実施手引(昭和二十九年八月二十五日)「六、背筋力」の次に「七、握力」の項を加える。

(挿入分は別紙)

三、検査結果の判定は次のとおりとする。

軽作業 二〇kg以上

重作業下 三八kg以上

重作業上 四二kg以上

#### 別紙

七、握力

(一) 器具 握力計には己フソ握力計とスタッドレー握力計とがあるが、握力は掌の大きさと器具の把手の大きさととの関係によつて影響されるから、器具の把手の部分の大きさを掌の大きさに調節できるスタッドレー握力計の方がよい。

(二) 測定法 右手の握力を測定する。二回測定して値の大きい方をとる。  
スタッドレー握力計の場合は、内外両鑑形の間隔を被検査者の掌の大きさに合わせるために、外側の鑑の外側を拇指の附根とし、内側の鑑の外側が残り四指の第一と第二関節のところらびつたりあたるように内側の鑑をまわして調節する。

コラン握力計、スメッドレー握力計に共通指針を二本とも〇にそろえる。

器具の把手の掌にしっかりと握り（スメッドレーの時は内外の錠を握ることになる）、両脚を自然にやや開いて立ち、握力計を握った手を自然に体側になげ、その手が腕部にふれないよう、体を曲げないように力一杯に握らせる。『年鑑』

昭和三十一年五月九日

〔五―一―五六〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第五二八号）

### 駐留軍及び国連軍に関係離職者の就業対策について

駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策については、二月三日「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」の閣議了解により一般的対策方針が示されたところであるが、更に先般発表をみた広島県呉地区における国連軍の全面的引揚の及ぼす影響の莫大な点に鑑み、政府はこの対策の基本方針として去る四月二四日別紙（略）のとおり閣議了解をもって「呉地区国連軍引揚に伴う対策」を決定し、これに基いて今回の国連軍引揚の事態に即応した具体的対策を講ずることとしたのであるが、本対策は閣議了解本文中に明記されているとおり今後各地において生ずる同様の事態に対しては、その実情に応じ本対策に準じて対処することと致した次第である。労働省としては、右閣議了解に基き離職者の大量に発生する府県に対しては「駐留軍（又は国連軍）関係離職者就職対策本部」（仮称）を設置せしめるとともに、随時、本省主催による離職者就職促進連絡会議を開催して、その就職の促進を図ることとし、又離職者の就業転換を容易にするため、必要に応じ職業補導事業の拡大実施を図る一方、失業対策事業についても離職者の発生状況に即応して、これを実施するほか、失業者の多発する特定地誠に対しては当該地方公共団体の財政状況に応じ、高率補助の措置を講ずる等今後更に一段と積極的な就職対策を推進することと致したので、貴都道府県においても、現地の実情に即応した万全の対策を講じられるようお願い致したい。なお、「駐留軍（又は国連軍）関係離職者就職対策本部」（仮称）の設置及び離職者就職促進連絡会議の開催については別途指示するから申し添える。

『行政三』

昭和三十一年六月一四日

〔五―一―五七〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第六九〇号）

### 駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について

目下駐留軍関係労務者の大量解雇の発生を見つつあり、又石炭合理化に基き、石炭山関係労務者について離職者の発生を見つつある現況であるが、これ等離職者については今般更に左記のとおり措置することとしたので御了知の上格段の御配慮を煩わしい。

記

一、駐留軍関係離職者について

駐留軍離職者については、基地間の配置転換、自衛隊部隊要員への吸収、自県内の職業あつ旋及び職業補導の活用等については遺憾のないことと存するが、なお解雇の発生した当該都道府県内においてのみには吸収を図ることが極めて困難と思料されるので次により広域に亘る地域間紹介を積極的に行うこと。

（一）駐留軍関係離職者について他都道府県に就職を希望する者については左の点に留意の上職業相談を実施すること

1. これ等離職者は概ね、失業保険受給資格を有するものであるが、往々にして受給期間中は就職の熱意に欠けるおそれがあることに鑑み、長期且つ定着性のある職業については受給期間中と雖も積極的に就職するよう充分指導すること。

2. これ等離職者の従前の賃金は概ね一般民間のそれより高額であるから、希望賃金については、一般民間に就職可能な額とするような求職条件の緩和に努めること。

3. 希望職業及び希望就職地については、概ね第三希望まで把握して就職の機会を拡大するよう努めること。

4. 就職希望地の決定に当たっては、単に求職者が漫然と特定地を希望し、あつ旋の際には、これを拒否するが如きことの生じないよう指導すると共に、就職希望地における寄寓先は就職の重大な要件となるから、たとえ一時的な寄寓先でも、できる限り設定するよう指導すること。なお寄寓先は通勤距離の関係があるから具体的に記入すること。

（二）職業相談の結果については左の事項を内容とする求職状況一覧表を作成すること。

1. 希望職業名（第三希望まで）及びその職業の経験年数

2. 希望就職地（第三希望まで）

3. 年令

4. 退職年月日

5. 退職前の賃金及び希望賃金
6. 寄寓先（できる限り具体的に記入し、寄寓先が数ヶ所あるときはその総てを記入すること。）

7. 扶養家族数及び扶養家族を有する者の単身赴任の可否
8. 住込希望の有無
9. その他参考事項

(三) 右求職状況一覧表を、求職情報として、就職希望先都道府県に送付すること。なおこの場合、求職連絡を同時に行っても差支えない。

(四) 求職状況一覧表又は求職連絡を受理した都道府県は駐留軍関係離職者対策の重要性に鑑みその者に対する積極的な求人開拓を行うと共に特に求人者に対してはこれ等の者の離職状況を充分説明して採用方を要請すること。又求人者においてその採用に当りその出身地を問わないものについては、これ等の求職者を採用せしめるよう努めること。

## 二、石炭山関係離職者について

石炭山関係離職者については三月十二日職発第三三七号及び六月一日職発第六四一号通達によるほか石炭労務の特殊性に鑑み、原則として次により就職あつ旋を行うこと。

(一) これ等離職者の発生した場合は極力同一企業又は、他の石炭鉱業に配置転換を行うよう指導すること。

(二) 右により措置し得ない離職者に対しては、他の一般産業へのあつ旋に努めること。この場合職業補導所への入所及び広域に亘る地域間紹介の積極化については、前記駐留軍関係離職者の例に準じて措置すること。 『行政三』

昭和三十一年一月一日

〔五一―一五八〕労働事務次官より各都道府県知事宛通達（職労第一号）

## 団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針につ

### こゝ（要旨）

#### (一) 労使関係と労働法制

労働組合運動は、本来自然発生的なものだといわれているが、わが国戦後の組合運動は、占領政策及びそのもとにおける労働立法並びに行政の保護育成によるところが大きい。すなわち、労働組合法は組合運動によって生み出されたというよりは、むしろ

る大部分の組合運動が労組法によって推進されたといえよう。わが労組法は単に組合運動を公認することとどまらず、それを保護育成する意図のもとに立法されたものであり、労働組合に対して諸外国に例をみない程の厚い規定を設けている。

今日、わが国の労働組合で労働法制を公然と否認し、非合法運動を呼号するものは稀である。しかし、それは必ずしも労働組合が違法な行為をしないということではなく、違法な行為をしていても、それを違法だと自認しないにすぎない場合が少なくない。違法な行為を合法であると強弁したり、そこまで行かなくても、合法性の限界を極限以上に押し上げようとする傾向が強い。

判例、命令、学説についても、わが国では労働法の歴史が浅いために、普遍性、安定性に乏しく、振幅が広いといえる。

労働法は、他の法規に超越して罷り通るものではなく、諸法域の諸法と調和を保ちつつ憲法下の法秩序の一環をなすものである。従つて、我々は何よりも法秩序全体から眺めて正しい法解釈を行わなければならない。それが健全なる労使関係のあり方についての最小限の要求である。

#### (二) 労使関係の基本的な考え方

労働者が労働組合を結成し、使用者と対等の立場で労働条件を集団的に交渉し決定するということは、自由にして民主的な国家において、等しく行われているところである。産業の平和を保ち、経済の興隆を図るため、労使関係の円滑を期するには、かくするよりほかにないことは、歴史の証明するところである。

そこで、わが憲法は、これを単なる自由の領域に放置することなく、勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動権を保障することによって、憲法上の社会制度にまで高めた。労組法もまたその趣旨に即し、かつその範囲内において労働者の団結、団体交渉その他の団体行動を保護保障するものである。

労組法の規定する労働組合、団体交渉、労働協約、争議行為に関する保護も、労働条件の集団的決定という制度の一環として解せられるべきであり、四者はそれぞれ密接不可分な関連において、はじめて保障あるいは保護されているのである。

#### (三) 労働組合

労働組合とは、労働者が主体となつて、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主たる目的として組織する団体又はその連合体である。労組法の労働組合及び労働者に対する保護も保障も、また規制も、この目的の範囲内において行われるのである。

労働組合は、労働者の自由意思に基く団結である。労働組合がその組織を強化する



ため、一人でも多く加入させようと努めることは、当然のことであるが、それは、労働者や労働組合の啓蒙、宣伝あるいは説得により、あくまでも個々人の自由意思に訴えるのが本筋である。

いわゆるシヨップ制なるものは、自由なる団結の例外をなすものである。シヨップ制については、労働者側にとって無条件に有利な如く考える向もあるが、わが国のように、労働組合が企業別組織を原則としているようなところでは、労働市場の独占という機能を論ずる余地がないのみならず、シヨップ制は往々にして、使用者の組合支配の手段に用いられる危険すらあることを考えるべきである。

労働組合の統制権についても、組合本来の目的を達成する限度内でのみ認められるものであつて、これ以外の目的、たとえば、公職選挙において、特定の候補者を支持応援するために統制権を行使することは、許されるべきではない。

労働組合というからには、その組織及び運営が自主的であり、使用者から独立であることを必然的条件とするが、わが国の労働組合の中には、組合員をふやすことに急なる余り、組合員としての義務の履行を期待し難い者をも組合に入れようとしたり、使用者から組合運営の経費を消極的に受けるのではなく闘い取ればよいのだという考えが、未だ払拭されないものようであるが、反省すべきである。

労働組合の活動分野としては、労働条件に関する活動、福利共済活動、政治活動の三つがある。労働条件に関する活動が、労働組合の本質的かつ不可欠の活動であることはいうまでもない。福利共済活動は、労働組合の団結の強化、労働者の連帯意識の向上に、極めて大きな役割を果すものであるが、今日までのところ、わが国の組合運動においては、福利共済活動はかかる機能を十分営んではこなかった。

団結を強化する無理のない手段としても、福利共済活動は再認識されるべきである。これに対し、労働組合が政治活動を行うのは本来筋違いである。わが国労働組合、特に上部組織の離合集散が、特定政党とのつながり、政治的イデオロギーの対立、労働組合の政治活動を契機としている点が顕著であることに鑑み、労働組合と政治活動との関係は深く反省すべきものがある。

#### 四 不当労働行為制度

不当労働行為制度は、憲法第二八条の目的をより効果的に担保せんとするにある。すなわち、団結権、団体行動権を侵害する使用者の行為の類型を明確にして、これを禁止し、その違反に対しては裁判所の保護に加え、労働委員会による簡易迅速な救済措置が講じられているのである。しかし、使用者はあえてこの制度にまたなくても、労働者の団結権、団体交渉その他の団体行動権を尊重すべきことは当然である。

労組法は、使用者の不当労働行為のみを規定している。しかし、団結権、団体行動権に影響を与えるからといって、かかる使用者の行為のすべてを禁止しているのではない。すなわち、それは使用者の正当な行為を禁ずるものではなく、また、労働者側の不当な行為までも保護するものではない。労働組合の行為の正当性の問題は、不当労働行為制度の中心問題であるが、それは法の目的に従って判断されるべきである。すなわち、労働者の経済的地位の向上のため、使用者と労働条件について交渉するという目的に関係する行為という枠内において問題となりうるのであつて、それ以外の行為は、労組法の関知するところではなく、それぞれ関係法規によって決せられるべき問題である。

#### 五 団体交渉

法の保護助長する団体交渉とは、本来、労働組合が労働条件を定める労働協約を結ぶための交渉にかぎられ、労働組合と使用者との間の交渉や協議のすべてではない。たとえば、他の使用者と労働組合間の紛争のように、その使用者が処分権を持たない事項や、労働条件や労働者の待遇の基準と明確な関連を持たない企業の経営方針、企業の役員員の人事等、使用者に処分権があつても、およそ労働協約になじまない事項に関する交渉は、法の保護助成せんとする団体交渉ではない。

又、労働協約を締結するための交渉であつても、常に使用者に団体交渉に応ずべき義務を負わせているにわけではない。使用者は、正当な事由があれば、団体交渉の全部又は一部を拒否しうる。たとえば、労働協約有効期間中、労働組合がその協約に定めるところと矛盾抵触する内容の要求を行った場合とか、労働協約や協定によって団体交渉手続が定められているとき、これに反する団体交渉手続がとられた場合、あるいは交渉が喧騒や吊し上げにわたり、不当に長時間の交渉を強要されたり、暴力行為が行われ又はそのおそれがあつて、円滑に交渉を進め難いと認められる場合には、使用者は団体交渉を拒否しうる。

#### 六 労働協約

労働協約は、一面、労働契約に優先する効力を賦与されているものであり、実質的な労使対等の労働条件の決定を担保するという意味において、労働者の利益のための制度であることは明らかであるが、他面、労使関係の安定を約束するものであり、この意味において、使用者もこれから利益を受けること極めて大である。

しかるに今日、労働協約の有効期間中に、協約所定以外の事項について要求を行い、要求が容れられないときには争議行為をもつてしてもこれを貫徹し、別個の協約ないし協定を締結することの是非については、ほとんど反省がなされていない。

ある事項について労働協約を締結した場合に、その有効期間中に他の事項について団体交渉を行い、これについて争議行為を行うならば、いうところの平和義務は実質上無意味と化し、何ら協約期間中の産業平和を約束することにはならない。

労働協約が、その有効期間中の産業平和と円滑なる業務の運営を約束するものたらしめるためには、ばらばらの労働協約を締結せずに一本化した体系的な労働協約を締結し、これにその有効期間中に予想される一切の問題点を網羅することに努めるべきである。

#### (七) 争議行為

ストライキは、団体交渉の行き詰りを打開する最後の手段として認められるものであって、労働者の集団的な労務提供の拒否という不作為がその本質である。ピケとかデモとかは、ストライキに本質的のものではない。

ストライキは、団体交渉の行き詰りを打開する最後の手段として認められるとしても、決して無制限に是認されるものではない。そのストライキが労働組合の正当な行為として民事、刑事の免責を受けるためには、労働条件の集団的決定制度の枠内におけるものであることが必要であり、ストライキに対する制限法規はもとより、労働協約、組合規約にも違反することなく、また暴力行為その他の不法行為を伴うものでもないことを必要とする。いずれかの点において違反があれば、それ相応の責任を生ずるのはいずれまでもない。

法は労働組合が労働条件に関して使用者と交渉するために団体行動を是認しているのであるから、この目的をはなれ、しかも使用者の処分しえない事項を目的とするストライキ、たとえば政治ストの如きは、それが直ちに違法な行為とならば限らないが、制度として認められるストライキとは、全く性質を異にするものであって、何ら免責や保護を受けるものではない。

権利の行使、義務の履行、法令又は労働協約、協定、就業規則、契約の解釈適用等に関する、いわゆる権利争議は、賃金その他の労働条件等の決定をめぐる利益争議とは、性質上画然と区別される。それは、当事者間での話し合いや、紛争解決機関による自主的な解決がつかなければ、最終的には裁判所、労働委員会等の国家機関によって解決しうる性質のものであって、争議行為を必然としない。かかる事項についてまでストライキを行うことは、深く反省すべきである。

ロックアウトは、使用者が労働争議において多数の労働者の労務の受領を拒否する行為であるが、ストライキと同様な制度的必然性をもっていない。従って、積極的攻撃的ロックアウトを行うことは許されない。

争議行為は労使に損害をかけることはいうに及ばず、公衆にも迷惑をかけるものであるから、できるだけこれを回避するように努めなければならない。労使の実情に即した争議の円滑な解決を図るためには、労使の合意により、自主的な調整機関を設定するのが望ましいが、この点については、わが国の労使慣行は未熟であり、今後大いに考慮すべき問題である。自主的解決機関の設置運営が困難な状況にあるならば、少くとも労働委員会を尊重活用して労使関係の平和的進展に一層の努力を払うべきである。

『行政三』

昭和三十二年一月二五日

〔五一―一五九〕労働部長より共同作業所所長宛（三二職補第二八号）

#### 共同作業所（内規）基準の制定について

神奈川県共同作業所等に関する規則（昭和三十一年十月三十日、神奈川県規則第八十号。以下規則という。）の制定に伴い、規則に定のあるもののほか運営その他必要な事項は、知事の承認を得て定めることになったので、内容の統一を図るため別紙のとおり、その制定基準を定めたから、これに準じ、左記事項御留意のうえ、作成し、承認の手続きをとられたい。

#### 記

一、制定規準第五条の始業・終業・休憩時間は一応の基準であつて列車時刻、寮における給食時間等の都合により若干の繰上げ又は繰下げはさしつかえない。  
二、来る二月十五日までに職業補導課あて二部提出のこと。

#### 神奈川県共同作業所規則制定規準

##### （総則）

第一条 この所則は、神奈川県共同作業所等に関する規則（昭和三十一年十月 神奈川県規則第八十号。以下規則という。）に定めるもののほか、神奈川県共同作業所（以下作業所という。）の運営その他必要な事項を定めるとともに、作業所の目的、作業員の心得等を明らかにしたものである。

##### （作業所の目的）

第二条 作業所は、特別な技能を要する職業につこうとする者に技能訓練を施し、作業に対する委託加工料を得させながら就業の機会を与えることを目的とする。

(作業員の心得)

第三条 作業員は、常に作業員としての本分を自覚し、規則、緒規程、その他指

示事項を守り、健康に留意して常に勤勉でなければならない。

(作業時間)

第四条 作業時間は次のとおりとする。

平日 土曜日

始業 午前九時 午前九時

終業 午後四時三十分 正午

休憩 正午から午後一時まで

2 前項に定める作業時間のほか、受注品の納期等止むを得ない理由により、作業員が作業を行なおうとする場合は、あらかじめその理由を所長に届け出て、許可を受けなければならない。但し、原則として午後九時までを限度とする。

(作業の委託、作業の方法、及び委託料金)

第五条 作業の委託、作業の方法、及び委託料金等については別に定める「委託

料金等処理要綱」による。

(就職のあつ旋等)

第六条 作業員の就職については、公共職業安定所を通じてあつ旋を行い、自営

を希望するものに対しては、自営するに必要な助言又は勧告をする。

(授業料)

第七条 授業料は徴収しない。

(失業の認定等)

第八条 失業保険に基し、失業の認定及び生活保護法、身体障害者福祉法、戦傷病者授護法、児童福祉法、母子福祉法等の適用について必要な便宜を与える。

(労務加配米)

第九条 作業種目により労務加配米を受けることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める「配合要領」による。

(寮)

第十条 (神奈川県共同作業所) 入寮者に対しては、食費は実費程度とし、他はすべて無料とする

2 その他寮に関する必要事項は、所長が定める。

(雑則)

第十一条 規則第四条に基て誓約書の保証人は父兄又はこれに代わる身元引受人

とし、在所中保証人を変更するときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第十二条 作業員は、その住所又は戸籍に異動を生じたときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

附則

1 この所則は昭和 年 月 日から実施する。

2 「神奈川県横須賀共同作業所作業員就業心得」は廃止する。

『神類集』

昭和三十三年七月一日

(五―一―六〇)労働事務次官から労働福祉事業団理事長宛(労働省発監第一号)

労働福祉事業団法の施行について

第二十六回通常国会において成立した労働福祉事業団法は、昭和三十三年五月二十日法律第二百六号をもって公布施行され、これに伴い、労働福祉事業団法施行令(昭和三十三年政令第六十一号)及び労働福祉事業団登記令(昭和三十三年政令第六十二号)は、六月二十八日をもって、労働福祉事業団法施行規則(昭和三十三年労働省令第十四号)は、七月一日をもって、それぞれ公布施行された。これらの法律に基き労働福祉事業団は本日成立されることになったものである。

労働福祉事業団設立の目的は、法第一条に明記されているように、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することにあるが、事業団の運営に当っては、同法及び同法に基く法令によることは勿論、従来の経緯等に鑑み左記の点に特に留意して、事務の運営等に遺憾なきを期せられたい。

右命によつて通達する。

記

一 事業団は、早急に組織、機構を整備し、事業計画の達成を期すること。

二 事業団の本米の公共性に鑑み、その業務の運営については、法令を遵守し、適正に執行するよう十分の考慮を払うこと。特に事業団の財務及び会計については事業団の事業の能率的な経営と予算の適切な執行を図るため、万全の措置を講ずること。

三 事業団の任務は、本来国が行うべき事業を国に代って行ういわゆる代行機関であつて、労災病院等の労災保険施設については、労災保険業務と密接な関連があり、職業訓練施設等の失業保険施設については、職業補導事業等との一体的運営が必要とされるのであるから、常に労働省と一体不可分となり、その業務の運営に当るべきものであること。

四 事業団は、新たな構想と組織をもって発足するものであるから、従来の経緯等にとらわれることなく、清新にして明朗な体制を樹立し、役職員一体となりその業務に当らねたいこと。

五 副参事以上の職員の任命並びに理事の担当については事前に労働大臣の承認を求められたいこと。

六 失業保険の福祉施設については、都道府県等との関係より、十月以降に事業団に切り替えられる予定であること。 『福祉』

昭和三十三年七月九日

〔五一―一六一〕労働福祉事業団監理官から労働福祉事業団理事長宛（監発第一号）

#### 労働福祉事業団の業務に関連し事前に連絡を要する事項について

貴事業団と当省との連絡については、種々御配慮を願っていることと存じますが、今後両者の連絡を一層緊密にするため左に掲げる場合においては、事前に当方に連絡せしめられるようよろしく御取計らい願いたい。

#### 記

一 事業団の規程並びに重要な達を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 制定の際大臣の認可又は承認を必要とする規程等の細則を定めようとするとき。

三 事業団の業務運営上、重要な、若しくは基本的な方針又は類似の公的機関における措置との権衡について検討を必要とするような方針を決定しようとするとき。

四 事業団が締結する契約の標準約款を定めようとするとき、又は特に重要な、若しくは異例にわたる契約を締結しようとするとき。

五 次の各号の一に該当する場合で重要なとき。

1 国会又は各省に対し、文書又は資料等を提出しようとするとき。

2 会計検査院その他の外部機関から事業団の業務に関し勧告又は警告等を受け、これに対し措置しようとするとき及びこれ等の機関に対して文書を提出しようとするとき。

3 事業団の職員又は職員の組織する団体から労働条件の改善に関する要求を受け、これに対し態度を決定しようとするとき。

4 訴願、訴訟その他の紛争に関して事業団の態度を決定しようとするとき。 『福祉』

昭和三十三年六月三日

〔五一―一六二〕総理府総務長官より都道府県知事宛（総審第一二八号）

#### 駐留軍撤退に伴う離職者の対策について

標記については、昭和三十三年九月三日付総審第二〇二号をもって通知をいたし、離職者対策本部の設置をお願いしたのでありますが、今般駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五八号）の施行に伴い、駐留軍関係離職者等の対策機構として、新たに総理府に中央駐留軍関係離職者等対策協議会（中央協議会）が設けられることとなり、都道府県は、条例で都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会（都道府県協議会）を置くことができるとなりました。

このため政府においては、従来の特需等対策連絡会議を廃止し、また対策の実施の推進及び都道府県協議会との連絡にあたるため総理府に駐留軍関係離職者等対策推進本部を設ける等所要の措置を講じたのであります。

貴□におかれても同法の趣旨に則り速かに都道府県協議会を設置し、その協議会の設置、運営について労働省の通達によられるほか、左記の事項に留意せられ、対策の推進に遺憾なきを期せられるようお願いいたします。

#### 記

1 協議会の事務措置機構を明確にし、協議会の事務の一元的運営を図ること。

2 右の事務担当機構は協議会で連絡・調整された対策の推進にもあたり、特に駐留軍関係離職者の再就業について必要な個別の相談、斡旋等に努めること。

3 協議会で協議された事項中政府の措置を必要とするものその他対策推進のため必要な事項については、右の事務担当機構において随時駐留軍関係離職者等対策推進本部との運営に努めること。 『行政三』